

第6期

通常総代会資料

令和5年度事業報告：令和5年4月1日～令和6年3月31日

令和6年度事業計画：令和6年4月1日～令和7年3月31日



J A 約 領

— わたしたち JA のめざすもの —

わたしたち JA の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。**
- 1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。**
- 1. JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。**
- 1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。**
- 1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。**

J A 高知県経営理念

<経営理念>

高知県の豊かな自然の恵みを生かして、組合員・地域の皆様と共により良い「未来」をつくります。

<経営方針>

- 地域農業を振興し、農業者の所得増大を実現します。
- 人と人とのつながりを大切にし、心豊かな地域社会を創造します。
- 新たな改革に挑戦し続け、さらなる協同の成果を実現します。

目 次

・ ごあいさつ	1
・ 総代会次第	2
■ 総代会提出議案	3
・ 総代会への理事の提出書	7
■ 第1号議案 第6期（令和5年度）事業報告および事業報告の附属明細書並びに剰余金処分案の承認について	8
1. 組合の事業活動の概況に関する事項	9
(1) 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果	9
(2) 当該事業年度における事業の経過	23
(3) 当該事業年度における重要事項	31
(4) 財務・事業成績の推移	31
(5) 単体自己資本比率	31
(6) 対処すべき重要な課題	31
(7) その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項	31
2. 組合の運営組織の状況に関する事項	35
(1) 総代会の開催状況	35
(2) 組合員の状況	36
(3) 役員の状況	37
(4) 会計監査人の状況	39
(5) 職員の状況	39
(6) 組織の構成	40
(7) 施設の設置状況	43
(8) 子会社等の状況	53
(9) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項	54
3. 事業報告の附属明細書	55
(1) 役員に対する報酬等の明細	55
(2) 役員等の兼職等の明細	55
(3) 役員との間の取引の明細	56
○ 第6期貸借対照表（報告事項）	58
○ 第6期損益計算書（報告事項）	60
○ 第6期注記表（報告事項）	62
1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	62
2. 表示方法の変更に関する注記	64
3. 会計上の見積りに関する注記	64
4. 貸借対照表に関する注記	64
5. 損益計算書に関する注記	65
6. 金融商品に関する注記	66
7. 有価証券に関する注記	69
8. 退職給付に関する注記	70
9. 税効果会計に関する注記	71
10. 収益認識に関する注記	72
11. その他の注記	72

○ 第6期附属明細書（報告事項）	73
1. 貸借対照表等の附属明細書	73
(1) 組合員資本の明細	73
(2) 有形固定資産及び無形固定資産の明細	76
(3) 外部出資の明細	77
(4) 引当金等の明細	78
(5) 子会社等との間の取引並びに子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の明細	79
(6) 事業管理費の明細	81
○ 第6期剰余金処分案	82
○ 独立監査人の監査報告書（報告事項）	83
○ 監査報告書（報告事項）	85
○ 第6期部門別損益計算書（報告事項）	86
○ 第6期事業別の明細	87
■ 第2号議案 第7期（令和6年度）事業計画の設定について	91
■ 第3号議案 理事報酬について	107
■ 第4号議案 監事報酬について	108
■ 第5号議案 退任理事の退職慰労金について	109
■ 第6号議案 退任監事の退職慰労金について	110
■ 第7号議案 定款の一部変更について	111
■ 第8号議案 定款附属書総代選挙規程の一部変更について	114
■ 第9号議案 信用事業規程の一部変更について	116
■ 第10号議案 (有)十市パークステーション管理組合の解散について	118
■ 第11号議案 赤岡青果商業協同組合からの脱退について	121
■ 第12号議案 役員の選任について	122
■ 報告事項（1）第6期貸借対照表、損益計算書、注記表、計算書類の附属明細書の内容および会計監査人の監査報告・監事の監査報告、部門別損益計算書について	8
■ 報告事項（2）「JAバンク基本方針」の変更について	135
■ 『JA高知県自己改革の取組状況』	158

組合員のみなさまへ



高知県農業協同組合
代表理事組合長 秦泉寺 雅一

ご あ い さ つ

組合員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は当組合の事業運営に格段のご理解とご協力をいただいておりますことに、心より感謝とお礼を申し上げます。

また、今年1月1日の能登半島地震でお亡くなりになられた方々のご冥福を謹んでお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、昨年5月に5類へ移行し、対面や移動といった規制や制限が緩和され、コロナ禍前の日常へと回復に向かう1年となりました。一方、日米金利差拡大による円安進行や長期化するロシアによるウクライナ侵攻などが依然として続き、エネルギー資源や生産資材などが高止まり傾向となるなど、農業情勢の先行き見通しが不透明な1年ともなりました。

こうした情勢のもと、当組合では、これまでの不祥事の発生を踏まえた再発防止策の徹底、経営基盤の強化、不断の自己改革に取組んでまいりました。

不祥事の再発防止に向けては、「ガバナンス体制の強化」、「コンプライアンスの取組強化」、「内部監査機能の強化」、「リスク管理体制の整備」および「内部けん制体制の強化」を柱とし、組合員や地域の皆様からの信頼回復に向けて対応を進めてきたところであります。

経営基盤の強化への対応としては、将来を見据えた施設体制の再構築に向けて、金融ならびに経済店舗の再編、機能の見直しを行うとともに、将来のコスト負担を先送ることのないよう、遊休資産の流動化を推し進め、事業管理費等のコスト削減にも取組みました。

不断の自己改革については、農業者の所得増大・農業生産の拡大に向けた対応として、地区間連携による集出荷体制の見直しや品目の集約を図ったほか、あぐりスクールなどの食農教育活動を通じて地域の活性化に取組んでまいりました。

令和5年度の経営状況については、事業総利益段階では、概ね計画を達成することができましたが、実際にはコロナ禍における貸倒引当金の補正計上の戻入などによるものであり、事業の収支改善には至っておりません。事業利益段階では388,197千円を確保する結果となり、計画として見込んでいた648,859千円の事業損失から大幅にプラスに転じるものとなりましたが、主な要因としては事業管理費の縮小であり、エネルギー資源の高騰を踏まえて見込んでいた施設管理費が当初の想定を下回ったこと、また想定を上回る退職者数となり人件費が縮小したことなどによるものです。当年度もこれまでと同様に多額の減損損失を計上する結果となったことも含め、経営の結果を真摯に受け止め、今後の組合経営にいかしていく所存でございます。

経営理念に掲げるよりよい未来に向けては、コンプライアンス態勢ならびに組合経営の健全化、将来の組織の担い手となる人材育成、確保が喫緊の課題であると強く認識しております。組合員の皆様からの負託に応えられるよう、これらの課題に邁進してまいりますので、当組合へのご支援とご協力を引き続き賜りますとともに、組合員の皆様のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げ、あいさつといたします。

第6期通常総代会次第

日 時 令和6年6月27日（木）午後1時

場 所 高知県立春野総合運動公園体育館大アリーナ
(高知市春野町芳原2485)

- | | |
|------------|---------|
| 1. 開 会 | 6. 議長選任 |
| 2. JA綱領唱和 | 7. 書記任命 |
| 3. 組合長あいさつ | 8. 議 事 |
| 4. 来賓紹介 | 9. 閉 会 |
| 5. 総代会成立宣言 | |

第6期通常総代会提出議案

- 報告事項** (1) 第6期貸借対照表、損益計算書、注記表、計算書類の附属明細書の内容および会計監査人の監査報告・監事の監査報告、部門別損益計算書について
(2) 「JAバンク基本方針」の変更について
- 第1号議案** 第6期（令和5年度）事業報告および事業報告の附属明細書並びに剰余金処分案の承認について
- 第2号議案** 第7期（令和6年度）事業計画の設定について
- 第3号議案** 理事報酬について
- 第4号議案** 監事報酬について
- 第5号議案** 退任理事の退職慰労金について
- 第6号議案** 退任監事の退職慰労金について
- 第7号議案** 定款の一部変更について
- 第8号議案** 定款附属書総代選挙規程の一部変更について
- 第9号議案** 信用事業規程の一部変更について
- 第10号議案** (有)十市パークステーション管理組合の解散について
- 第11号議案** 赤岡青果商業協同組合からの脱退について
- 第12号議案** 役員の選任について

総代会参考書類

(※ 当該資料は農業協同組合法施行規則第 161 条第 1 項に基づき交付する総会参考書類に該当するものです。)

第 1 号議案 第 6 期（令和 5 年度）事業報告および事業報告の附属明細書並びに 剰余金処分案の承認について

第 6 期（令和 5 年度）の「事業報告」および「剰余金処分案」を確定させるため、ご承認をお願いするものです。第 6 期（令和 5 年度）の事業報告および剰余金処分案は、本冊子「第 6 期通常総代会資料（8 ページ～82 ページ）」に記載のとおりです。

第 2 号議案 第 7 期（令和 6 年度）事業計画の設定について

第 7 期（令和 6 年度）の「事業計画」の設定について、ご承認をお願いするものです。第 7 期（令和 6 年度）事業計画は、「第 6 期通常総代会資料（91 ページ～106 ページ）」に記載のとおりです。

第 3 号議案 理事報酬について

令和 6 年度の理事の報酬については、総額 15,800 万円以内とし、各理事の報酬額、支給方法などについては、その範囲内において理事会に一任することについて、ご承認をお願いするものです。

なお、理事は令和 6 年 4 月から 6 月は 47 名、令和 6 年 7 月から令和 7 年 3 月は 36 名です。

第 4 号議案 監事報酬について

令和 6 年度の監事の報酬については、総額 2,600 万円以内とし、各監事の報酬額、支給方法などについては、その範囲内において監事會に一任することについて、ご承認をお願いするものです。

なお、監事は 5 名（うち員外監事 2 名）です。

第 5 号議案 退任理事の退職慰労金について

退任理事 27 名に対し、当組合における役員退職慰労金規程に基づき、総額 5,160 万円の範囲内で退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給時期および支給方法等については、理事会に一任することについて、ご承認をお願いするものです。

退任理事の略歴は、本冊子「第 6 期通常総代会資料（109 ページ）」に記載のとおりです。

第 6 号議案 退任監事の退職慰労金について

退任監事 3 名に対し、当組合における役員退職慰労金規程に基づき、総額 290 万円の範囲内で退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給時期およ

び支給方法等については、監事会に一任することについて、ご承認をお願いするものです。

退任監事の略歴は、本冊子「第6期通常総代会資料（110ページ）」に記載のとおりです。

第7号議案 定款の一部変更について

以下に示す主な事項に関し、定款を一部変更することについて、ご承認をお願いするものです。

- (1) 両替については、従来は信用事業に附帯する事業として行っていたが、今般、邦貨間の両替が拡大したため事業として追加するため、所要の変更をするものです。
- (2) 上記事業追加を行ったことによる条項ずれの対応を行うため、所要の変更をするものです。
- (3) 「刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）」により、懲役および禁錮が廃止され拘禁刑が創設されました。それにより、農協法の関係条文が改正されたことに伴い、定款において文言変更を行うため、所要の変更をするものです。
- (4) 令和5年4月1日に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（法律第56号）」により、連合会が農業経営を行う場合の会員である組合における総会決議が不要となりました。それに伴い、定款において対応するため、所要の変更をするものです。

第8号議案 定款附属書総代選挙規程の一部変更について

以下に示す主な事項に関し、定款附属書総代選挙規程を一部変更することについて、ご承認をお願いするものです。

- (1) 定款と同様、「刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）」により、懲役および禁錮が廃止され拘禁刑が創設されました。それにより、農協法の関係条文が改正されたことに伴い、総代選挙規程において文言変更を行うため、所要の変更をするものです。
- (2) 総代選挙規程では、総代選挙に際し、総代の住所・氏名等を掲示することとしていますが、昨今の個人情報保護意識の高まり等をふまえ、住所に代え「選挙区」を掲示することとするため、所要の変更をするものです。

第9号議案 信用事業規程の一部変更について

以下に示す主な事項に関し、信用事業規程を一部変更することについて、ご承認をお願いするものです。

- (1) 「iDeCo（個人型確定拠出年金）の取扱開始を今後予定しており、信用事業規程において、信用事業の附帯事業として「農業法人等の事務受託」業務を

追加する必要があるため、所要の変更をするものです。

- (2) 今般、邦貨間の両替が拡大したことに伴い、事業として「両替」を条項に追加するため、所要の変更をするものです。

第 10 号議案 (有)十市パークステーション管理組合の解散について

当組合子会社の(有)十市パークステーション管理組合は、平成18年に設立され、当組合が當む農産物直販所「ごとおち市」がテナントとして入居するなど、所有物件の管理・運営業を営んでまいりました。

昨年当組合は、経営基盤強化に係る収支改善のため、恒常に赤字を計上していた「ごとおち市」の閉店を決定し、令和5年12月末をもって撤退を完了しました。それに伴い、所有物件の売却に向けた取組を開始しており、これをもちまして、同社の役割は終了することが見込まれることから、同社解散についてご承認をお願いするものです。

第 11 号議案 赤岡青果商業協同組合からの脱退について

赤岡青果商業協同組合からの脱退について、ご承認をお願いするものです。

第 12 号議案 役員の選任について

役員の任期満了に伴い、定款附属書役員選任規程第2条第1項に基づき、理事36名、監事5名の選任について、ご承認をお願いするものです。

なお、監事の議案については監事の過半数の同意を得ております。

役員候補者の略歴は、本冊子「第6期通常総代会資料(122ページ～134ページ)」に記載のとおりです。

総代会への理事の提出書

第6期通常総代会を開催するにあたり、第1号議案から第12号議案までの議案を総代会に提出します。

令和6年6月27日

高知県農業協同組合

代表理事組合長	秦泉寺 雅一	理事	久岡 隆
代表理事副組合長	前田 倫夫	〃	林 幸一
代表理事専務	島田 信行	〃	川井 由紀
〃	畠山 博文	〃	野町 亜理
〃	青木 厚林	〃	中村 富貴
〃	大原 光鶴	〃	宮地 幸
常務理事	安岡 憲保	〃	尾崎 文彦
〃	小松 藤雄	〃	松田 哲幸
〃	川竹 壽栄	〃	齊藤 仁信
〃	森田 祐輔	〃	小松 昌平
〃	金堂 元彦	〃	坂本 好史
〃	垣内 育男	〃	森下 智裕
〃	今村 篤志	〃	前田 晴夫
〃	谷脇 憲二	〃	廣岡 勉
〃	馬場 義人	〃	川井 高廣
〃	上澤 哲猪	〃	澤本 誠
〃	竹吉 功	〃	右城 雄一
〃	長尾 理夫	〃	片山 一也
〃	吉福 洋	〃	土居 雄作
		〃	山本 倫弘
		〃	水田 実
		〃	濱田 善久
		〃	谷脇 健司
		〃	明神 正和
		〃	山本 道雄
		〃	下村 昌幸
		〃	浦田 久永
		〃	岡村 武彦
		〃	葛根 学
		理事職務執行者	

第1号議案

第6期（令和5年度）事業報告および事業報告の附属明細書並びに剰余金処分案の承認について

報告事項（1）

第6期貸借対照表、損益計算書、注記表、計算書類の附属明細書の内容および会計監査人の監査報告・監事の監査報告、部門別損益計算書について

第6期（令和5年度）事業報告

令和5年4月1日から

令和6年3月31日まで

○ 第6期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)事業報告

1. 組合の事業活動の概況に関する事項

(1) 当該事業年度の末における主要な事業活動の内容と成果

令和5年度は、日米金利差拡大による円安進行や長期化するロシアによるウクライナ侵攻、パレスチナ問題などを背景に、エネルギー資源や食料品などが高止まり傾向となり、農業情勢の先行きの見通しが不透明な1年となりました。今年3月には日銀のマイナス金利政策の解除が決定し、金融情勢の不透明感も一層強くなっています。

また、重大な災害が相次ぐ年度となり、年明けに発生した能登半島地震をはじめ、記録的な猛暑や線状降水帯の発生は、地域農業や食料の安定生産を脅かす事態となりました。

こうした状況のもと、当組合では引き続き「経営基盤の強化」に取組んできました。収支実績や事業環境の変化等を踏まえた経営シミュレーションなどを行ったほか、将来を見据えた拠点の再構築として金融ならびに経済店舗の再編・機能の見直しを行い、事業運営の効率化を図りました。遊休状態の拠点の流動化も図ることで将来的なランニングコストの抑制にもつなげています。

「不断の自己改革」の実践に向けては、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に寄与できるよう、幡多、高西地区のニラの集出荷体制を見直し、「四十野菜集出荷場」の稼働を本格的に始めたほか、高西地区管内のピーマンを仁淀川地区に集約を図ることで出荷作業の合理化を図りました。あぐりスクールやちゃぐりんフェスタなども県内各地で開催し、「地域の活性化」に向けた食農教育活動を展開しました。

令和5年度の経営状況については、信用事業では、信連への預け金の減少に伴う奨励金の減少などにより、信用事業総利益は4,057,805千円（前年度実績対比97.30%）となりました。共済事業では、新契約高の伸び悩みなどで長期共済保有高が減少し、共済事業総利益は3,172,581千円（同91.22%）となりました。購買事業では、店舗再編による生活資材の供給高の減少などにより、購買事業総利益は3,160,065千円（同94.55%）となりました。販売事業では、米、野菜、果実の受託販売の販売高実績が前年度を上回ったことから販売事業総利益は2,761,528千円（同100.26%）となりました。事業利益は、事業別の貸倒引当金の戻入や事業管理費の抑制などにより388,197千円（同49.21%）となりました。

こうした中、当組合の財務状況については、信連への預け金の減少に伴うリスク量の減少などにより、自己資本比率は15.27%（同0.18ポイント増）となりました。

各事業別事業報告

1. 農業所得増大対策

「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の実現に向けて、各事業の取組が進むよう事業間連携を図り、各種対策に取組みました。

また、本年度も引き続き生産資材の価格高騰などに対応するため、適正価格の確保に向けて卸売会社、全国組織や行政機関等に対して要請活動に取組みました。

(1) 農業者の所得増大・農業生産の拡大に向けた補助事業等の活用支援の実施

① 担い手サポート事業の実施

J A グループ高知の県域担い手サポート連絡協議会の県域企画応援事業を活用し、新品目・新技術や既存作物の課題解決に向けた試験研究等への支援、規模拡大や新規栽培の農業者に対して生産資材等の経費支援を行い、助成金総額 29 百万円の実績となりました。

② 生産資材価格高騰における要請活動や各種補助事業への支援

農業者の所得確保に向け、再生産価格の実現に向けた卸売会社へ販売要請を行うとともに、反収向上や省力化・省エネ化につながるよう各種補助事業を有効活用し、ハウスの整備や機器類等の導入を支援しました。

生産資材の価格高騰対策として、農業者に対して国の肥料価格高騰対策事業や加温用 A 重油の施設園芸セーフティーネット構築事業の情報提供、各種補助事業への申請手続を支援しました。

- ・ 肥料価格高騰対策事業：(国) 申請者数 3,873 人 補助金申請総額 197,724 千円
(県) 申請者数 2,815 人 補助金申請総額 59,041 千円
- ・ 施設園芸セーフティーネット構築事業：加入戸数 2,105 戸、積立金総額 892,026 千円

(2) 集出荷場再編構想の見直しおよび集出荷場の効率的な運営

① 集出荷場再編構想の実践と集出荷場の効率化に向けた取組

第 2 期通常総代会で承認いただいた集出荷場再編構想に基づき再編を進めてきた「四万十野菜集出荷場」(高岡郡四万十町) が、令和 5 年 8 月より本格的に稼働を始めました。

また、高西地区管内のピーマンの土佐市(仁淀川地区)への集約により出荷作業の合理化を図ったほか、安芸市(安芸地区)のナス集出荷場 3 抱点の集約に向けた協議を進めました。集出荷場等の業務の改善・効率化に向けては、外部コンサルタントによる担当者研修を行い、集出荷場等 9 か所で作業環境の改善等による作業効率の向上を図りました。

② 園芸用出荷資材のコスト低減に向けた取組

共通資材 16 種類・品目資材 14 種類の入札を行うことで、資材価格の抑制を図りました。

(3) 農業者や集出荷場の労働力不足に対する支援

各地区の無料職業紹介所や農業用の求人サイト「あぐりマッチこうち」を

活用し、新聞広告、求人誌等で積極的な農作業の求人登録を進め、延べ 263 人のマッチングにつながりました。

集出荷場の外国人材の活用では、7か所の集出荷場で、合計 41 人の雇用を確保し、出荷作業の安定化に取組みました。

また、県や企業と連携してキュウリ箱詰め機やシシトウの省力化に向けた機械化を検討しました。

【外国人材の活用実績】

安芸（中芸・安芸・芸西）26 人、香美（香北）2 人、
高知（春野）5 人、仁淀川（戸波）2 人、高西（四万十）6 人

2. 営農指導事業

品目別営農指導員を中心とした営農指導体制の構築に努め、栽培技術の高位平準化を目指すとともに、JA大会に掲げる産地総点検運動の取組として、品目別（6品目）の農業振興計画の進捗管理、行政との連携による地域計画の策定に向けた地域・産地の課題抽出を行いました。

また、部会組織と連携して、新規就農者の受入など多様な担い手の確保や安全・安心な農畜産物の供給、土壤診断や環境保全型農業を通じた栽培方法の確立、IoPクラウド（※）「SAWACHI」を活用した営農指導など関係機関との連携を深めながら取組みました。

※「IoPクラウド」とは、IoT（Internet of Things）で接続した農業ハウス内の機器のデータや高知県全体にわたる農産物の個々の出荷に関するデータなどを、リアルタイムで一元的に集約するクラウド型のデータベースシステム。

（1）反収および品質向上対策と営農指導の強化

①反収および品質向上対策

品目別の課題解決に向けた栽培技術の研究を進めるとともに、ナス・キュウリ・ニラなど主要品目を中心に現地検討会や研修会を年間約2,000回開催し、栽培の基本管理を徹底しました。

②営農指導員の技術研鑽

品目担当専門営農指導員を中心とした県域の現地検討会等を年間40回開催し、産地の課題解決に向けた指導員の育成に取組みました。

③県との連携によるデータ駆動型農業の推進

県と連携して補助事業等を活用した環境制御機器の導入支援（環境測定装置の主要品目での普及率は64%）や、データを活用した営農支援サービスの実践に向けて、営農指導員の環境制御器機やデータ活用に関する指導力の向上に取組みました。

（2）環境に配慮した農業の推進

土壤診断（分析実施農家数 延べ2,133戸）を実施し、適正な施肥設計の推進による施肥量の低減、各種補助事業を活用したIPM技術や省エネ栽培技術の普及拡大に取組みました。

（3）農業経営管理支援の強化

青色申告会（1,545会員）による経営分析（462戸）を行い、記帳代行業務を通じた農業者の記帳支援に取組みました。

また、「野菜価格安定事業」については、対象品目の価格差補給金の交付手続（交付額227百万円）を行い、販売価格の下落の緩和につなげることで農業者所得の安定を支援しました。

（4）安全・安心な農畜産物の確保対策

生産履歴記帳や飼養履歴記帳、米穀農産物検査、残留農薬検査、園芸作物のエコシステム栽培の取組を継続し、県産農畜産物の安全・安心な生産出荷体制の確立に取組みました。

(5) 担い手の確保対策

①園芸用ハウス等の整備

国・県の補助事業を活用し、園芸用ハウス等 38 件（うち新規就農区分 13 件）、6.5ha を整備しました。

②新規就農者

行政や部会組織と連携し、産地提案書を活用した P R や部会組織等での研修受入を行い、新規就農者の確保に取組みました（新規就農者数 81 人（親元就農含む））。

③青壯年連盟等の活動支援

県・中国四国地区・全国の大会へ参加するなど、地域や品目を超えた若手農業者の育成を支援しました。

(6) つながりの強化

品目部会を中心とした集団指導に重点を置きながら、出向く機会も大切に組合員との意思の疎通に取組みました（延べ 60,951 戸訪問）。

3. 販売事業

農畜産物の安全・安心を確保する管理体制を強化し、消費者・取引先の信頼向上に取組みました。販売事業の収支改善と併せ、農畜産物の販売高の確保、資源価格の高騰による生産コストの増加への対応として、取引先等への販売価格転嫁の要請に取組みました。

また、出荷包装資材の規格見直しによる経費の低減に取組みました。

(1) 園芸販売

①販路拡大と販売促進対策

県域一元出荷と県共計に基づく卸売市場販売を主体に行い、生産コストを踏まえた県外事務所による営業商談の実施(498回)、事業本部による営業商談対応(市場・バイヤー137回)、事前値決め等の予約相対取引の実施(野菜19品目、花き2品目)、県園芸品販売拡大協議会事業と連携した販売促進(20社委託)により、委託販売額は計画対比97%、前年度実績対比101%となりました。

消費宣伝活動では、出荷時期にあわせた量販店・生協等での高知県フェアの実施(延べ4,960店)やT V、S N Sを活用した情報発信、県との連携による輸出促進(青果・花き)、主産県と連携した宣伝活動などに取組みました。

②再生産価格の安定的確保

県域品目部会や品目販売会議を中心に出荷販売対策を協議・共有し、販売目標単価の設定により再生産価格の安定確保に取組みました。

また、直接販売、買取販売では新規取引先の開拓と直接販売の強化のほか、「JAファーマーズマーケットとさのさと」との連携による供給拡大、ネット販売「ときごろ」のアイテム追加等による取扱拡大で、販売額は計画対比99%、前年度実績対比108%となりました。

③出荷品のコスト低減対策と品質・表示管理の徹底

普通ショウガや小ネギの包装フィルムの薄物化、ミョウガの梱包方法の変更による使用バンドの削減などにより省資源・環境負荷軽減と出荷経費の削減につなげるとともに、貸切トラックやJRコンテナの活用(1,579台)により輸送コストの低減を図りました。

また、集出荷場版G A P(農業生産工程管理)の実践により、出荷品の品質・表示管理の点検を行いました。

④精算業務の効率化対策

令和6年9月に事業本部で運用する精算システムの(株)高知県農協電算センター「販売システム」へ移行運用の開始に向けた作業を進めました。

(2) 米穀集荷販売

①生産対策

全国的な主食用米の需要の動向を踏まえながら、飼料用米の作付を推進しました(飼料用米:集荷量3,957トン、計画対比94.2%、前年度実績対比103.7%)。

②集荷量の確保・拡大

販売先との事前契約を基本に生産者と出荷確約契約を締結し、集荷量の確保に取組みました（主食用米集荷量 9,076 トン、計画対比 99.1%、前年度実績対比 94.6%）。

また、生産資材価格の高騰や需要動向を踏まえながら概算金を設定し、生産者に対して最大限精算できるよう努めました。

（3）玄米・精米販売

①玄米販売の拡大

集荷部門と連携し需要に沿った高知県産の取扱により、県内外の卸・米穀店への安定的な販売に取組みました（玄米販売数量 5,857 トン、計画対比 92.6%、前年度実績対比 92.7%）。

②精米販売の強化

県の補助事業を活用した量販店でのマネキン試食販売を実施し、精米の消費拡大を推進しました。

また、学校給食、ふるさと納税などの県内実需者に対し、地産地消と精米ブランド「パールライス」の営業商談と宣伝・販促活動を行い、県産米の販売強化に取組みました（精米販売数量 2,982 トン、計画対比 80.5%、前年度実績対比 96.2%）。

（4）農畜産販売

①土佐茶の生産振興

土佐茶新製品の発売、水出し茶の試飲販売や産地応援型ペットボトル茶の発売により、販売拡大および土佐茶ブランドの強化を図り、荒茶価格の維持、茶産地の生産量確保に取組みました。

また、輸出用原料茶を県内企業に供給開始し、新たな販売先の開拓に取組みました。

②ユズ加工販売の強化

一昨年のユズ不足が影響したことなどから、加工品の企画開発は行わず原料販売に特化しました。

輸出については、原発処理水の問題が影響したことを受け、中国向けの輸出は減少しましたが、フランス・米国向けの輸出は好調に推移しました。

③生乳の計画生産と乳質の高位平準化

生産基盤を維持し計画的な生乳生産に努め、生産管理チェックシートの記帳・管理により乳質の高位平準化に取組みました。

また、農林水産省が「みどりの食料システム戦略」の取組としてとりまとめた「みどりのチェックシート（畜産）」による全戸確認を行い、持続生産と環境保全の課題把握に努めました。

（5）食品表示・衛生管理

①行政指導等への対応

業務改善計画および再発防止策に基づき過去に発生した食品表示等の法

令違反事案への点検・指導を継続的に行い、食品表示・衛生管理の適正化に取組みました。

②関係法令の周知

役職員を対象に食品関係法令等の研修会を行い（2回、延べ666人受講）、基礎知識の習得に取組みました。

③点検・指導

食品製造・加工を行う店舗等を対象に、商品ラベル表示や施設の衛生点検等を年4回（延べ99か所）実施し、食品表示・衛生管理の適正化に取組みました。

【販売高実績】（内部取引控除後）

<受託販売高>

(単位：千円)

品目	金額	品目	金額
米	1,765,088	畜産物	3,736,569
豆・雑穀	580	林産物	455,882
野菜	47,067,277	特産物	1,264,330
果実	2,779,437	その他	47,448
花卉・花木	3,525,354	合計	60,641,968

<買取販売高>

(単位：千円)

品目	金額	品目	金額
米	452,016	畜産物	33,147
豆・雑穀	778	特産物等	93,426
野菜	3,960,231	合計	4,539,601

<加工販売高>

(単位：千円)

品目	金額	品目	金額
加工米(精米・玄米)	1,902,647	その他	228,231
ユズ果汁	1,087,287	合計	3,218,165

4. 購買事業

(1) 出向く体制の強化

各営農経済センターと購買事業本部による担い手農家・集落営農組織・農業法人等への訪問活動を通じ、資材に係る情報提供や予約注文書の配布・回収に努め予約率の向上に取組みました。農業法人等へは年間 51 件(計画対比:102%)の訪問活動を行いました。

実務担当者を対象に研修会を開催し、営業スキルや商品知識などの資質向上を図りました。

(2) 生産資材コストの削減

肥料価格が高止まりで推移する中、特別推進銘柄を設定し予約注文書に掲載して安価な商品の供給に取組みました。予約率は肥料で 52% (前年度実績対比: 51%)、農薬では 40% (同 37%) となりました。

また、低コスト生産資材の普及拡大として、全農集中銘柄（高度化成肥料）の普及に取組み、普及率は 87% (計画対比: 80%) となりました。

園芸資材については、各地区で一定量の取扱いのある被覆資材等をとりまとめて仕入れ先と交渉し、共同購入を行うことで安価な資材供給に努めました。

(3) 農業機械

全農との一体運営により事業を行い、組合員農家への訪問推進活動や農機の適正利用等の提案活動として、年間 7,344 件 (計画対比: 82%) の訪問活動を行いました。

また、中古農機展示会の開催や中古農機の情報発信を行い、多様化する組合員ニーズへの対応強化に取組みました。

県内全域を対象にレンタル農機事業を展開し、652 件 (計画対比: 82%) の実績となり、農家組合員のコスト低減に努めました。

(4) 燃料

営農用 A 重油の仕入先との価格交渉を強化するとともに、組合員への安定供給に努めました。営農用 A 重油および営農用加温灯油・二酸化炭素施用灯油の取引がある施設園芸農家等に対し、価格精算および価格折込を行い、生産資材コストの低減に取組みました。

また、供給先の重油タンクに残油監視システムを導入することで配送の効率化や配送コストの抑制に取組みました。

(5) 生活

県内全域でチラシによるベスト電気製品の推進、「はるやま」特別販売会の実施や地区独自の展示会開催など販売促進活動に取組みました。

また、女性部の協力のもと、共同購入愛用品目検討会や各地区で見本市を開催し、安全・安心な A コープマーク品を中心とした「JA くらしの宅配便」の普及活動を通じて取扱拡大に取組みました。

【購買品供給高実績】(内部取引控除後)

(単位：千円)

品目	購買品供給高	品目	購買品供給高
肥料	2,795,974	燃料	2,845,468
農薬	2,411,606	食品	1,963,252
飼料	521,127	生活用品	245,824
農業機械	703,060	家庭用燃料	15,507
生産資材	2,138,980	その他	
自動車	185,474	合計	13,826,276

※内部取引以外にも収益認識基準における会計変更に伴う代理人取引、農機の全農との分量取消等により 11,362,564 千円を控除しています。

5. 信用事業

選ばれ利用され続ける金融機関として、組合員・利用者の幅広いニーズを把握した農業と地域に貢献するサービスの提供と、不祥事未然防止のため事務指導・管理態勢の構築に取組み、信用事業総利益は 4,057,805 千円（計画対比 102.2%）の実績となりました。

（1）融資業務の強化

農業融資については、農業メイン強化先をはじめ、農業性資金FST（フィールドセールストレーニング）・資金需要調査等を展開し、組合員の資金ニーズの把握・資金提案を行いました。

住宅ローンについては、住宅関連会社への渉外活動を中心とした出向く体制、利用者のライフプランに応じた資金ニーズの提案を行いました。

貸出金残高実績は、農業性資金における物価上昇の影響などにより、106,666 百万円（計画対比 99.4%）となりました。

（2）非対面取引・メイン化の強化

キャッシュレス化・非対面取引の進展を踏まえ、JAバンクアプリ等の利用促進や、ATM定期貯金等による非対面取引の強化、利用者メイン化に取組みましたが、店舗統廃合・集金業務廃止の影響などにより、貯金残高実績は 687,974 百万円（計画対比 96.3%）となりました。

（3）事務指導・管理態勢の構築

不祥事再発防止の定着と事務指導の強化を図るため、JAグループ支援のもと事務改善ワーキンググループを再度設置し、四半期毎に全店舗を対象とした巡回指導を行い、不祥事再発防止と事務の堅確性向上に引き続き取組みました。

（4）マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

マネロン等対策として、信用事業管理職・職員全員の研修受講・AML（アンチ・マネー・ローンダリング）資格取得による専門的スキル向上に取組みました。

【貯金・貸出金残高実績】

(単位：千円)

貯金	687,974,387
貸出金	106,666,356

6. 共済事業

組合員・利用者をはじめとする契約者の皆様に感謝の気持ちを込めた「3Q訪問活動」を実践し、「近況・ご加入内容・請求漏れの確認」を軸とした保障点検活動や公的保険制度等の適切な情報提供を行いました。

「いえの保障」においては、発生が心配される南海トラフ地震や豪雨など様々な自然災害への備えを万全にするため、「建物更生共済」の保障充足活動を、「ひとの保障」では、若年層に対し十分な万一保障を提供していくため「定期生命共済（逓減型）」やニーズの高い「医療共済」「がん・特定重度疾病共済」等の生存保障の提案を中心に取組んだ結果、長期共済新契約高は、「生命万一・建更」で計画対比 90.4%となりました。長期共済保有高については、保障ニーズの多様化や満期契約の到来等により、1兆 8,982 億 5,468 万円（前年度実績対比 96.6%）となりました。

自動車共済においては、お見積りキャンペーンによる新規契約獲得やグレードアップ提案を中心に取組み、計画比 100.7%となり、共済事業総利益においては、計画対比 101.0%となりました。

また、契約者の利便性向上を図るため「Webマイページ登録」等のデジタル化の促進のほか、県内の小学校新入生への黄色い傘の寄贈、交通安全教室、介助犬教室の開催などによる地域貢献活動にも取組みました。

【新契約高実績】

①長期共済

(単位：千円)

生命万一・建更	保障金額	63,315,460
生存系 ^{※1}	共済金額	2,387,690
年金	年金原資 ^{※2}	1,764,260

※1 医療、がん・特定重度、介護系共済

※2 年金開始時における積立金

②短期共済

自動車	84,117 件
自賠責	46,206 件

7. 組織・経営基盤

(1) リスク管理の強化

①コンプライアンス体制の強化

不祥事再発防止策に基づきコンプライアンス研修や連続職場離脱・人事ローテーション等を実施し、コンプライアンス意識の向上と態勢の強化を図りました。

また、JAバンク基本方針に基づく不祥事点検基準「レベル1」の格付の解除、不祥事再発防止策のさらなる取組強化、会計監査人監査に対応できる内部統制の再構築に向けて、リスク管理部や各事業本部の事務指導部署を中心に不祥事の発生につながるリスクの発見と予防に徹底して取組みました。

②マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

マネー・ローンダリング・テロ資金供与(以下、マネロン等)対策について、マネロン等リスクへの対応を経営戦略上の重要課題と捉え、金融庁のマネロン等に関するガイドラインに基づき、関連する基本規程、リスク評価書の改正を行いました。

また、事業ごとの固有リスクの見直しのためマネロンマニュアルの整備、顧客管理の徹底等の対策強化に向けた系統マネロン管理システムの導入、AML(アンチ・マネー・ローンダリング)オフィサー認定試験の受験対象範囲を拡大し、マネロン等に対する内部体制の強化を図りました。

(2) 経営基盤の強化

早期警戒制度で求められる持続可能な収益性、将来にわたる健全性を確保するため、収支実績や事業環境の変化等を踏まえた経営シミュレーションの結果および経営分析結果に基づき、次期3か年計画の策定作業を進めました。

また、販売手数料率の見直しや生活店舗のフランチャイズ化などマイナス幅の大きい事業を中心に各事業部門と連携して収支改善に向けた取組を進めるとともに、管理部門においては、宅急便の運賃削減などにより、管理運営コストを抑える取組を進めました。

くわえて、将来を見据えた施設体制の再構築として、令和6年3月末時点において金融店舗の再編(58店舗→49店舗)に取組みました。

各種システム化の取組としては、組合員・利用者の方々の利便性向上や業務の効率化による管理運営コストの抑制に向けて、新たなWEBサービスなど各種システムの研究を進めました。

(3) JA経営の健全性の確保

①拠点別・部門別収支管理の徹底と経営分析の実施

拠点別損益と全拠点の価値(正味売却価額)を精緻化するとともに、(株)高知県農協電算センターの協力を得て減損処理をツール化し、適正かつ効率的な減損リスクの算定に努めました。部門別収支管理も徹底し、拠点・部門の生産性や安全性を検証しました。

②固定資産の取得の厳格化と進捗管理の徹底

固定資産の取得に当たっては、取得ルールを厳格化し、必要性と回収可能性

を踏まえて投資を行うことで減価償却費などの固定費の抑制を図りました。再編等により廃止した拠点の備品類等については、利活用できるよう、地区間での「備品類等のマッチング」を通じて、事業管理費の抑制も図りました。

③遊休資産の流動化

流動化の可能性が高い拠点を中心に売却等に必要な情報を洗い出し、地目や地積、権利関係などの登記情報を整理するとともに、整理ができた拠点については適正かつ適法に流動化を図りました。

また、遊休資産流動化委員会の開催を通じ、組合全体としての流動化に向けた考え方やルールの構築に取組みました。

(4) 組合員の加入促進・メンバーシップの強化

①「JA高知県の自己改革に関する対話運動」の実施

女性部・青壯年部との対話集会を本部および各地区で開催しました。

また、広報誌モニター制度や料理教室の開催等を通じて、准組合員の声を広報活動等に反映しました。

②JA運営への組合員の意思反映

組合員の意見、意思を協同活動や事業運営に生かしていくよう、支所運営委員会・地区運営委員会・本所運営委員会を定期的に開催しました。(延べ207回開催、4,133人参加)

(5) くらしの活動・広報活動を通じた組合員・地域住民との関係づくり

①くらしの活動の取組

県内各地で食農教育、高齢者生活支援、生活文化活動などに取組みました。

また、「家の光三誌」の普及は、目標に対して『家の光』86.5%（目標部数2,125部）、『地上』81.5%（目標部数217部）、『ちゃぐりん』86.9%（目標部数728部）となりました。

②広報活動の実践

J Aグループ高知の統一広報としてテレビ番組を制作し放送しました。

また、広報誌「こうぐり」やH P、S N S、トップ広報やニュースリリークなどを通じて組織内外に向けた情報発信を行い、組合員・地域住民に対する「食」「農」「協同組合」への理解醸成に努めました。

『日本農業新聞』については、若手職員を対象とした研修会の開催や役職員を含めた普及・活用運動を行い、普及率は74.3%（目標部数3,053部）となりました。

(6) 人材育成・職場づくり

「人材育成基本方針」に基づく「活力ある職場づくり」に取組むとともに、管理職のマネジメント力や職員の基本的能力・専門性の向上のための各種研修会の実施、講師の派遣を行いました。

また、合併以降の課題であった賃金、労務管理の適正化を図るため外部コンサルタントを活用し新人事制度「目標管理制度」「人事考課制度」「賃金制度」「等級制度」の検討を行い、令和6年度からの新制度導入に向けて取組みました。

(2) 当該事業年度における事業の経過

【4月】

1日	第4期「親子あぐりスクール」開校
3日	入組式
3日	みのり監査法人 期末監査I（統括本部）
5日～28日	みのり監査法人 期末監査II（統括本部・各地区）
7日	地元小学校に「黄色い交通安全傘」などを贈呈（仁淀川地区）
7日、8日	「みどり市」9周年創業祭（高西地区）
8日、9日	J Aファーマーズマーケットとさのさと4周年祭
8日～10日	「JAグリーン四万十店」2周年創業祭（幡多地区）
11日	安芸地区運営委員会
12日	第1回本所運営委員会
19日	「あぐり食堂ほっと」4周年（土長地区）
20日	第1回常勤役員会議
24日	臨時理事会
28日	第1回監事會
上旬	「ハウス小夏」出荷開始（仁淀川地区）

【5月】

8日	第1回理事会
8日	第2回監事會
10日	株ミツカンと地元食材で交流（安芸地区）
10日	新嘗祭に献上する米の田植式の開催（香美地区）
11日	県選出国會議員との政策懇談会
11日～22日	決算定期監査
12日	香美香南農業振興連絡協議会総会
17日	安芸地区集出荷場再編協議会
17日～24日	みのり監査法人 期末監査III（統括本部・事業本部）
20日	第18期ちやぐりん塾 開校（安芸地区）
22日	第2回常勤役員会議
24日	第3回監事會
24日	人形供養祭（仁淀川地区）
25日	第2回本所運営委員会
25日	畠山支部の歩み・柚子部畠山支部50周年を祝う（安芸地区）
30日	香美地区運営委員会
31日	安芸地区運営委員会
上旬	「ノーブルアイカ」出荷最盛期（土長地区）
中旬	「高知ナス」出荷最盛期（安芸地区）
中旬	ハウス新ショウガ出荷最盛期（高知地区）

【6月】

1日	高西地区運営委員会
1日	県産牛乳を県知事にPR
2日	第2回理事会
2日	第4回監事會
4日	「ちよひめ」出荷開始（土長地区）
6日	土長地区運営委員会
5日～9日	幡多地区・支所合同運営委員会及び総代事前説明会
14日	県常例検査（本所・高知地区）
19日	高知地区運営委員会・総代合同会
20日	第3回常勤役員会議
23日	一人一研究体験発表会
23日	青壯年部によるジャンボタニシ駆除（安芸地区）
28日	第5期通常総代会
29日	臨時理事会
29日	第1回臨時監事會
上旬	ミョウガの出荷最盛期（高西地区）
中旬	「キラ坊スイカ」収穫最盛期（安芸地区）

【7月】

3日	第3回理事会
3日	第5回監事會
6日～7日	随時監査（高知地区）
12日～26日	随時監査（高西地区）
14日	県常例検査（土長地区）
16日	「風の市」オープン24周年記念感謝祭（土長地区）
18日	安芸地区本部園芸運営委員会
20日	第4回常勤役員会議
21日	「南国そだち」集荷開始（土長地区）
26日	第4期「男の料理教室」開講
28日	第59回県茶品評会審査会
31日	第4回理事会
31日	第6回監事會
31日	第2回臨時監事會
31日～8月9日	みのり監査法人 期中監査I①（統括本部・事業本部）
中旬	青柚出荷開始（安芸地区）
中旬	「グリーンレモン」出荷最盛期（幡多地区）

【8月】

4日	「四万十野菜集出荷場」竣工式（高西地区）
6日	「ナスフェス」開催（幡多地区）
7日～9日	随時監査（県外事務所）
8日～25日	県常例検査（本所・高知地区）
10日	高知龍馬空港で新米PR
10日	「カントリーエレベーター」安全祈願祭（高西地区）
21日	第5回常勤役員会議
21日	安芸地区高知ナス販売会議
26日	株アグリード土佐あき8作目のナスの定植（安芸地区）
28日	第5回理事会
28日	第7回監事會
29日	耕作放棄地解消に向けた環境保全活動（高知地区）
31日	第3回本所運営委員会
29日～9月1日	みのり監査法人 期中監査I（安芸地区）
30日～9月5日	随時監査（安芸地区）
初旬	「土佐甘とう」出荷最盛期（幡多地区）

【9月】

5日	J A高知県女性部および青壯年部との対話集会
7日～13日	みのり監査法人 期中監査I（仁淀川地区）
8日	香美地区運営委員会
9日	牛のうどん屋さん 日本協同組合学会「実践賞」を受賞（土長地区）
11日	幡多地区運営委員会
11日～22日	県常例検査（土長地区）
12日	土長地区運営委員会
14日～20日	みのり監査法人 期中監査I（香美地区）
15日	「がいにビックリたまげた大会」（幡多地区）
16日	J Aファーマーズマーケットとさのさと・アグリコレット来店者500万人達成
18日	サニーマートFCリニューアルオープン（吾川店、下八川店）（仁淀川地区）
20日	第6回常勤役員会議
21日	新嘗祭に献上する米の抜穂式の開催（香美地区）
26日～28日	みのり監査法人 期中監査I②（統括本部・事業本部）
27日	第6回理事会
27日	第8回監事會
27日	県常例検査（高西地区）
29日	中山ユズ加工場高度化整備完成引渡（安芸地区）
中旬	西山きんとき収穫最盛期（安芸地区）
中旬	「水晶文旦」出荷最盛期（仁淀川地区）

【10月】

2日	「JAグリーン四万十店」来店者100万人を達成（幡多地区）
2日～6日	みのり監査法人 期中監査Ⅰ（土長地区）
3日	「ごはん・お米とわたし」作文・図画高知県コンクール審査会
3日	仁淀川地区運営委員会
4日～10日	随時監査（幡多地区）
5日	香美地区運営委員会
6日	サニーマートFCリニューアルオープン（池川店、上八川店）（仁淀川地区）
7日	内定式
15日	加工用ユズの受入と搾汁開始（安芸地区）
16日	第3回臨時監事会
16日	安芸地区運営委員会（第3回）
17日	搾汁用ユズの受込開始（土長地区）
18日～20日	県常例検査（安芸地区）
19日	高知県園芸品販売推進大会
20日	第7回常勤役員会議
23日	高度救命処置用資機材を消防本部に寄贈（土長地区）
23日～27日	みのり監査法人 期中監査Ⅰ（幡多地区）
27日	第9回監事会
27日	「男のおもてなし～土佐のおきやく2023」開催（仁淀川地区）
28日	あぐりスクール「秋の野菜収穫と料理、工作」
30日	高知地区運営委員会
27日	第7回理事会
中旬	冬春ナスの出荷最盛期（安芸地区）
中旬	「四方竹」の出荷最盛期（土長地区）

【11月】

7日	土佐甘とうの生産者交流大会
8日～15日	県常例検査（高西地区）
9日	高西地区運営委員会
9日～21日	仮決算定期監査
13日～16日	みのり監査法人 期中監査Ⅰ（高知地区）
13日	第5回JA高知県肉牛枝肉共励会
20日	第8回常勤役員会議
22日	安芸地区本部園芸運営委員会
22日、24日	農水省検査
27日～12月1日	みのり監査法人 期中監査Ⅰ（高西地区）
28日	第8回理事会
28日	第10回監事會
上旬	「ハウス土佐文旦」出荷開始（仁淀川地区）
上旬	露地ショウガ収穫最盛期（仁淀川地区）

【12月】

1日	第4回本所運営委員会
2日	第4期「親子あぐりスクール」修了
3日	土長地区運営委員会
4日～11日	みのり監査法人 期中監査Ⅰ③（統括本部・事業本部）
4日～15日	農水省検査
4日～15日	県常例検査（安芸地区）
4日～21日	随時監査（香美地区）
5日	高西地区運営委員会
5日	香美地区運営委員会
8日	駅伝県代表校へ農産物を寄贈（香美地区、土長地区）
9日	第58回高知県茶品評会の表彰式
11日	安芸地区運営委員会
11日～19日	幡多地区・支所運営委員会
12日	安芸地区集出荷場再編協議会
15日	第11回監事會

【12月】

20日	第9回常勤役員会議
20日	J A高知厚生連へユズを寄贈
20日	地区本部消防訓練実施（幡多地区）
20日	「しまんと農法米」の売上の一一部を寄付（幡多地区）
27日	第9回理事会
27日	第12回監事會
上旬	ハウスキュウリ出荷最盛期（高知地区）
下旬	センリョウ出荷最盛期（安芸地区）

【1月】

9日～12日	みのり監査法人 期中監査II①（統括本部・事業本部）
16日	ブンタン出荷開始（幡多地区）
15日～17日	みのり監査法人 期中監査II（安芸地区）
16日～23日	随時監査（土長地区）
19日	2024年冬季JA高知県1DAY仕事体験
18日～22日	みのり監査法人 期中監査II（土長地区）
19日	農水省検査
22日	第10回常勤役員会議
23日	令和5年度JA青壯年部組織親睦スポーツ大会
25日～26日	みのり監査法人 期中監査II（仁淀川地区）
29日	第10回理事会
29日	第13回監事會
29日～30日	みのり監査法人 期中監査II（香美地区）
31日～2月2日	みのり監査法人 期中監査II（幡多地区）
上旬	「土佐よさこいポンカン」出荷最盛期（安芸地区）
下旬	「土佐文旦」出荷開始（仁淀川地区）
下旬	すくも文旦出荷開始（幡多地区）

【2月】

5日	高西地区役員推薦予備会議
5日～6日	みのり監査法人 期中監査II（高知地区）
6日～14日	随時監査（仁淀川地区）
8日	令和5年度「JA高知県カイゼン報告会」
9日	香美地区運営委員会
13日	高知地区運営委員会
16日	J A高知県安芸地区柚子部東川支部発足50周年大会（安芸地区）
19日～21日	みのり監査法人 期中監査II（高西地区）
20日	第11回常勤役員会議
21日	安芸地区集出荷場再編協議会
22日～26日	みのり監査法人 期中監査II②（統括本部・事業本部）
26日	高西地区運営委員会
26日	空撮用ドローン等を消防署に寄贈（幡多地区）
27日	第11回理事会
27日	第14回監事會
中旬	プロッコリー出荷最盛期（幡多地区）

【3月】

1日	仁淀川地区運営委員会
1日、13日	随時監査（共済事業本部）
8日、9日	「第20回なす祭りin豊洲」開催（安芸地区）
11日～27日	みのり監査法人 期中監査III（統括本部・事業本部）
13日	安芸地区運営委員会
13日	土長地区運営委員会
14日	幡多地区運営委員会
15日	救急車両寄贈式（香美地区）
18日	香美地区運営委員会
21日	第12回常勤役員会議
25日	第5回本所運営委員会
27日	第12回理事会
27日	第15回監事會
29日	みのり監査法人 期末監査I（あき支所ほか）
中旬	「おおきみ」出荷最盛期（幡多地区）

●当該事業年度における事業の経過

①農業振興への取組

安全安心な農産物を全国に出荷



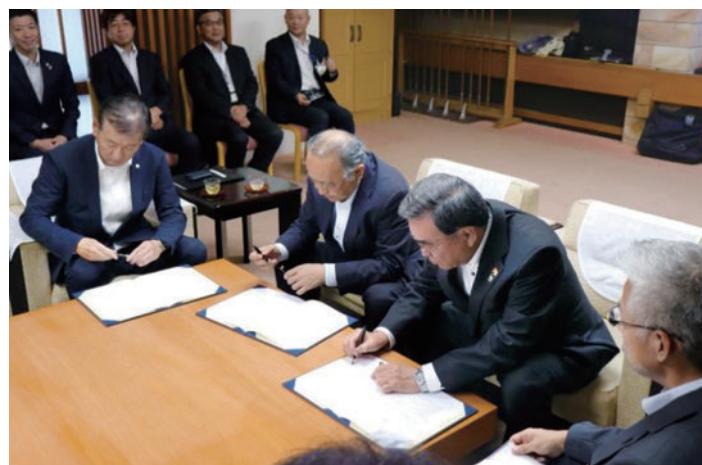
生産者、地域とともに安全安心な農産物を全国に出荷しています。

農作業の省力化に向けて



ドローンを活用した農薬の散布試験などを行い、省力化に向けた対応を検討しました。

酒米振興 4者協定を締結



県、県内の酒造協同組合など4者間で、酒米の生産振興に向けた協定を締結しました。

目慣らし会を通じた品質・規格の確認



生産者とともに規格や品質を確かめ、出荷を行っています。

子会社での農業振興



役職員、生産者が一体となって産地づくりに取組んでいます。

現地検討会を通じた栽培管理の徹底



品目別の現地検討会を通じ、病害虫の予防を行い栽培管理の徹底を行っています。

②地域振興への取組

あぐりスクールの開催



農業体験を通じて、「食」や「いのち」の大切さを伝えています。

あぐり食堂ほっと4周年



農家レストラン「あぐり食堂ほっと」は、おかげさまで4周年を迎えることができました。

出前授業で特産品を紹介



出前授業を行い、子どもたちに生産者の思いや農産物の栽培の様子を伝えています。

救助資機材等を寄贈



救助資機材等を寄贈し、地域貢献活動に取組みました。

地元児童を受入



集出荷場にて地元小学校の社会科見学を受け入れました。

高校駅伝を激励



管内の農産物を贈り、県内の駅伝代表校にエールを送りました。

③組織活動の取組

農業を通じたイベント交流



地元のマルシェに出店し、農産物の販売などを通じて来場者らと交流を深めました。

女性部の交流活動



米麹づくりなどを通じて、部員同士の交流を深めました。

サッカー選手と収穫体験



「高知ユナイテッドSC」の選手らと収穫を通じて交流を深めました。

仮装行列でつながる地域の輪づくり



助けあい組織「赤い旗（ふんどし）隊」は、仮装行列で地元の祭りを盛り上げました。

環境美化活動



清掃活動を行い、環境美化に取組んでいます。

新茶まつり開催



4年ぶりに試飲も行い、新茶の美味しさを伝えました。

④特筆すべき事項

「牛のうどん屋さん」日本協同組合学会「実践賞」を受賞



J A高知県女性部れいほく地区で活動する目的別グループ「牛のうどん屋さん」が、日本協同組合学会の「実践賞」を受賞しました。

「牛のうどん屋さん」は、食堂の運営などを通じて、地産地消や世代間交流といった地域の生活改善に貢献したことが評価されました。

同グループは、平成27年に旧 J A土佐れいほくの女性部員らで設立。廃止した店舗を活用した食堂もオープンし、地元産食材を使った料理を提供しています。

来店者数続々と大台突破



J A ファーマーズマーケットとさのさと



J A グリーン四万十店

「J A ファーマーズマーケットとさのさと」で9月16日、500万人を達成しました。同敷地内の「とさのさとアグリコレット」との合計人数で、リニューアルオープンから4年5か月での達成となりました。節目となった来店者に特産品などを贈呈し、達成を祝いました。

また、「JAグリーン四万十店」では10月2日、来店者100万人となりました。令和3年4月に移転オープンし、2年6か月での達成となりました。

日本地域情報コンテンツ大賞2023で優秀賞を受賞



当組合の広報誌「こうぐり」が、「日本地域情報コンテンツ大賞2023」の企業誌部門で今年度も優秀賞を受賞しました。受賞は令和元年度から5年連続で、5回目となりました。

また、WEB部門において当組合のホームページが、初めて優秀賞を受賞しました。

(3) 当該事業年度における重要事項

① Aコープ店舗のFC化

収支改善も含め、地域のライフラインの維持を図ることを目的に、(株)サニーマート、(株)とさのさとと連携し、仁淀川地区のAコープ4店舗（吾川店、下八川店、池川店、上八川店）を(株)サニーマートのフランチャイズ店としてリニューアルしました。

② 酒用精米工場の協定締結

県内の酒米の精米体制を維持し、県産酒米の使用と生産拡大による地域産業の振興や経済の活性化を図ることを目的に、令和5年10月16日に高知県、地域商社こうち、高知県酒造協同組合と協定を締結しました。

(4) 財務・事業成績の推移

(単位：千円)

区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (当期)
財務	事業利益	365,548	△ 1,609,918	788,745	388,197
	経常利益	1,082,438	△ 913,411	1,499,080	1,128,132
	当期剰余金	△ 280,900	△ 3,841,600	703,663	488,015
	総資産	768,721,511	782,692,606	771,901,439	744,522,088
	純資産	40,826,967	36,534,491	36,163,417	36,056,049
信用事業	貯金	703,041,939	722,673,985	713,916,283	687,974,387
	預金	605,689,680	599,030,529	578,585,733	547,847,335
	貸出金	72,088,827	91,828,191	102,214,984	106,666,356
	有価証券	15,910,935	21,112,881	20,620,358	19,106,904
	国債	3,167,495	4,839,601	4,574,438	4,420,454
共済事業	その他の	12,743,440	16,273,280	16,045,920	14,686,450
	長期共済保有高	2,094,062,468	2,032,868,430	1,963,719,131	1,898,254,683
購買事業	短期共済新契約掛金	4,355,674	4,211,840	4,118,619	3,965,936
	購買品供給高	25,528,847	17,448,662	15,729,440	13,826,276
販売事業	販売品販売・取扱高	65,102,858	63,880,121	65,638,659	65,181,570

※令和2年度の購買品供給高には、当組合の子会社である(株)JAエナジーこうちへの取扱高が総額で含まれていますが、3年度からは収益認識基準の適用に伴って純額表示（購買手数料への計上）に変更しています。

※販売品取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(5) 単体自己資本比率

当組合の単体自己資本比率 15.27% (令和6年3月31日現在)

(6) 対処すべき重要な課題

①自己改革に関する取組～総合事業を活かした「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現～

当組合は「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を実現するために、営農・販売・購買・信用・共済などをはじめとする総合事業を引き続き展開します。これらのJA事業を継続していくためには、将来見通しが不確実な中でも安定的な収支確保と財務基盤確保が必要と考えます。特に財務基盤では、近年、著しく出資金が流出していることから、収支均衡以上の経営を維持しながら一定の内部留保を確保し、組合員・利用者から信頼される経営体質の確立に向けて、事業・組織・経営の改革に取組みます。

なお、本事業年度における農業所得の増大に関する事項ならびに組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映および事業の利用に関する事項については、「自己改革工程表」に記載しております。

②不祥事事件の発生を踏まえたコンプライアンス体制の強化

当組合は、現在「ガバナンス体制の強化」「コンプライアンスの取組強化」「内部監査機能の強化」「リスク管理体制の整備」および「内部けん制体制の強化」を柱とする不祥事再発防止策を掲げ、当組合の経営を持続可能なものとするべく、役職員一丸となってこれらの取組を実践しております。

③遊休資産の流動化

現在、当組合では稼働していない遊休状態の拠点が100か所以上、県内各地に点在している状況であり、固定資産税等のランニングコストを今後将来も負担していくことは、組合経営の健全化に向けたリスクとなる恐れがあります。支所等の店舗再編により遊休状態の拠点が増加している状況も踏まえ、将来的なコストの抑制ならびに拠点管理の負担軽減に向けた対応が喫緊の課題となっております。

組合経営の健全化に資するよう「遊休資産流動化委員会」の開催を通じて流動化に向けた対応を協議し、適正かつ適法に処分等を進めています。

(7) その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

・業務の適正を確保するための体制

当組合では、次頁のとおりJA高知県内部統制システム基本方針を策定しており、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

高知県農業協同組合

(平成 31 年 1 月 28 日制定、令和 5 年 5 月 8 日最終改定)

組合員・利用者の皆さんに安心して組合をご利用いただくために、(一社)全国農業協同組合中央会が JA グループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルpline)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。

- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な進捗管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。

- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報を適時・適切に開示する。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

8. 県中央会との連携

- ① 当組合の適切な内部統制の構築・運用をはかるため、県中央会と連携する。

2. 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 総代会の開催状況

(ア) 通常総代会

令和5年6月28日13時より開催

総代会日現在総代数		581名
出席総代数	実際に出席した総代	192名
	代理人	4名
	書面	370名
	計	566名
出席准組合員数		0名
重要な議事及び議決事項		
報告事項		
(1) 第5期貸借対照表、損益計算書、注記表、計算書類の附属明細書の内容および会計監査人の監査報告・監事の監査報告、部門別損益計算書について		
(2) 「JAバンク基本方針」の変更について		
第1号議案 第5期（令和4年度）事業報告および事業報告の附属明細書並びに剰余金処分案の承認について		
第2号議案 第6期（令和5年度）事業計画の設定について		
第3号議案 理事報酬について		
第4号議案 監事報酬について		
第5号議案 定款の一部変更について		
第6号議案 JA高知県集出荷場再編構想の一部見直しについて		

(イ) 臨時総代会

該当なし

(2) 組合員の状況

(ア) 組合員数

(単位：組合員数)

資格区分		前期末	当期増加	当期減少	当期末
正組合員	個人	39,337	414	1,813	37,938
	法人 農事組合法人	60	3	2	61
	法人 その他の法人	149	14	2	161
	計	39,546	431	1,817	38,160
准組合員	個人	43,433	1,027	1,259	43,201
	農業協同組合	6	0	0	6
	農事組合法人	4	3	2	5
	その他の団体	158	3	2	159
	計	43,601	1,033	1,263	43,371
合計		83,147	1,464	3,080	81,531
備考 当期末正組合員戸数			33,875戸		
当期末准組合員戸数			36,888戸	合計	70,763戸

(イ) 出資口数

(単位：口)

資格区分		前期末	当期増加	当期減少	当期末
正組合員	個人	6,432,848	76,640	381,313	6,128,175
	法人 農事組合法人	3,241	200	0	3,441
	法人 その他の法人	14,224	126	10	14,340
	計	6,450,313	76,966	381,323	6,145,956
准組合員	個人	3,251,665	97,651	195,950	3,153,366
	農業協同組合	22,348	0	0	22,348
	農事組合法人	57	10	0	67
	その他の団体	30,991	41	31	31,001
	計	3,305,061	97,702	195,981	3,206,782
処分未済持分		432,432	200,619	123,831	509,220
合計		10,187,806	375,287	701,135	9,861,958
摘要：(1) 出資1口金額					1,000円
(2) 当期末払込済出資総額					9,861,958,000円

(3) 役員の状況

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他
代表理事組合長	秦 泉 寺 雅 一	常勤	有	実践的能力者
代表理事副組合長	前 田 倫 夫	常勤	有	実践的能力者 農業所得増大・経営基盤強化担当
代表理事専務	島 田 信 行	常勤	有	実践的能力者 統括本部担当
代表理事専務	畠 山 博 文	常勤	有	実践的能力者 信用共済担当
代表理事専務	青 木 厚 林	常勤	有	実践的能力者 営農販売担当
代表理事専務	大 原 光 鶴	常勤	有	実践的能力者 購買担当
常務理事	安 岡 憲 保	常勤	無	実践的能力者 営農販売担当
常務理事	小 松 藤 雄	常勤	無	実践的能力者 コンプライアンス担当
常務理事	川 竹 壽 栄	常勤	無	実践的能力者 安芸地区総務・信用共済・経済担当
常務理事	森 田 祐 輔	常勤	無	実践的能力者 香美地区総務・信用共済・経済担当
常務理事	金 堂 元 彦	常勤	無	実践的能力者 土長地区総務・信用共済担当
常務理事	垣 内 育 男	常勤	無	実践的能力者 土長地区経済担当
常務理事	今 村 篤 志	常勤	無	実践的能力者 高知地区総務・信用共済・経済担当
常務理事	谷 脇 憲 二	常勤	無	実践的能力者 仁淀川地区総務・信用共済担当
常務理事	馬 場 義 人	常勤	無	実践的能力者 仁淀川地区経済担当
常務理事	上 澤 哲 猪	常勤	無	実践的能力者 高西地区総務・信用共済担当
常務理事	竹 吉 功	常勤	無	実践的能力者 高西地区経済担当
常務理事	長 尾 理 夫	常勤	無	実践的能力者 幡多地区総務・経済担当
常務理事	吉 福 洋	常勤	無	実践的能力者 幡多地区信用共済担当
理事	久 岡 隆	非常勤	無	実践的能力者
理事	林 幸 一	非常勤	無	認定農業者
理事	川 井 由 紀	非常勤	無	女性理事
理事	野 町 亜 理	非常勤	無	認定農業者 女性理事
理事	中 村 富 貴	非常勤	無	認定農業者 女性理事
理事	宮 地 幸	非常勤	無	認定農業者 女性理事
理事	尾 崎 文 彦	非常勤	無	青壯年部理事

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他
理事	松田哲幸	非常勤	無	認定農業者 青壯年部理事
理事	齊藤仁信	非常勤	無	認定農業者
理事	小松昌平	非常勤	無	認定農業者
理事	坂本好史	非常勤	無	実践的能力者
理事	森下智裕	非常勤	無	実践的能力者
理事	前田晴夫	非常勤	無	実践的能力者
理事	廣岡勉	非常勤	無	認定農業者
理事	川井高廣	非常勤	無	認定農業者
理事	澤木誠	非常勤	無	認定農業者
理事	右城雄一	非常勤	無	認定農業者
理事	片山一也	非常勤	無	認定農業者
理事	土居雄作	非常勤	無	認定農業者
理事	山本倫弘	非常勤	無	認定農業者
理事	水田実	非常勤	無	実践的能力者
理事	濱田善久	非常勤	無	認定農業者
理事	谷脇健司	非常勤	無	認定農業者
理事	明神正和	非常勤	無	認定農業者
理事	山本道雄	非常勤	無	認定農業者
理事	下村昌幸	非常勤	無	認定農業者
理事	浦田久永	非常勤	無	実践的能力者
理事	岡村武彦	非常勤	無	実践的能力者
理事職務執行者	葛根学	非常勤	無	令和5年12月31日退任
常勤監事	北添和明	常勤		
常勤監事	武井隆一	常勤		
監事	山岡さか	非常勤		
監事	山崎誠一	非常勤		員外監事
監事	村田弘文	非常勤		員外監事

注1. 当組合は当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を填補するものです。

(4) 会計監査人の状況

当組合の会計監査人はみのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士北川健二氏および公認会計士松木克史氏です。

(5) 職員の状況

職員数の増減

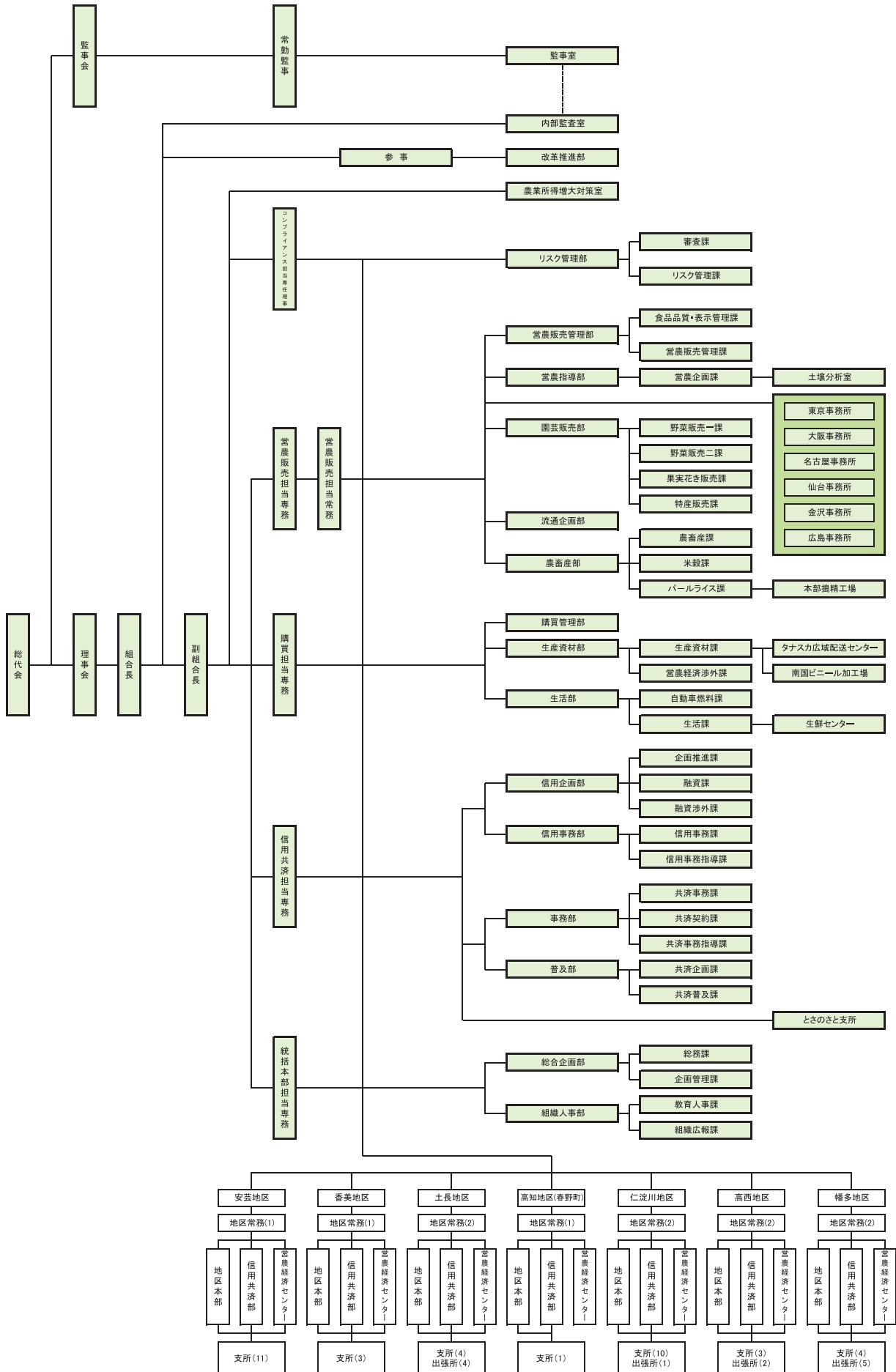
(単位：人)

区分	前期末	当期増加	当期減少	当期末		
				男	女	計
一般職員	1,371	27	100	782	516	1,298
嘱託職員	72	32	20	48	36	84
限定一般職員	25	0	1	13	11	24
契約職員	384	37	79	133	209	342
合計	1,852	96	200	976	772	1,748

※期末職員数には期末退職者は含みません。

(6) 組織の構成

(ア) 組合の機構



(イ) 組合員組織

【本所】

組織名	構成員数
本所運営委員会	25名

【安芸地区】

組織名	構成員数	組織名	構成員数
地区運営委員会	28名	柚子部	919名
支所運営委員会	283名	果樹部	62名
青壯年部	239名	特産部	13名
女性部	674名	酪農部会	3名
園芸部	916名	肉用牛部会	13名
稻作部会	20名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会安芸地区本部	650名
花卉部	56名	年金友の会	5,261名

【香美地区】

組織名	構成員数	組織名	構成員数
地区運営委員会	16名	酪農部	4名
支所運営委員会	171名	青壯年部	82名
園芸部	842名	女性部	355名
果樹部	283名	助け合い組織かがやき	32名
花卉部	53名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会香美地区本部	371名
生姜生産部	85名	年金友の会	4,798名

【土長地区】

組織名	構成員数	組織名	構成員数
地区運営委員会	30名	稻作部	73名
支所運営委員会	232名	酒米部	17名
青壯年部(南国)	26名	露地野菜部	15名
青壯年部(長岡)	27名	酪農部	4名
青壯年部(れいほく)	72名	桃部	7名
女性部(南国)	398名	ぜんまい部	158名
女性部(長岡)	27名	無農薬柚子部	418名
女性部(れいほく)	327名	年金友の会	5,363名
園芸部(南国)	340名	かざぐるま市運営協議会	184名
園芸部(長岡)	50名	風の市運営協議会	239名
園芸部(十市)	45名	学校給食米生産部	19名
園芸部(れいほく)	78名	機械銀行	14名
畜産部	43名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会土長地区本部	55名
直販部	199名		

【高知地区】

組織名	構成員数	組織名	構成員数
地区運営委員会	13名	園芸部	287名
支所運営委員会	121名	直販部	263名
青壯年部	154名	年金友の会	1,209名
女性部	154名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会高知地区本部	187名

【仁淀川地区】

組織名	構成員数	組織名	構成員数
地区運営委員会	68名	園芸部(コスモス)	360名
支所運営委員会	602名	園芸部(土佐市)	475名
青壯年部(コスモス)	107名	コスモス畜産部	12名
青壯年部(土佐市)	96名	助け合い組織仁淀川地区赤い輝隊	46名
女性部(コスモス)	299名	年金友の会(コスモス)	7,355名
女性部(土佐市)	271名	年金友の会(土佐市)	1,856名

【高西地区】

組織名	構成員数	組織名	構成員数
地区運営委員会	26名	アスパラガス部会	9名
支所運営委員会	164名	酒米生産部会	10名
ニラ部会	64名	梨生産部会	4名
カントリー・エレベーター利用組合	277名	堆肥センター利用組合	14名
エコ栽培米生産部会	13名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会高西地区本部(四万十)	230名
生姜部会	46名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会高西地区本部(津野山)	7名
イチゴ部会	3名	水耕セリ部会	6名
ハウス胡瓜部会	7名	津野山甘とう部会	19名
ユズ生産部会	22名	津野山みょうが部会	18名
ユズ研究会	65名	津野山なす部会	15名
津野山ユズ部会	196名	津野山椎茸生産部会	25名
小生姜部会	5名	津野山畜産振興会	12名
茶生産部会(津野山)	21名	津野山シキミ部会	10名
夏秋ピーマン生産部会	49名	青壯年部(四万十)	51名
養豚協会	4名	青壯年部(津野山)	6名
肉用牛部会	4名	女性部(四万十)	229名
興津園芸部会(ピーマン)	7名	女性部(津野山)	25名
興津園芸部会(ミョウガ)	45名	年金友の会(四万十)	1,856名
みどり市直販部会	360名	年金友の会(津野山)	1,055名
サトイモ生産部会	18名		

【幡多地区】

組織名	構成員数	組織名	構成員数
地区運営委員会	28名	水稻部	99名
支所運営委員会	354名	青壯年部	190名
園芸部	971名	女性部	783名
果樹部	355名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会幡多地区本部	91名
花卉部	43名	年金友の会	6,848名
畜産部	21名		

※当JAの組合員組織を記載しています。

(7) 施設の設置状況

(ア) 組合の施設の状況

種 別	名 称	所 在 地	摘 要
本 所	事務所	統括本部（総合企画部、リスク管理部）	高知市五台山5015-1
	事務所	統括本部（組織人事部）	高知市春野町弘岡下中央2454-15
	事務所	信用事業本部	高知市五台山5015-1
	事務所	共済事業本部（事務部）	高知市五台山5015-1
	事務所	共済事業本部（普及部）	高知市北御座2-27
	事務所	購買事業本部	高知市五台山5015-1
	事務所	営農販売事業本部	高知市仁井田新港4706-4
	事務所	東京事務所	東京都江東区豊洲6丁目3番1号
	事務所	大阪事務所	大阪府大阪市福島区野田1-1-86
	事務所	名古屋事務所	愛知県名古屋市西区枇杷島4-9-17
	事務所	仙台事務所	宮城県仙台市若林区卸町4-3-1
	事務所	金沢事務所	石川県金沢市西念4-7-1
	事務所	広島事務所	広島県広島市西区草津港1-8-1
	事務所	米穀課・パールライス課	南国市大塙甲25
	事務所	とさのさと支所	高知市北御座10-10
	精米麦施設	搗精工場	南国市大塙甲25
	生産資材加工施設	南国ビニール加工場	南国市立田1105
	倉庫	容器保管庫	高知市布師田金山3936-1
安芸地区	その他施設	タナスカ広域配送センター	高知市五台山5015-1
	その他施設	生鮮センター	高知市五台山5015-1
	事務所	安芸地区本部	安芸市幸町1-16
	事務所	安芸営農経済センター	安芸市幸町1-16
	事務所	あき支所	安芸市幸町1-16
	事務所	あき東支所	安芸市川北甲6852
	事務所	あき北支所	安芸市土居17-3
	事務所	東洋支所	安芸郡東洋町甲浦333-1
	事務所	室戸支所	室戸市室津1743
	事務所	吉良川支所	室戸市吉良川町甲2240-1
	事務所	奈半利支所	安芸郡奈半利町乙1810
	事務所	北川支所	安芸郡北川村野友甲830
	事務所	田野支所	安芸郡田野町1858-2
	事務所	安田支所	安芸郡安田町安田1850
	事務所	芸西支所	安芸郡芸西村西分甲5773-1
	事務所	赤野事業所	安芸市赤野乙31-1
	事務所	穴内事業所	安芸市穴内乙81-1
	事務所	あき東購買	安芸市川北甲6852
	事務所	あき北購買	安芸市土居17-3
	事務所	東川事業所	安芸市入河内603-1
	事務所	東洋事務所	安芸郡東洋町野根丙1306
	事務所	室戸事業所	室戸市室津1743
	事務所	吉良川事業所	室戸市吉良川町乙2016
	事務所	羽根事務所	室戸市羽根町乙1308
	事務所	中山事務所	安芸郡安田町正弘694-2
	事務所	奈半利事業所・あいあい広場	安芸郡奈半利町乙1810
	事務所	安田事業所	安芸郡安田町安田1847
	事務所	芸西資材センター	安芸郡芸西村西分甲459
集出荷場	安芸フロワーセンター	安芸市幸町1-16	
集出荷場	安芸集出荷場	安芸市土居288-1	
集出荷場	芸東集出荷場（総合選果場）	室戸市吉良川町乙2016	
集出荷場	芸東集出荷場（なす選果場）	室戸市羽根町乙1308	

種別	名称	所在地	摘要
安芸地区	集出荷場	中山集出荷場	安芸郡安田町正弘 694-2
	集出荷場	中芸集出荷場	安芸郡安田町東島 4307-13
	集出荷場	芸西集出荷場	安芸郡芸西村西分甲 1183-1
	集出荷場	穴内集出荷場	安芸市穴内乙 81-1
	集出荷場	赤野集出荷場	安芸市赤野乙 31-1
	ライスセンター	安芸ライスセンター	安芸市井ノ口乙 2980-1
	ライスセンター	安田ライスセンター	安芸郡安田町東島 1329
	ライスセンター	奈半利ライスセンター	安芸郡奈半利町乙 1908
	精米麦施設	精米加工場	室戸市領家 727-1
	育苗センター（水稻）	安芸育苗センター	安芸市井ノ口乙 2980-1
	育苗センター（水稻）	安田育苗センター	安芸郡安田町唐浜 260-1
	生産資材加工施設	芸西ビニール加工場	安芸郡芸西村馬ノ上 1320-1
	生産資材加工施設	安芸堆肥センター	安芸市穴内甲 736
	農畜産物等加工施設	北川ユズ加工場	安芸郡北川村野友甲 614-1
	農畜産物等加工施設	安芸ユズ加工場	安芸市東浜 98-4
	農畜産物等加工施設	中山ユズ加工場	安芸郡安田町小川 52-1
	農機センター	安芸農機センター	安芸市幸町 1-16
	農機センター	芸西農機センター	安芸郡芸西村和食甲 2229-2
	車両センター	あき車両センター	安芸市幸町 1-16
	給油所	ほっとステーションあきSS	安芸市幸町 1-16
	給油所	東川給油所	安芸市入河内 603-1
	給油所	あき東給油所	安芸市川北甲 6852
	給油所	あき北給油所	安芸市土居 17-3
	給油所	奈半利給油所	安芸郡奈半利町乙 1810
	給油所	中山給油所	安芸郡安田町正弘 694-2
	給油所	芸西給油所	安芸郡芸西村西分甲 5773-1
	葬祭施設	ルミエール室戸	室戸市室津 1768-1
	葬祭施設	ルミエール田野	安芸郡田野町 868-1
	その他施設	よりそいプラザ赤野	安芸市赤野乙 31-1
	その他施設	よりそいプラザ穴内	安芸市穴内乙 81-1
香美地区	事務所	香美地区本部	香南市野市町西野 2704-2
	事務所	香美営農経済センター	香南市野市町大谷 26
	事務所	野市支所	香南市野市町西野 2704-2
	事務所	香北支所	香美市香北町美良布 1293
	事務所	土佐山田支所	香美市土佐山田町百石町 2-2-48
	事務所	野市購買	香南市野市町大谷 26
	事務所	物部購買	香美市物部町大柄 1388-2
	事務所	香北購買	香美市香北町美良布 1293
	事務所	土佐山田購買	香美市土佐山田町百石町 2-2-48
	事務所	夜須購買	香南市夜須町坪井 42-1
	事務所	香我美購買	香南市香我美町徳王子 1534
	事務所	山北購買	香南市香我美町山北 1292-1
	集出荷場	野市集出荷場	香南市野市町大谷 26
	集出荷場	物部集出荷場	香美市物部町山崎 52-1

種 別	名 称	所 在 地	摘 要
香 美 地 区	集出荷場	山北果樹集出荷場	香南市香我美町山北1307
	集出荷場	特産センター	香南市野市町大谷28-1
	ライスセンター	野市ライスセンター	香南市野市町本村13
	ライスセンター	香南地区広域ライスセンター	香南市野市町本村247-1
	ライスセンター	香北ライスセンター	香美市香北町小川1150
	ライスセンター	土佐山田ライスセンター	香美市土佐山田町1851
	農機センター	香北農機センター	香美市香北町美良布1502
	農機センター	土佐山田農機センター	香美市土佐山田町楠目1007-2
	車両センター	中央車両センター	香南市野市町大谷36-1
	育苗センター（水稻）	野市育苗センター	香南市野市町本村3-1
	生産加工施設	香我美パーク堆肥工場	香南市香我美町徳王子332
	農畜産物等貯蔵施設	香北生姜貯蔵庫	香美市香北町下野尻292-1
	給油所	野市給油所	香南市野市町大谷18-2
	給油所	大柄給油所	香美市物部町仙頭3328-1
	給油所	香北給油所	香美市香北町堇生野870-1
	給油所	百石給油所	香美市土佐山田町百石町2-2-48
	給油所	かがみ給油所	香南市香我美町下分82-2
	ガス関連施設	L P ガスセンター	香美市土佐山田町百石町2-2-48
	その他施設	香北農林漁家婦人センター	香美市香北町美良布1118-1
	その他施設	夜須加工場	香南市夜須町坪井31-1
	その他施設	香南地区加工場	香南市香我美町山北33-1
土 長 地 区	事務所	土長地区本部	南国市大埇乙894-1
	事務所	南国営農経済センター	南国市上野田303-1
	事務所	れいほく営農経済センター	土佐郡土佐町土居284-1
	事務所	なんごく南支所	南国市大埇乙894-1
	事務所	岡豊出張所	南国市岡豊町八幡220
	事務所	なんごく北支所	南国市下末松169-4
	事務所	十市出張所	南国市十市3535
	事務所	れいほく支所	土佐郡土佐町土居284-1
	事務所	本山出張所	長岡郡本山町本山530-4
	事務所	おおとよ支所	長岡郡大豊町黒石350
	事務所	大川出張所	土佐郡大川村小松28-5
	事務所	南国资材店舗	南国市上野田320-1
	事務所	南国南部資材店舗	南国市浜改田1267
	事務所	J Aグリーンなんこく	南国市上野田320-1
	事務所	J Aグリーンとさ	土佐郡土佐町土居30-2
	事務所	J Aグリーンもとやま	長岡郡本山町本山538
	事務所	J Aグリーンおおとよ	長岡郡大豊町黒石350
	事務所	大川購買	土佐郡大川村小松28-5
	事務所	本川購買	吾川郡いの町長沢254-5
	集出荷場	南国中央集出荷場	南国市上野田303-1
	集出荷場	南国中央新集出荷場	南国市上野田313
	集出荷場	南国南部集出荷場	南国市浜改田1265・1267
	集出荷場	稻生園芸集出荷場	南国市稻生553-1
	集出荷場	長岡集出荷場	南国市下末松171-1
	集出荷場	長岡園芸集出荷場	南国市下末松174-イ1
	集出荷場	十市集出荷場	南国市十市2777-1
	集出荷場	久礼田やさい横持ち場	南国市久礼田416-1・417-2
	集出荷場	岡豊やさい横持ち場	南国市岡豊町八幡235-1

種 別	名 称	所 在 地	摘 要
土 長 地 区	集出荷場	前浜やさい横持ち場	南国市前浜 1 5 4 7 - 1
	集出荷場	岩村やさい横持ち場	南国市福船 3 7 4 - 2
	集出荷場	上倉筍出荷場	南国市白木谷 5 3 2 - 1
	集出荷場	土佐町農産物集出荷場	土佐郡土佐町土居 2 7 0 - 1
	集出荷場	土佐町集出荷場	土佐郡土佐町土居 1 3 - 1
	集出荷場	本山出荷場	長岡郡本山町本山 5 3 8
	集出荷場	大田口集出荷場	長岡郡大豊町黒石 3 5 0
	ライスセンター	南国ライスセンター	南国市上野田 3 1 7
	ライスセンター	長岡ライスセンター	南国市下末松 2 5 2
	ライスセンター	れいほくライスセンター	土佐郡土佐町高須 2 2 5
	精米麦施設	土佐町精米施設	土佐郡土佐町土居 2 8 0 - 1
	育苗センター（水稻）	南国育苗センター	南国市大埇甲 1 - 3
	育苗センター（水稻）	れいほく育苗センター	土佐郡土佐町土居 7 0 - 1
	生産資材加工施設	本山町堆肥センター	長岡郡本山町木能津 3 7 4
	農畜産物等加工施設	南国みそ共同加工講習所	南国市岡豊町笠ノ川 1 3 0 - 1
	農畜産物等加工施設	れいほく米粉製粉工場	土佐郡土佐町土居 7 0 - 1
	農畜産物等加工施設	れいほく柚子加工場	長岡郡大豊町黒石 2 0 0 - 1
	その他加工施設	南国特用林産物加工所	南国市久礼田 1 7
	倉庫	旧国府支所倉庫	南国市国分 1 1 8 8
	倉庫	日章倉庫	南国市田村乙 1 7 6 0 - 2
	倉庫	三和倉庫	南国市里改田 1 5 1
	倉庫	岩村園芸集出荷場－1	南国市福船 3 7 2 · 3 7 3
	倉庫	岩村園芸集出荷場－2	香美市土佐山田町神通寺 3 6 1 - 1
	倉庫	十市購買倉庫	南国市十市 2 7 3 0 - 1
	倉庫	土佐町資材倉庫	土佐郡土佐町土居 3 0 - 2
	倉庫	本山資材倉庫	長岡郡本山町本山 5 3 8
	倉庫	大田口資材倉庫	長岡郡大豊町黒石 3 5 0
	農畜産物等貯蔵施設	土佐町米倉庫	土佐郡土佐町土居 2 7 6 - 1
	農畜産物等貯蔵施設	本山米倉庫	長岡郡本山町本山 5 3 8
	農畜産物等貯蔵施設	南国米倉庫	南国市上野田 3 1 7
	農畜産物等貯蔵施設	岡豊支所倉庫－1、2	南国市岡豊町八幡 2 2 0
	農畜産物等貯蔵施設	上倉倉庫	南国市白木谷 5 3 2 - 1
	農畜産物等貯蔵施設	長岡購買品倉庫	南国市下末松 1 7 1 - 1
	直販所	かざぐるま市	南国市上野田 3 2 0 - 1
	直販所	風の市	南国市左右山 8 5 (道の駅南国内)
	直販所	あけぼの街道なの市	南国市下末松 1 2 6 - 1
	農機センター	南国農機センター	南国市大埇甲 2 9 - 2
	農機センター	れいほく農機センター	土佐郡土佐町土居 3 1
	農機センター	大田口農機センター	長岡郡大豊町黒石 3 5 0
	給油所	日章給油センター	南国市田村 2 0 4 4 - 5
	給油所	森給油所	土佐郡土佐町土居 3 2 - 1
	給油所	さくら給油所	長岡郡本山町本山 8 3 8 - 1
	給油所	大田口給油所	長岡郡大豊町黒石 3 5 0
	給油所	大川給油所	土佐郡大川村小松 2 8 - 5
	ガス関連施設	L P ガス保管庫	長岡郡大豊町黒石 3 5 0
	葬祭施設	ルミエールなんこく	南国市大埇甲 1 8 5 3 - 1
	葬祭施設	ルミエール夕月	土佐郡土佐町境 4 2 - 1
	葬祭施設	ルミエール山月	長岡郡大豊町川口 2 0 4 7 - 1. 2. 3
	その他施設	野田煙草乾燥所	南国市上野田 4 4 7 - 1
	その他施設	あぐり食堂「ほっと」	南国市上野田 3 2 0 - 1
	その他施設	ながおか温泉	南国市下末松 1 0 6
	その他施設	種子センター	土佐郡土佐町高須 2 7 4 - 5

種 別	名 称	所 在 地	概 要
高知地区	事務所 高知地区本部	高知市春野町西分 512-2	
	事務所 春野営農経済センター	高知市春野町西分 512-2	
	事務所 春野支所	高知市春野町西分 512-2	
	事務所 Aコーポはるの	高知市春野町西分 512-2	
	事務所 J Aグリーンはるの店	高知市春野町西分 512-2	
	直販所 直販所「春の里」	高知市春野町西分 512-2	
	集出荷場 グリーンはるの第一集出荷場	高知市春野町西分 512-2	
	集出荷場 第二集出荷場	高知市春野町西分 512-2	
	集出荷場 第三集出荷場	高知市春野町西分 512-2	
	育苗センター（水稻） 春野育苗センター	高知市春野町森山 1710	
	生産資材加工施設 ビニール加工場	高知市春野町弘岡下 1699	
	生産資材加工施設 春野パーク堆肥工場	高知市春野町森山 2899	
	農機センター 春野農機センター	高知市春野町森山 1710	
	給油所 春野給油所	高知市春野町西分 512-2	
	葬祭施設 ルミエールはるの	高知市春野町弘岡下 1451-1	
	事務所 仁淀川地区本部	高岡郡佐川町甲 1751-1	
	事務所 仁淀川営農経済センター	土佐市蓮池 1008-1	
仁淀川地区	事務所 仁淀川営農経済センターコスモス駐在	高岡郡佐川町甲 1751-1	
	事務所 佐川支所	高岡郡佐川町甲 1751-1	
	事務所 吾川支所	吾川郡仁淀川町大崎 122	
	事務所 吾北支所	吾川郡いの町小川東津賀才 53-1	
	事務所 日高支所	高岡郡日高村本郷 238	
	事務所 斗賀野支所	高岡郡佐川町中組 69	
	事務所 越知支所	高岡郡越知町越知甲 2387	
	事務所 仁淀出張所	吾川郡仁淀川町森 2571	
	事務所 伊野支所	吾川郡いの町駅前町 221	
	事務所 土佐市支所	土佐市蓮池 948-1	
	事務所 戸波支所	土佐市家俊 1070	
	事務所 新居支所	土佐市新居 968-1	
	事務所 佐川購買	高岡郡佐川町甲 1751-1	
	事務所 アグリセンター仁淀川	吾川郡仁淀川町大崎 264-5	
	事務所 越知購買	高岡郡越知町越知甲 2387	
	事務所 J Aグリーン伊野	吾川郡いの町枝川 5497-8	
	事務所 黒岩購買	高岡郡佐川町黒原 402-1	
	事務所 永野購買	高岡郡佐川町永野 1733-1	
	事務所 サングリーンコスモス	高岡郡日高村本郷 512	
	事務所 みのり館・配送センター	土佐市蓮池 1008-1	
	事務所 新居購買	土佐市新居 968-1	
	事務所 戸波購買	土佐市家俊 1070	
	事務所 サニーマートFCコスモス吾川店	吾川郡仁淀川町大崎 264-5	
	事務所 サニーマートFCコスモス池川店	吾川郡仁淀川町土居甲 807	
	事務所 サニーマートFCコスモス上八川店	吾川郡いの町上八川甲 1928-2	
	事務所 サニーマートFCコスモス下八川店	吾川郡いの町下八川乙 448-1	
集出荷場	日高集出荷場	高岡郡日高村本郷 450	
集出荷場	第2トマト集出荷施設	高岡郡日高村本郷 450	
集出荷場	永野共同集出荷場	高岡郡佐川町永野 1737-1	
集出荷場	越知集出荷場	高岡郡越知町越知甲 2375	
集出荷場	枝川生姜出荷場	吾川郡いの町枝川 1301-1	

種 别	名 称	所 在 地	概 要
仁淀川地区	集出荷場	波介出荷場	土佐市波介 1884-1
	集出荷場	高岡集出荷場	土佐市高岡町乙3483-1
	集出荷場	北原出荷場	土佐市北地4993-1
	集出荷場	戸波集出荷場	土佐市家俊895-1
	集出荷場	土佐文旦・露地生姜集出荷場	土佐市家俊919-1
	集出荷場	高石出荷場	土佐市用石487・488
	集出荷場	宇佐出荷場	土佐市宇佐町宇佐2091
	集出荷場	新居出荷場	土佐市新居966-2
	集出荷場	佐川集出荷場	高岡郡佐川町黒原6610
	集出荷場	斗賀野集出荷場	高岡郡佐川町中組84-2
	ライスセンター	日高ライスセンター	高岡郡日高村本郷316
	ライスセンター	尾川西山ミニライスセンター	高岡郡佐川町西山耕2129
	育苗センター（水稻）	日高育苗センター	高岡郡日高村本郷2820
	農畜産物等加工施設	佐川茶工場	高岡郡佐川町黒原6610
	農畜産物等加工施設	吾川茶工場	吾川郡仁淀川町大崎253
	倉庫	購買品倉庫（波介）	土佐市出間581-1
	倉庫	購買倉庫	土佐市用石486
	倉庫	谷地作業所	土佐市谷地338
	倉庫	購買品倉庫（新居）	土佐市新居968-1
	倉庫	購買品倉庫（戸波）	土佐市本村53-4
	倉庫	波介購買倉庫	土佐市波介4383-1
	倉庫	旧本村出荷場	土佐市新居1948-4
	農畜産物等貯蔵施設	谷地生姜予冷庫	土佐市谷地674-1
	農畜産物等貯蔵施設	谷地生姜予冷庫	土佐市谷地654-1
	農畜産物等貯蔵施設	北原生姜予冷庫・購買品倉庫	土佐市北地270-1
	農畜産物等貯蔵施設	生姜予冷庫	土佐市家俊1024
	農畜産物等貯蔵施設	予冷庫	土佐市家俊895-1
	農畜産物等貯蔵施設	生姜予冷庫	土佐市新居5112
	直販所	伊野直販所	吾川郡いの町駅前町221
	直販所	波介直販所	土佐市蓮池901-2
	直販所	北原直販所	土佐市北地646
	農機センター	佐川農機センター	高岡郡佐川町甲1755-4
	農機センター	土佐市農機センター	土佐市波介4392-3
	車両センター	吾北車両センター	吾川郡いの町下八川乙448-1
	給油所	北原給油所	土佐市北地638-1
	給油所	新居給油所	土佐市新居5122-1
	給油所	黒岩給油所	高岡郡佐川町黒原402-1
	給油所	仁淀川給油所	吾川郡仁淀川町大崎440-1
	給油所	清水給油所	吾川郡いの町清水下分1000
	給油所	下八川給油所	吾川郡いの町下八川乙448-1
	給油所	日高給油所	高岡郡日高村本郷238-2
	給油所	斗賀野給油所	高岡郡佐川町中組85-1
	給油所	永野給油所	高岡郡佐川町永野1719-4
	給油所	伊野給油所	吾川郡いの町枝川5497-8
	ガス関連施設	越知ガスセンター	高岡郡越知町越知甲2375
	ガス関連施設	高知ガスセンター	吾川郡いの町八田827
	葬祭施設	ルミエールコスモス	高岡郡佐川町丙1645-2
	葬祭施設	ルミエールとさし	土佐市北地648
	その他施設	ふれあいの家	土佐市北地236-1

種 別	名 称	所 在 地	摘 要
事務所	高西地区本部	高岡郡四万十町榎山町5 8 6 - 2	
事務所	四万十支所	高岡郡四万十町榎山町5 8 6 - 2	
事務所	興津出張所	高岡郡四万十町興津3 8 2 - 5	
事務所	大野見出張所	高岡郡中土佐町大野見奈路5 5 8	
事務所	梼原支所	高岡郡梼原町梼原1 4 4 4 - 1	梼原町役場内
事務所	東津野支所	高岡郡津野町力石2 8 8 4 - 1	
事務所	高西営農経済センター	高岡郡四万十町榎山町3 - 1 5	
事務所	高西営農経済センター輝	高岡郡津野町北川2 2 8 1 - 4	
事務所	四万十購買（グリーンセンター）	高岡郡四万十町榎山町3 - 1 5	
事務所	興津購買	高岡郡四万十町興津3 8 2 - 5	
事務所	大野見購買	高岡郡中土佐町大野見奈路5 5 8	
事務所	津野山購買（グリーンセンター）	高岡郡津野町北川2 2 8 1 - 4	
集出荷場	大奈路野菜集出荷所	高岡郡四万十町東大奈路5 1 3	
集出荷場	興津集出荷場	高岡郡四万十町興津4 1 1	
集出荷場	大野見集出荷場	高岡郡中土佐町大野見奈路5 5 8	
集出荷場	津野山集出荷場	高岡郡津野町北川2 2 8 1 - 4	
集出荷場	四万十野菜集出荷場	高岡郡四万十町中ノ越1 9 8	
カントリーエレベーター	カントリーエレベーター	高岡郡四万十町東大奈路5 1 3	
生産資材加工施設	四万十堆肥センター	高岡郡四万十町東川角1 0 0 2	
生産資材加工施設	堆肥サブセンター	高岡郡四万十町興津7 1 4 - 4	
農畜産物等加工施設	生姜漬け物加工場	高岡郡四万十町東大奈路5 1 3	
農畜産物等加工施設	クリーンルーム	高岡郡津野町北川2 2 8 1 - 4	
農畜産物等加工施設	東津野製茶工場	高岡郡津野町力石3 1 0 0	
倉庫	購買倉庫（2棟）	高岡郡四万十町大井野1 - 1	
倉庫	購買倉庫	高岡郡四万十町七里甲2 8 6	
倉庫	購買倉庫	高岡郡四万十町興津3 8 2 - 5	
倉庫	購買倉庫（2棟）	高岡郡中土佐町大野見奈路5 5 8	
倉庫	購買集配センター	高岡郡四万十町榎山町3 - 1 5	
倉庫	購買倉庫	高岡郡梼原町川西路2 3 8 4	
農畜産物等貯蔵施設	農業倉庫	高岡郡四万十町七里甲2 8 6	
農畜産物等貯蔵施設	農業倉庫	高岡郡四万十町黒石5 8 7 - 1	
農畜産物等貯蔵施設	市乳冷蔵庫	高岡郡四万十町大井野1 - 1	
農畜産物等貯蔵施設	生姜貯蔵庫（3棟）	高岡郡四万十町東大奈路5 1 3	
農畜産物等貯蔵施設	農業倉庫	高岡郡四万十町東大奈路5 1 3	
農畜産物等貯蔵施設	下吳地生姜種苗貯蔵施設	高岡郡四万十町下吳地1 5 - 1 2	
農畜産物等貯蔵施設	市生原生姜種苗貯蔵施設	高岡郡四万十町市生原1 4 4 - 1	
農畜産物等貯蔵施設	興津茗荷種苗貯蔵施設	高岡郡四万十町興津4 1 1	
農畜産物等貯蔵施設	大野見生姜貯蔵庫	高岡郡中土佐町大野見奈路5 5 8	
農畜産物等貯蔵施設	椎茸低温倉庫	高岡郡梼原町梼原1 6 2 3	
直販所	四万十みどり市	高岡郡四万十町榎山町5 - 2	
農機センター	四万十農機センター	高岡郡四万十町榎山町7 - 1 1	
農機センター	津野山農機センター	高岡郡津野町北川2 2 8 1 - 4	
給油所	梼原給油所	高岡郡梼原町梼原1 6 2 3 - 2	
給油所	窪川給油所	高岡郡四万十町古市町2 - 4 2	
給油所	興津給油所	高岡郡四万十町興津4 0 6 - 2	
給油所	大野見給油所	高岡郡中土佐町大野見奈路5 5 8	
ガス関連施設	四万十ガス充填所	高岡郡四万十町東大奈路5 1 3	
葬祭施設	ルミエール四万十	高岡郡四万十町榎山町9 - 7	
その他施設	コインランドリー	高岡郡四万十町榎山町5 6 - 2	
その他施設	農業倉庫	高岡郡四万十町南川口6	
その他施設	梼原営農みらい塾	高岡郡梼原町下西の川1 5 6 5	
その他施設	営農みらい塾管理棟	高岡郡梼原町下西の川1 5 7 3	
その他施設	花木栽培施設	高岡郡梼原町川西路1 8 6 6 - 3	

種 別	名 称	所 在 地	摘 要
事務所	幡多地区本部	四万十市右山五月町7-33	
事務所	はた営農経済センター	四万十市右山五月町7-33	
事務所	はた営農経済センター（幡東）	四万十市竹島4294-1	
事務所	はた営農経済センター（幡西）	宿毛市南沖須賀1-1	
事務所	はた営農経済センター（北幡）	高岡郡四万十町十川233-5	
事務所	中村支所	四万十市右山五月町7-7	四万十市総合文化センター内
事務所	宿毛支所	宿毛市南沖須賀1-1	
事務所	三崎出張所	土佐清水市三崎浦1-6-7	
事務所	佐賀出張所	幡多郡黒潮町佐賀888	
事務所	大方支所	幡多郡黒潮町入野2098	
事務所	十和支所	高岡郡四万十町十川233-5	
事務所	西土佐出張所	四万十市西土佐江川崎253	
事務所	三原出張所	幡多郡三原村来栖野346	
事務所	大月出張所	幡多郡大月町弘見2045-2	
事務所	中村購買	四万十市国見581	
事務所	中村南部事業所	四万十市竹島58-1	
事務所	中村東部事業所	四万十市蕨岡甲314	
事務所	中村北部事業所	四万十市岩田1-1	
事務所	宿毛購買	宿毛市南沖須賀1-1	
事務所	宿毛東事業所	宿毛市平田町戸内2088-2	
事務所	三崎購買	土佐清水市三崎浦1-6-7	
事務所	佐賀購買	幡多郡黒潮町佐賀888	
事務所	大方購買	幡多郡黒潮町入野2098	
事務所	十和購買	高岡郡四万十町十川233-5	
事務所	西土佐購買	四万十市西土佐江川崎253	
事務所	三原購買	幡多郡三原村来栖野346	
事務所	大月購買	幡多郡大月町弘見2025-1	
集出荷場	下ノ加江集出荷場	土佐清水市下ノ加江514-3	
集出荷場	中村集出荷場	四万十市佐岡415-1	
集出荷場	宿毛集出荷場	宿毛市鷺洲5347-7	
集出荷場	三崎集出荷場	土佐清水市三崎浦3-14-10	
集出荷場	北ノ川集出荷場	高岡郡四万十町大正北ノ川363-4	
集出荷場	十和集出荷場	高岡郡四万十町十和川口374-8	
集出荷場	西土佐集出荷場	四万十市西土佐江川崎252-1	
集出荷場	三原集出荷場	幡多郡三原村来栖野237	
集出荷場	大月集出荷場	幡多郡大月町弘見2025-1	
集出荷場	佐賀集出荷場	幡多郡黒潮町佐賀888	
集出荷場	大方集出荷場	幡多郡黒潮町入野2109-1	
集出荷場	大方野菜選果場（きゅうり）	幡多郡黒潮町入野2112	
集出荷場	大方南部集出荷場	幡多郡黒潮町田野浦2654-6	
集出荷場	宿毛みかん共同選果場	宿毛市鷺洲5347-8	
ライスセンター	宿毛ライスセンター	宿毛市鷺洲5347-7	
育苗センター（水稻）	中村育苗センター	四万十市古津賀1519-1	
育苗センター（水稻）	宿毛育苗センター	宿毛市鷺洲5347-8	
生産資材加工施設	佐賀堆肥センター	幡多郡黒潮町小黒ノ川535-1	
生産資材加工施設	大正バーク堆肥工場	高岡郡四万十町瀬里95	
農畜産物等加工施設	十和製茶工場	高岡郡四万十町井崎319-1	
農畜産物等加工施設	西土佐ゆず加工施設	四万十市西土佐江川崎252-1	
直販所	J Aグリーン四万十店	四万十市右山五月町8-22	
直販所	J Aふれあいの店具同店	四万十市渡川3-1168-1	
直販所	J Aグリーンはた宿毛店	宿毛市南沖須賀1-1	

種 别	名 称	所 在 地	摘 要
幡多地区	農機センター	中村農機センター	四万十市蕨岡甲 295-1
	農機センター	宿毛農機センター	宿毛市南沖須賀 1-1
	農機センター	三崎農機立寄拠点	土佐清水市三崎浦 5195-1
	農機センター	大方農機立寄拠点	幡多郡黒潮町入野 2098
	農機センター	十和農機立寄拠点	高岡郡四万十町十和川口 374-8
	農機センター	西土佐農機センター	四万十市西土佐江川崎 149-1
	農機センター	大月農機立寄拠点	幡多郡大月町弘見 2038-2
	給油所	ジャスポート四万十	四万十市右山五月町 7-38
	給油所	後川給油所	四万十市岩田 1-1
	給油所	東中筋給油所	四万十市国見 581
	給油所	宿毛給油所	宿毛市中央 7-8-21
	給油所	平田給油所	宿毛市平田町戸内 3538
	給油所	ジャスポート三崎	土佐清水市三崎 413-1
	給油所	ジャスポート佐賀	幡多郡黒潮町佐賀 888
	給油所	ジャスポート大方	幡多郡黒潮町入野 2092-1
	給油所	十和給油所	高岡郡四万十町十和川口 374-8
	給油所	西土佐給油所	四万十市西土佐江川崎 153-1
	給油所	三原給油所	幡多郡三原村来栖野 342-1
	給油所	弘見給油所	幡多郡大月町弘見 2184-1
	給油所	中村南部給油所	四万十市竹島 58-1
	給油所	小筑紫給油所	宿毛市小筑紫町小筑紫 102-1
	給油所	姫ノ井給油所	幡多郡大月町姫ノ井 1123
	給油所	大方南部給油所	幡多郡黒潮町田野浦 2652
	葬祭施設	ルミエール中村	四万十市佐岡 415-1
	その他施設	小筑紫店舗	宿毛市小筑紫町小筑紫 102-1
	その他施設	楠山店舗	宿毛市橋上町楠山 34
	その他施設	下川口店舗	土佐清水市下川口 966

(イ) 信用事業及び共済事業の委託施設の状況

① 特定信用事業代理業者の事業所数の推移

該当なし

② 共済代理業者数の推移

項目	前期末	当期増加	当期減少	当期末
共済代理店数	335	5	16	324

③ 当期新規代理業者

	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代理業以外の主要業務
共済代理店	柿内自動車合同会社	幡多郡黒潮町入野 1 1 7 8	自動車指定工場
	カーサービスヤマモト	土佐清水市以布利 4 9 - 1	自動車販売会社
	岡田自動車工業	宿毛市和田 3 7 5 6 - 1	自動車修理工場
	伊藤自転車商店	土佐市宇佐町宇佐 1 7 4 5 - 2	原付自転車販売店
	南四国スズキ販売(株)	高知市高須新町 1 丁目 1 - 5 0	自動車販売会社

(8) 子会社等の状況

管轄	区分	会社名	代表者氏名	設立年月日	所在地	主な事業内容	資本金総額	議決権保有割合
本所	子会社	株式会社 高知県農協電算センター	山本 隆明	昭和55年 8月23日	高知市 北御座2-27	1. 農業協同組合・農業協同組合中央会・農業協同組合連合会の業務 2. 前号の子会社・関連会社・関連団体の業務 3. 農業法人・集落営農組織・農業者の業務 4. 公共団体の業務 5. 前各号に附帯または関連する一切の業務	100,000千円	39.3%
	子会社	株式会社 とさのさと	竹中 義博	平成30年 4月2日	高知市 北御座10-46	1. 農畜産物、水産物、工芸品等の生産者直売所の経営 2. 農畜産物、水産物、加工食品、工芸品等の販売・卸業及び輸出入業 3. 生鮮食品の加工・販売 4. 物販等調理品の製造、販売 5. 飲食店の経営 6. 酒類の販売 7. 土産品の販売 8. 料理教室の経営 9. 観光情報の提供及びツアーアの企画・運営、販売 10. 各種イベントの企画・運営 11. スーパーマーケットの経営、業務受託 12. 不動産賃貸及びその仲介業 13. 前各号に付帯関連する一切の業務	75,000千円	88.0%
	子会社	株式会社 JAメモリアルこうち	永野 智明	平成13年 1月12日	高知市 小倉町15	1. 婚儀に係わるセレモニーの企画・運営・管理の請負 2. 石碑、仏壇、仏具の販売 3. 日用雑貨品、医療用具、冠婚葬祭用贈答品、食料品及び酒類の販売 4. 農産物の販売 5. 一般貨物自動車運送事業 6. 飲食業 7. 不動産賃貸業 8. 前各号に付帯する一切の業務	90,000千円	97.4%
	子会社	株式会社 JAエナジーこうち	川島 徹也	平成元年 5月30日	南国市 十市3535	1. 農産物の販売・検査 2. 高圧ガスの製造・販売・保守及びガス機器の販売 3. 高圧ガス容器の再検査 4. 高圧ガスプラントの保安検査 5. 管工事 6. 機械器具設置工事 7. 生活関連機器の販売 8. 石油製品及び関連機器販売 9. 産業廃棄物の収集・運搬・処分 10. 消防設備点検及び関連機器販売 11. LPガス自動車ユニット販売 12. 電力小売代理事業 13. 車両等の整備修繕に必要な部品および附属品油脂類の販売 14. 生活用品、食品等の販売 15. 前各号に付帯関連する一切の業務	90,000千円	52.3%
	関連会社	株式会社 協同プロセスこうち	佐竹 一夫	平成4年 8月21日	高知市 仁井田字新築4351-1	1. 国産および輸入牛肉、豚肉、鶏肉、魚介類及び野菜、果物の仕分け、梱包および発送業務 2. 牛肉、豚肉、鶏肉、魚介類および野菜、果物の加工・販売、冷凍・冷蔵保管業務 3. 前各号に付帯関連する一切の業務	24,000千円	50.0%
	関連会社	高知県くみあい運輸株式会社	濱田 利男	昭和46年 7月1日	高知市 五台山5015-1	1. 自動車貨物運送取扱い事業 2. 生命保険募集業務並びに損害保険代理業及び自動車損害賠償法に基づく保険代理業 3. 前各号に付帯関連する一切の業務	27,000千円	38.7%
	関連会社	高知県食肉センター株式会社	澤田 章史	令和元年 7月29日	高知市 海老ノ丸13-58	1. 家畜の集荷及び販売 2. 家畜のと畜・解体業 3. 食肉市場の開設及び運営 4. 食肉・食肉副生物、食肉加工品、食料品等の処理、製造及び販売 5. 食肉・食肉副生物の加工業務の受託 6. 食肉・食肉副生物の冷蔵冷凍保管業務 7. 前各号に付帯関連する一切の業務	100,000千円	33.0%
	子会社	協同キラメッセ室戸有限会社	中川 博嗣	平成7年 9月21日	室戸市 吉良川町丙890-11	1. 農産物・畜産物・海産物の加工及び販売 2. レストランの経営 3. 上記各号に附帯関連する一切の事業	3,000千円	100%
	子会社	株式会社 アグリード土佐あき	川竹 壽栄	平成27年 10月15日	安芸市 幸町1-16	1. 農業の経営 2. 農作業の受託 3. 農産物の加工並びに販売 4. その他前記各号に付帯する一切の事業	9,000千円	100%
	関連会社	有限会社 芸西青果市場	坂本 好史	平成元年 9月1日	安芸郡芸西村 和食甲1305-1	1. 青果物及び花卉の受託販売、購入販売に関する事業 2. 荷造り用資材及び包装用資材の販売旋轉販売に関する事業 3. 前各号に付帯関連する一切の事業	9,300千円	26.9%
安芸地区	関連会社	株式会社 ヤ・シイ	丸岡 克典	平成13年 11月30日	香南市 夜須町千切537-90	1. 一般商品及び酒類の製造・販売・企画・輸出入・加工業 2. 水産業・農業・畜産業・林業・飲業の生産・開発・加工・販売 3. 農業生産に必要な資材・肥料の製造と販売 4. スポーツ・娯楽・観光・宿泊・水浴・温泉・医療・介護・看護・社会福祉・飲食店・駐車場の各施設の経営及び管理 5. 不動産及び動産のリース業及びレンタル業・賃貸借・売買・交換・利用及び管理業 6. 調査・開発及びコンサルティング業 7. 観光・旅行に関する情報収集・提供サービス業及び旅行業・旅行業者代理業 8. 広告業・出版業並びに映像・音響・データ等の記録媒体の製作及び販売業 9. 各種イベントの企画・制作・運営・開催・管理 10. 情報提供・処理サービス業・電気通信事業・有線放送事業及び一般放送事業 11. 石油・石炭・ガス(高圧ガス・液化ガスを含む)・バイオ燃料及びそれらの製品の輸出入及び開発・製造・加工・販売 12. 発電及び電気の供給に関する事業及び温水暖化ガス排出権業 13. 損害保険・自動車損害賠償保険法に基づく保険その他各種保険代理業及び媒介業並びに生命保険の募集に関する業務 14. 情報サービス業及びインターネット付随サービス業・販売業 15. 前各号に付帯関連する一切の業務	40,000千円	20.0%
	子会社	株式会社 れいほく未来	秦泉寺 譲	平成23年 4月1日	土佐郡土佐町 土居31	1. 農産物の生産・加工・販売 2. 農作業の受託 3. 農産物を原材料とする加工品の製造販売 4. 前各号に付帯関連する一切の事業	99,000千円	98.5%
土長地区	子会社	有限会社 天然の湯ながおか温泉	金堂 元彦	平成12年 12月14日	南国市 下末松106	1. 温泉の経営 2. 健康管理施設の経営 3. レストランの経営 4. 前各号に付帯する一切の事業	5,000千円	100%
	子会社	株式会社 南国スタイル	垣内 育男	平成24年 4月2日	南国市 福船372	1. 農業の経営 2. 農作業の受託 3. 農産物の加工並びに販売 4. その他前記各号に付帯する一切の事業	51,290千円	99.3%
	子会社	有限会社 十市パークステーション管理組合	金堂 元彦	平成18年 1月4日	南国市 十市3535	1. 十市農業協同組合所有施設の管理・運営・受託事業 2. 精米施設の利用に関する事業 3. 農産物・農産物加工品の販売事業 4. 全各号に付帯する一切の業務	91,550千円	100%

管轄	区分	会社名	代表者氏名	設立年月日	所在地	主な事業内容	資本金額	議決権 保有割合
高 西 地 区	関連会社	當農支援センター四万十株式会社	熊谷 敏郎	平成17年 9月16日	高岡郡四万十町 黒石314-1	1. 農産物の生産、加工並びに販売 2. 種苗の生産、販売 3. 農作業の受託 4. 農業用機械器具、農業用施設の賃貸並びにリース業 5. 農業用施設の企画、管理、運営業務の受託 6. 定住促進に関する支援 7. 公共的団体からの作業委託 8. 前各号に附帯する一切の事業	3,900千円	38.5%

※臨時総代会(令和5年2月28日開催)の決議に基づき、株式会社コスマスアグリサポートは令和5年11月23日に清算結了しています。

(9) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項

①金融店舗の再編

将来を見据えた施設体制の再構築として、令和6年3月末時点において以下のとおり金融店舗の再編を行いました。

地区	対象施設	営業終了日	再編内容	継承先店舗
香美地区	物部支所	令和6年3月8日	廃止	香北支所
	赤岡支所	令和6年3月8日	廃止	野市支所
	夜須支所	令和6年3月8日	廃止	
	香我美支所	令和6年3月8日	廃止	
土長地区	久礼田支所	令和6年2月29日	廃止	なんごく北支所※1
	岡豊支所	令和6年3月8日	出張所として運営	—
	南国中央支所	令和6年3月7日	集約	なんごく南支所※2
	大篠支所	令和6年3月8日		
	日章支所	令和6年2月29日		
	三和支所	令和6年2月29日		
	十市支所	令和6年3月8日	出張所として運営	—
	本山支所	令和6年3月8日	出張所として運営	—
	大杉出張所	令和6年3月8日	廃止	おおとよ支所※3
高西地区	大川支所	令和6年3月8日	出張所として運営	—
	興津支所	令和6年3月8日	出張所として運営	—
	大野見支所	令和6年3月8日	出張所として運営	—
幡多地区	三崎支所	令和6年3月8日	出張所として運営	—
	佐賀支所	令和6年3月8日	出張所として運営	—
	西土佐支所	令和6年3月8日	出張所として運営	—
	大月支所	令和6年3月8日	出張所として運営	—

※1 今回の店舗再編に伴い、「長岡支所」は「なんごく北支所」に名称変更

※2 今回の店舗再編に伴い、「大篠支所」は「なんごく南支所」に名称変更し、土長地区本部内（住所：高知県南国市大塙乙894-1）に移転

※3 今回の店舗再編に伴い、「大田口支所」は「おおとよ支所」に名称変更

※4 今回の店舗再編に伴い、「日章支所」での「投資信託・国債窓口販売業務取扱」は廃止

3. 事業報告の附属明細書

(1) 役員に対する報酬等の明細

(単位：千円)

区分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた 報酬等限度額
理事	183,817	207,000
監事	17,100	20,000
合計	200,917	227,000

(2) 役員等の兼職等の明細

区分			氏名	兼職先名又は兼業事業名	兼職先等での役職名
役職名	常勤・非常勤 の別	代表権 の有無			
代表理事組合長	常勤	有	秦泉寺 雅一	高知県農業協同組合中央会	理事
				高知県信用農業協同組合連合会	経営管理委員
				高知県厚生農業協同組合連合会	経営管理委員
				高知県施設農業協同組合連合会	理事
				全国共済農業協同組合連合会高知県本部	運営委員
				四国生乳販売農業協同組合連合会	理事
				日本園芸農業協同組合連合会	役員推薦委員
				株式会社高知県農協電算センター	取締役
				公益社団法人高知県種苗センター	理事長
				一般社団法人高知県農業開発機構	理事
				一般社団法人高知県農業會議	理事
				一般社団法人高知県畜産会	会長
				J A 全農くみあい飼料ホールディングス株式会社	取締役
代表理事副組合長	常勤	有	前田 倫夫	高知県農業協同組合中央会	理事
				高知県信用農業協同組合連合会	経営管理委員
				高知県厚生農業協同組合連合会	経営管理委員
				高知県施設農業協同組合連合会	理事
				全国共済農業協同組合連合会高知県本部	運営委員
				高知県土地改良事業団体連合会	理事
				株式会社高知県農協電算センター	取締役
代表理事専務	常勤	有	島田 信行	一般社団法人高知県農業開発機構	理事
				高知県農業協同組合中央会	理事
				高知県厚生農業協同組合連合会	経営管理委員
				高知県施設農業協同組合連合会	監事
				高知県農業信用基金協会	監事
				株式会社高知県農協電算センター	取締役
代表理事専務	常勤	有	畠山 博文	一般社団法人高知県農業開発機構	理事
				高知県信用農業協同組合連合会	経営管理委員
				全国共済農業協同組合連合会高知県本部	運営委員
				高知県農業信用基金協会	理事
代表理事専務	常勤	有	青木 厚林	高知県農業協同組合中央会	理事
				株式会社とさのさと	取締役
				公益社団法人高知県青果物基金協会	理事長
				一般社団法人高知県農業用廃プラスチック処理公社	代表理事
				一般社団法人高知県農業開発機構	副会長
				一般財團法人高知県地産外商公社	理事
				株式会社高知青果市場	監査役
				高知県農業協同組合中央会	監事
代表理事専務	常勤	有	大原 光鶴	高知県厚生農業協同組合連合会	監事
				株式会社 J A エナジーこうち	取締役
				株式会社 J A メモリアルこうち	取締役
				公益社団法人高知県種苗センター	理事
				一般社団法人高知県農業用廃プラスチック処理公社	理事
				一般社団法人高知県農業開発機構	代表監事

区分			氏名	兼職先名又は兼業事業名	兼職先等での役職名
役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無			
常務理事	常勤	無	安岡 憲保	株式会社アグリード土佐あき	代表取締役社長
常務理事	常勤	無	森田 祐輔	公益社団法人香南市農業公社	理事
常務理事	常勤	無	金堂 元彦	株式会社れいほく未来	監査役
				有限会社十市パークステーション管理組合	代表取締役社長
				有限会社天然の湯ながおか温泉	代表取締役社長
				一般社団法人大川村ふるさとむら公社	監事
常務理事	常勤	無	垣内 育男	株式会社南国スタイル	代表取締役社長
				株式会社れいほく未来	取締役
				一般社団法人嶺北畜産協会	理事
				一般財団法人本山町農業公社	評議員
				株式会社大豊ゆとりファーム	取締役
常務理事	常勤	無	谷脇 憲二	一般財団法人しあわせづくり佐川	評議員
常務理事	常勤	無	竹吉 功	四国生乳販売農業協同組合連合会	理事
				一般社団法人高岡郡高原畜産センター	代表理事
				一般社団法人津野山畜産公社	理事
常務理事	常勤	無	長尾 理夫	公益財団法人四万十市公園管理公社	理事
				一般社団法人スタートアグリカルチャーすくも	副理事長
				一般社団法人黒潮町農業公社	副理事長
				中村商工会議所	3号議員
常勤監事	常勤		北添 和明	高知県農業協同組合中央会	監事
				高知県厚生農業協同組合連合会	監事
				株式会社JAエナジーこうち	監査役
				株式会社とさのさと	監査役
				一般社団法人高知県農業開発機構	監事
				一般社団法人高知県農業用廃プラスチック処理公社	監事
常勤監事	常勤		武井 隆一	高知県信用農業協同組合連合会	監事
				株式会社高知県農協電算センター	監査役
				株式会社JAメモリアルこうち	監査役
				公益社団法人高知県青果物基金協会	監事
				一般財団法人高知県農協役職員連盟	監事

(3) 役員との間の取引の明細

該当する取引はありません。

第 6 期 貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

資 産 の 部		
科 目	金 額	
1. 信用事業資産		678,556,780
(1) 現金		5,908,020
(2) 預金		547,847,335
系統預金	547,758,471	
系統外預金	88,864	
(3) 有価証券		19,106,904
国債	4,420,454	
地方債	7,278,590	
政府保証債	3,807,860	
社債	3,600,000	
(4) 貸出金		106,666,356
(5) その他の信用事業資産		482,262
未収益	362,920	
その他の資産	119,341	
(6) 貸倒引当金 (控除)		△ 1,454,098
2. 共済事業資産		3,593
(1) その他の共済事業資産		3,593
3. 経済事業資産		18,278,031
(1) 経済事業未収金		7,607,082
(2) 経済受託債権		1,402,321
(3) 棚卸資産		4,569,795
購買品	3,040,246	
販売品	103,629	
加工品	1,289,692	
貯蔵品	66,652	
その他の棚卸資産	69,574	
(4) その他の経済事業資産		5,623,254
(5) 貸倒引当金 (控除)		△ 924,422
4. 雑資産		2,391,397
(1) 雑資産		2,490,505
(2) 貸倒引当金 (控除)		△ 99,108
5. 固定資産		14,182,361
(1) 有形固定資産		14,099,762
建物	25,565,825	
機械装置	9,660,609	
土地	8,072,893	
リース資産	348,229	
建設仮勘定	5,511	
その他の有形固定資産	5,354,421	
減価償却累計額 (控除)	△ 34,907,728	
(2) 無形固定資産		82,598
その他の無形固定資産	82,598	
6. 外部出資		31,109,924
(1) 外部出資		31,109,924
系統出資	27,609,525	
系統外出資	1,695,381	
子会社等出資	1,805,017	
資 産 の 部 合 計		744,522,088

高知県農業協同組合
(単位:千円)

負債の部		
科 目	金額	
1. 信用事業負債		689, 640, 806
(1) 貯金	687, 974, 387	
(2) 借入金	24, 237	
(3) その他の信用事業負債	1, 642, 181	
未払費用	201, 759	
その他の負債	1, 440, 422	
2. 共済事業負債		1, 997, 632
(1) 共済資金	1, 010, 919	
(2) 未経過共済付加収入	970, 189	
(3) その他の共済事業負債	16, 524	
3. 経済事業負債		11, 760, 170
(1) 経済事業未払金	2, 132, 218	
(2) 経済受託債務	3, 850, 431	
(3) その他の経済事業負債	5, 777, 520	
4. 雜負債		2, 794, 789
(1) 未払法人税等	48, 818	
(2) リース債務	448, 743	
(3) 資産除去債務	126, 152	
(4) その他の負債	2, 171, 075	
5. 諸引当金		2, 134, 487
(1) 賞与引当金	546, 848	
(2) 退職給付引当金	298, 964	
(3) 役員退職慰労引当金	96, 877	
(4) 特例業務負担金引当金	1, 151, 113	
(5) 債務保証損失引当金	40, 683	
6. 繰延税金負債		47
7. 再評価に係る繰延税金負債		138, 104
負債の部合計		708, 466, 039
純資産の部		
1. 組合員資本		36, 148, 207
(1) 出資金	9, 861, 958	
(2) 再評価積立金	7, 901	
(3) 資本準備金	12, 746	
(4) 利益剰余金	26, 774, 821	
利益準備金	12, 795, 455	
その他利益剰余金	13, 979, 365	
特別積立金	7, 362, 080	
目的積立金	5, 951, 021	
(営農振興積立金)	(2, 129, 393)	
(施設整備積立金)	(1, 569, 389)	
(経営安定対策積立金)	(1, 102, 607)	
(共同利用施設積立金)	(766, 982)	
(その他目的積立金)	(382, 648)	
当期末処分剰余金	666, 264	
(うち当期剰余金)	(488, 015)	
(5) 処分未済持分(控除)	△ 509, 220	
2. 評価・換算差額等		△ 92, 158
(1) その他有価証券評価差額金	△ 453, 347	
(2) 土地再評価差額金	361, 189	
純資産の部合計		36, 056, 049
負債及び純資産の部合計		744, 522, 088

第 6 期 損 益 計 算 書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

科 目	金 額	
1. 事業総利益		13,986,150
事業収益		35,326,590
事業費用		21,340,440
(1) 信用事業収益	4,500,288	
資金運用収益	4,220,471	
(うち預金利息)	(2,587,628)	
(うち有価証券利息)	(126,204)	
(うち貸出金利息)	(1,140,373)	
(うちその他受入利息)	(366,264)	
役務取引等収益	208,238	
その他経常収益	71,579	
(2) 信用事業費用	442,483	
資金調達費用	183,047	
(うち貯金利息)	(166,900)	
(うち給付補てん備金繰入)	(1,520)	
(うち借入金利息)	(78)	
(うちその他支払利息)	(14,547)	
役務取引等費用	43,563	
その他事業直接費用	223,033	
その他経常費用	△ 7,160	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 316,237)	
信用事業総利益		4,057,805
(3) 共済事業収益	3,365,164	
共済付加収入	3,190,174	
共済受入奨励金	121,117	
その他の収益	53,872	
(4) 共済事業費用	192,583	
共済推進費	134,810	
共済保全費	27,716	
その他の費用	30,057	
共済事業総利益		3,172,581
(5) 購買事業収益	15,304,591	
購買品供給高	13,826,276	
購買手数料	472,347	
修理サービス料	316,069	
その他の収益	689,897	
(6) 購買事業費用	12,144,525	
購買品供給原価	11,392,196	
購買品供給費	313,645	
修理サービス費	277,885	
その他の費用	160,799	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 48,094)	
購買事業総利益		3,160,065
(7) 販売事業収益	7,572,589	
販売品販売高	4,539,601	
販売手数料	1,557,228	
その他の収益	1,475,759	
(8) 販売事業費用	4,811,060	
販売品販売原価	3,924,010	
販売費	386,286	
その他の費用	500,763	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 7,381)	
販売事業総利益		2,761,528
(9) 保管事業収益	466	
(10) 保管事業費用	302	
保管事業総利益		163
(11) 加工事業収益	3,256,612	
(12) 加工事業費用	2,862,536	
(うち貸倒引当金繰入額)	(7,673)	
加工事業総利益		394,075

(単位：千円)

科 目	金 額	
(13) 利用事業収益		718, 329
(14) 利用事業費用 (うち貸倒引当金戻入益)		325, 038 (△ 34, 890)
利用事業総利益		
(15) 直販事業収益		353, 317
(16) 直販事業費用		283, 767
直販事業総利益		
(17) その他事業収益		117, 576
(18) その他事業費用 (うち貸倒引当金繰入額)		103, 976 (267)
その他事業総利益		
(19) 指導事業収入		137, 653
(20) 指導事業支出		174, 164
指導事業収支差額		
2. 事業管理費		
(1) 人件費		9, 185, 978
(2) 業務費		1, 619, 729
(3) 諸税負担金		424, 298
(4) 施設費		2, 275, 834
(5) その他事業管理費		92, 113
事業利益		
3. 事業外収益		
(1) 受取雑利息		26, 592
(2) 受取出資配当金		457, 023
(3) 貸料		115, 520
(4) 償却債権取立益		6, 991
(5) 受取保険料		73, 952
(6) 特例業務負担金引当金戻入益		63, 078
(7) 雜収入		135, 791
4. 事業外費用		
(1) 支払雑利息		15
(2) 貸倒損失		6, 044
(3) 寄付金		1, 846
(4) 信用端末助成金返還損		62, 160
(5) 雜損失 (うち貸倒引当金繰入額)		68, 948 (2, 051)
経常利益		
5. 特別利益		
(1) 固定資産処分益		287, 910
(2) 一般補助金		822, 323
(3) 子会社等支援引当金戻入益		39, 185
(4) その他の特別利益		36, 790
6. 特別損失		
(1) 固定資産処分損		21, 742
(2) 固定資産撤去費用		144, 372
(3) 固定資産圧縮損		846, 337
(4) 減損損失		684, 899
(5) 外部出資評価損		49, 097
(6) その他の特別損失		32, 930
税引前当期利益		
法人税、住民税及び事業税		48, 818
法人税等調整額		△ 1, 869
法人税等合計		
当期剰余金		
当期首繰越剰余金		
土地再評価差額金取崩額		
当期末処分剰余金		

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

- ①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
- ②子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法
- ③その他有価証券
 - i) 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ii) 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

- ・購買品（数量管理品）：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・購買品（売価管理品）：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・販売品および加工品
 - （米のみ）先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。また、令和元年9月1日に高知県園芸農業協同組合連合会より権利義務承継した償却中の減価償却資産ならびに集出荷施設に係る減価償却資産（車両運搬具除く）については、定額法を採用しています。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸出金等に係る今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は過去の一定期間における貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

ii) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

⑥外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては、有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

⑦子会社等支援引当金

子会社の再建に伴う親組合としての支援損失に備えるため、当該子会社の財政状態等を勘案し、損失見積額を計上しています。

⑧債務保証損失引当金

子会社への債務保証に係る損失に備えるため、当該子会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

(5) 収益および費用の計上基準

①リース取引関連

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

②収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財またはサービスの支配が組合員等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

i) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員等に供給する事業であり、当組合は組合員等に購買品を引き渡す義務を負っております。この履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ii) 販売事業

組合員等生産者および県内の農業協同組合等が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で卸売市場等に販売する事業であり、当組合は卸売市場等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

iii) 加工事業

組合員等生産者が生産した農畜産物を原料に、飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は取引先等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

iv) 利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・カントリーエレベーター・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は組合員等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

v) 直販事業

主に組合員等生産者が直販所に出荷した園芸農産物等を消費者等へ販売する事業であり、当組合では購入した消費者等へ園芸農産物等を引き渡す義務を負っています。この履行義務は、園芸農産物等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

vi) 指導事業

組合員等生産者の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は組合員等生産者との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(8) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しているため、各科目的金額合計と一致しない場合があります。また、金額が千円未満の科目については「0」、期末に残高がない科目については「-」で表示しています。

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②共同計算

当組合は、組合員等生産者および県内の農業協同組合等（以下、「委託者」という。）が生産または集荷した園芸農産物を無条件で受託のうえ、卸売市場等へ販売しています。これに係る販売代金および経費についてはプール計算を行っています（以下、「共同計算」という。）。

共同計算の会計処理については、販売に係る費用で委託者負担のもののうち、当組合が立替処理しているものおよび当組合から委託者に支払った概算金等は経済受託債権に計上しています。また、卸売市場等での販売代金を経済受託債務に計上しています。委託者への精算処理にあたっては、共同計算における収入（販売代金等）と支出（立替金、概算金、運送費、集出荷場の施設費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料や集出荷場の運営料を控除した残額を精算金として委託者に支払った時点で、経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行っています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（1）直販事業収益および直販事業費用について

直販事業にかかる収益（前事業年度：販売事業 234,204 千円／その他事業 118,035 千円）および費用（前事業年度：販売事業 205,476 千円／その他事業 69,178 千円）は、前事業年度までそれぞれ販売事業収益および販売事業費用ならびにその他事業収益およびその他事業費用に含めて表示していましたが、損益管理の徹底を目的として、販売事業と直販事業を事業別に区分して損益把握するよう見直したことを機に、販売事業および直販事業の実態をそれより適切に表示するため、当事業年度より直販事業収益、直販事業費用として表示しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

（1）固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 684,899 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループの減損損失の認識を判定しています。

減損損失の認識に係る判定の単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識判定における将来キャッシュ・フローについては、当事業年度末の損益に一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および当組合の経営状況の影響を受けるため、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

（2）貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 2,477,630 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。

ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

iii) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

（1）資産に係る圧縮記帳額

固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 14,247,308 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 6,708,644 千円、機械装置 6,281,159 千円、土地 3,251 千円、その他の有形固定資産 1,235,471 千円、無形固定資産 18,781 千円

（2）担保に供している資産

高知県信用農業協同組合連合会との当座借越契約の担保として定期預金（系統預金）を 3,000,000 千円供していますが、これに対応する債務はありません。また、為替取引保証金の担保として定期預金（系統預金）を 16,060,000 千円供しています。

これ以外に地方公共団体の指定金融機関事務等に係る担保として、定期預金（系統預金）205,330 千円を供しています。

（3）子会社等に対する金銭債権および金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 2,597,896 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 1,478,666 千円

(4) 信用事業を行う組合に要求される注記

①債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は1,106,609千円、危険債権額は1,490,971千円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができる可能性の高い債権(破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権は94,867千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の合計額は2,692,448千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

②土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

●再評価を行った年月日 平成14年3月31日(仁淀川地区管内の一
部)

●再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価格を下回る額 138,120千円

●同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)および同施行令第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方
法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算出しました。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	1,214,078千円
うち事業取引高	1,214,078千円
②子会社等との取引による費用総額	1,588,612千円
うち事業取引高	1,588,612千円

(2) 減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当組合では、継続的な収支の把握を行っている場所別の管理会計上の区分を基本に店舗単位でグルーピングを行い、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

当事業年度に減損損失を計上した資産または資産グループは以下のとおりです。

本所、地区	資産グループ	場所	用途
安芸地区	あき東川購買	安芸市入河内603-1	一般
安芸地区	あき穴内購買	安芸市穴内乙81-1	一般
安芸地区	赤野購買	安芸市赤野乙31-1	一般
安芸地区	室戸購買	室戸市室津1743	一般
安芸地区	中山購買	安芸郡安田町正弘694-2	一般
安芸地区	安田購買	安芸郡安田町安田1847	一般
安芸地区	遊・川北支所精米所	安芸市川北甲853-8	遊休
安芸地区	遊・元出張所園芸倉庫資材置き場加工場	室戸市元下江ノ尻甲1903-11	遊休
安芸地区	遊・元出張所肥料農薬倉庫	室戸市元下江ノ尻甲1906-3	遊休
安芸地区	遊・給油所(羽根町)	室戸市羽根町甲646-1	遊休
安芸地区	よりそいプラザわじき	安芸郡芸西村和食甲2145-5	遊休
香美地区	吉川集出荷場	香南市吉川町吉原99-1	共用
香美地区	香美地区本部	香南市野市町西野2704-2	共用
香美地区	土佐山田集出荷場	香美市土佐山田町百石町2-2-48	共用
香美地区	物部支所・物部購買	香美市物部町大柄1388-2	一般
香美地区	遊・土佐山田育苗センター	香美市土佐山田町百石町2-2-48	遊休
香美地区	遊・香我美育苗C	香南市香我美町山北1323-1	遊休
土長地区	J Aグリーンなんこく	南国市上野田320-1	一般

本所、地区	資産グループ	場所	用途
土長地区	風の市	南国市左右山85(道の駅南国内)	一般
土長地区	十市支所	南国市十市3535	一般
土長地区	J Aグリーンもとやま	長岡郡本山町本山538	一般
土長地区	J Aグリーンおおとよ	長岡郡大豊町黒石350	一般
土長地区	遊・農産物処理加工場(大豊町川口南)	長岡郡大豊町川口南192	遊休
高知地区	遊・春野養鰻加工場	高知市春野町森山1710	遊休
高知地区	遊・春野秋山倉庫	高知市春野町秋山1264	遊休
仁淀川地区	吾川購買(購買)	仁淀川町大崎264-5	一般
仁淀川地区	吾北車両センター	吾川郡いの町下八川乙448-1	一般
仁淀川地区	Aコープ上八川	吾川郡いの町上八川甲1928-2	一般
仁淀川地区	Aコープ下八川	吾川郡いの町下八川乙448-1	一般
仁淀川地区	永野購買	高岡郡佐川町永野1733-1	一般
仁淀川地区	遊・佐川 尾川事業所	高岡郡佐川町本郷字中屋前1885-3	遊休
仁淀川地区	遊・越知 旧横畠西事業所	高岡郡越知町横畠東字土居屋敷271-6	遊休
仁淀川地区	遊・越知 旧野老山事業所	高岡郡越知町野老山字堀切2307-5	遊休
仁淀川地区	遊・越知 役場前事業所	高岡郡越知町越知字新ヤキ甲1944-3	遊休
仁淀川地区	遊・仁淀 旧仁淀支所購買倉庫	吾川郡仁淀川町森2499	遊休
仁淀川地区	仁淀製茶加工場	吾川郡仁淀川町高瀬字小越1820-1	遊休
仁淀川地区	遊・旧神谷支所	吾川郡いの町神谷732-1	遊休
仁淀川地区	遊・戸波育苗センター	土佐市太郎丸621-1	遊休
仁淀川地区	遊・土佐市日本所	土佐市波介字七反田4383-1	遊休
仁淀川地区	遊・本村事業所	土佐市新居字門田1954-6	遊休
高西地区	四万十みどり市	高岡郡四万十町榎山町5-2	一般
幡多地区	幡多地区本部	四万十市右山五月町7-33	共用
幡多地区	遊・山奈旧イ草倉庫G	宿毛市山奈町山田ワイノマエ3767-1	遊休
幡多地区	遊・宿毛橋上G	宿毛市橋上町990-1	遊休
幡多地区	遊・大方南部事業所	幡多郡黒潮町入野679	遊休
本所	南国ビニール加工場	南国市立田1105	一般
本所	パールライス・搗精・米穀	南国市大塙甲25	一般
本所	プロセスこうち	高知市仁井田新築4351-1	賃貸

②減損損失の認識に至った経緯

市場価額の著しい下落および収益力が低下している一般資産と共用資産について短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産についても、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

本所、地区	金額	固定資産の種類毎の減損損失の内訳		
		土地	建物	その他
安芸地区	40,228	24,059	11,509	4,659
香美地区	274,006	1,755	271,594	656
土長地区	16,909	11,869	1,818	3,221
高知地区	2,996	1,639	781	575
仁淀川地区	31,336	15,041	12,603	3,691
高西地区	3,912	-	3,912	-
幡多地区	43,864	7,712	35,785	366
本所	271,643	1,681	36,542	233,419
合計	684,899	63,758	374,549	246,591

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額を採用しています。正味売却価額については、その時価は不動産鑑定評価額および固定資産税評価額に基づき算定しています。また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを4.30%で割り引いて算定しています。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を高知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として高知県信用農業協同組合連合会への預け金、当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券並びに事業債権である経済事業未収金であり、貸出金および経済事業未収金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、主として農家組合員に対する制度融資の原資として高知県や株式会社日本政策金融公庫から借り入れたものです。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要な案件および大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、統括本部に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引における資産の健全性の維持・向上を図るために、資産の自己査定を厳正に行うとともに、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析、および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,928,520千円減少し、また金利が0.5%下降したものと想定した場合には、経済価値が3,355,926千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

iii) 資産調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを持む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	547,847,335	547,705,524	△141,811
	満期保有目的の債券	12,997,334	11,426,440
	その他有価証券	6,109,570	-
	有価証券	19,106,904	17,536,010
	貸出金	106,666,356	-

貸倒引当金（注1）	△1,454,098	-	-
貸出金（引当金控除後）	105,212,257	103,651,920	△1,560,337
経済事業未収金	7,607,082	-	-
貸倒引当金（注2）	△924,422	-	-
経済事業未収金（引当金控除後）	6,682,659	6,682,659	-
外部出資（注3）	53,550	53,550	-
資産計	678,902,707	675,629,664	△3,273,042
貯金	687,974,387	686,892,214	△1,082,173
借入金	24,237	24,376	139
経済事業未払金	2,132,218	2,132,218	-
負債計	690,130,843	689,048,808	△1,082,034

(注1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(注2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(注3) 外部出資は、系統外出資のうち市場価格のある上場株式です。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券および外部出資

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利に反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

また、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ウ. 経済事業未払金

経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	31,056,374
合計	31,056,374

④金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	547,847,335	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	-	19,600,000
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	13,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	6,600,000
貸出金（注1、2）	10,072,454	6,187,434	5,725,886	5,443,355	4,853,944	73,714,749
経済事業未収金（注3）	6,901,321	-	-	-	-	-
合 計	564,821,111	6,187,434	5,725,886	5,443,355	4,853,944	93,314,749

(注1) 貸出金のうち、当座貸越 2,596,943 千円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権、期限の利益を喪失した債権等 668,531 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注3) 経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先に対する債権等 705,761 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（注）	506,911,129	84,888,397	91,159,658	2,644,546	1,690,104	680,550
借入金	11,362	9,294	2,251	1,330	-	-
経済事業未払金	2,132,218	-	-	-	-	-
合 計	509,054,710	84,897,691	91,161,909	2,645,876	1,690,104	680,550

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	199,953	217,140
	地方債	-	-
	政府保証債	800,000	852,400
	社債	-	-
	小計	999,953	1,069,540
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	497,380	435,650
	地方債	5,300,000	4,580,730
	政府保証債	2,600,000	2,249,130
	社債	3,600,000	3,091,390
	小計	11,997,380	10,356,900
合 計	12,997,334	11,426,440	△1,570,894

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	国債	1,995,620	1,902,581
	地方債	-	-
	政府保証債	407,860	400,000
	社債	-	-
	外部出資	53,550	19,430
	小計	2,457,030	2,322,011
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	国債	1,727,500	1,994,456
	地方債	1,978,590	2,300,000
	政府保証債	-	-
	社債	-	-
	小計	3,706,090	4,294,456
	合 計	6,163,120	6,616,467
			△453,347

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益	売却損
地方債	1,176,967	-	223,033

(4) 当事業年度中において、保有目的区分が変更となった有価証券はありません。

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、一般職員退職給与規程および限定一般職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人 全国農林漁業団体共済会との契約に基づく農林漁業団体職員退職給付金制度（特定退職金共済制度）および株式会社りそな銀行との契約に基づく退職給付信託ならびに全国共済農業協同組合連合会および株式会社りそな銀行との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付債務	8,691,528
勤務費用	527,250
利息費用	58,819
数理計算上の差異の発生額	△55,823
退職給付の支払額	△1,029,013
期末における退職給付債務	8,192,760

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における年金資産	9,040,907
期待運用収益	147,730
数理計算上の差異の発生額	166,001
特定退職金共済制度への拠出金	227,528
確定給付企業年金制度への拠出金	244,161
退職給付の支払額	△895,021
期末における年金資産	8,931,308

④退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	8,192,760
特定退職金共済制度	△4,963,449
退職給付信託	△1,022,070
確定給付企業年金制度	△2,945,788
未積立退職給付債務	△738,547
未認識過去勤務費用	638,196
未認識数理計算上の差異	399,315
貸借対照表計上額純額	298,964
退職給付引当金	298,964

⑤退職給付費用およびその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	527,250
利息費用	58,819
期待運用収益	△147,730
数理計算上の差異の費用処理額	△5,116
過去勤務費用の費用処理額	△134,357
出向者等の退職給付費用のうち出向先等負担分	△20,075
合計	278,790

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

特定退職金共済制度

債券	63%
年金保険投資	28%
現金および預金	4%
その他	5%
合計	100%

退職給付信託

国内契約型投信	97%
短期資産	3%
合計	100%

確定給付企業年金制度

一般勘定	47%
その他	52%
短期資産	1%
債券	0%
合計	100%

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.83%
長期期待運用収益率	
特定退職金共済制度および退職給付信託	1.2%
確定給付企業年金制度	2.7%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、令和元年12月に令和14年3月までの拠出金を一括払いしており、令和6年3月末における前払い残高は1,201,970千円です。なお、当組合が、翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金の金額は1,151,113千円です。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

貸倒引当金	569,245
賞与引当金	175,858
退職給付引当金	82,693
特例業務負担金引当金	318,398
減価償却費	1,111,643
減損損失	1,461,377
繰越欠損金	458,546
その他有価証券評価差額金	125,395
その他	659,948
繰延税金資産 小計	4,963,108
評価性引当額	△4,963,108
繰延税金資産 合計 (A)	-

繰延税金負債

資産除去債務に係る有形固定資産	△47
繰延税金負債 合計 (B)	△47
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△47

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
--------	--------

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目	1.19%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△11.93%
評価性引当額の増減	△17.44%
住民税均等割等	9.13%
その他	0.17%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.78%

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他の注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合の建物の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の建物に使用されているアスベストについて、解体時に石綿障害予防規則が要求する特別な方法で除去する義務を有していることから、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は当該建物の残存耐用年数（6～20年）によっており、割引率は当該年数に見合う国債の流通利回り（0.44～2.10%）を使用して資産除去債務の金額を算定しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	125,781千円
時の経過による調整額	371千円
期末残高	126,152千円

(2) リース取引（貸手側）

①リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前リース取引のうち、リース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は下記のとおりです。

i) リース物件の取得価格、減価償却累計額および期末残高

（単位：千円）

	建物	合計
取得価格	236,864	236,864
減価償却累計額	243,012	234,012
期末残高	2,852	2,852

ii) 未経過リース料期末残高相当額（単位：千円）

1年以内	-
1年超	-
合計	-

iii) 受取リース料、減価償却費、受取利息相当額（単位：千円）

受取リース料	6,552
減価償却費	713
受取利息相当額	5,838

iv) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価格の差額を利息相当額とし、利息相当額の各期への配分方法については、利息法および定額法によっています。

○ 第6期 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) 附属明細書

1. 貸借対照表等の附属明細書

(1) 組合員資本の明細

(単位:千円)

種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出資金	10,187,806	373,841	699,689	9,861,958
再評価積立金	7,901	—	—	7,901
資本準備金	12,746	—	—	12,746
利益剰余金	26,381,063	942,714	548,956	26,774,821
利益準備金	12,645,455	150,000	—	12,795,455
その他利益剰余金	13,735,608	792,714	548,956	13,979,365
営農振興積立金	1,979,393	150,000	—	2,129,393
肥料協同購入積立金	12,791	—	—	12,791
経営安定対策積立金	952,607	150,000	—	1,102,607
教育基金積立金	72,000	—	—	72,000
信用次期システム積立金	21,378	—	—	21,378
遊休資産の処分及び取壊し費用にかかる積立金	20,000	—	—	20,000
固定資産(レンタル)の処分及び取壊し費用にかかる積立金	20,000	—	—	20,000
ICキヤツシユカード切替に伴う積立金	15,599	—	—	15,599
給油所POSシステム更新積立金	7,380	—	—	7,380
給油所施設改修等にかかる積立金	10,176	—	—	10,176
経済施設改修等にかかる積立金	1,131	—	—	1,131
土佐あき施設改修及び耐震対策等積立金	999,389	—	—	999,389
共同利用施設等の導入に係る設備更新積立金	566,982	—	—	566,982
施設建設積立金	500,000	—	—	500,000
施設整備積立金	70,000	—	—	70,000
集出荷場施設積立金	200,000	—	—	200,000
重油事故積立金	8,048	—	—	8,048
協同活動推進積立金	90,000	—	—	90,000
経済事業施設整備積立金	75,000	—	—	75,000
茶加工施設更新積立金	17,294	—	—	17,294
信用端末更新積立金	11,847	—	—	11,847
特別積立金	7,362,080	—	—	7,362,080
当期未処分剰余金	722,506	492,714	548,956	666,264
処分未済持分	△ 432,432	△ 200,619	△ 123,831	△ 509,220
合計	36,157,085	1,115,936	1,124,814	36,148,207

目的積立金の明細

名 称	営農振興積立金	土佐あき施設改修及び耐震対策等積立金	施設建設積立金
積 立 目 的	営農振興積立金規程で定める積立	南海大地震の発生が危ぶまれる中、管内の施設は老朽化が進んでおり、耐震工事や建替えを行わなければ職員の命の安全や震災後の組合員対応が難しい等多くの問題がある。しかし、耐震診断や工事等に対する多額の費用が経営に大きな負担となることが考えられる為、目的積立金を造成する	主要な施設の建設等に備えるため
積 立 目 標 額	営農振興積立金規程に定める額	1,000,000千円	500,000千円
積 立 基 準	営農振興積立金規程の定めによる	毎期任意の積立とする	任意
取 崩 基 準	営農振興積立金規程の定めにより取り崩す	施設の耐震診断および耐震工事等の際に取り崩す	主要な施設の建設や大規模な修繕を行う場合、理事会の決議により必要と認めた額を取り崩す
当 期 末 残 高	2,129,393千円	999,389千円	500,000千円
備 考			

名 称	施設整備積立金	経営安定対策積立金	共同利用施設等の導入に係る設備更新積立金
積 立 目 的	生産施設設備等、施設整備拡充を目的とする	経営安定対策積立規程による	選果施設等の共同利用施設の設備更新による生産者の利用料の負担軽減のために設備更新積立金として積み立てる
積 立 目 標 額	100,000千円	経営安定対策積立金規程に定める額	1,000,000千円
積 立 基 準	毎事業年度の剩余金から総代会において剩余金処分額として認められた金額	経営安定対策積立金規程の定めによる	集出荷場等施設の年間販売高（百万未満切捨て）を基準に剩余金の範囲内で積み立てる（積立金目標額 年間販売高の3.5%以内）
取 崩 基 準	施設整備に必要が生じた時、取り崩すことができる	経営安定対策積立金規程の定めにより取り崩す	①共同利用施設の更新時に取崩し、生産者の利用料の1割を負担する ②10,000千円を超える臨時の修繕が発生した場合 ③広域での施設更新が行われる場合は関係する共同利用施設の積立金を取り崩す
当 期 末 残 高	70,000千円	1,102,607千円	566,982千円
備 考			

名 称	集出荷場施設積立金	協同活動推進積立金	経済事業施設整備積立金
積 立 目 的	新たな集出荷場の建設および機械装置の更新に備えた準備を目的とする	教育文化活動を始めとする共同活動の実践・推進を図るため、共同活動に係る費用の全部又は一部を積立金ならびに財務収益で確保することを目的とする	施設建設（重油タンク・資材倉庫）および、それに伴うリース、減価償却等の費用を積み立てる
積 立 目 標 額	200,000千円	100,000千円	100,000千円
積 立 基 準	未処分剩余金より総会（総代会）において承認された金額を積み立てる	毎事業年度の剩余金（繰越欠損のある場合には、これを補填した後の残額）の20分の1に相当する金額以上を積立基準とする	積立金は、毎事業年度の剩余金の中から目標額に達するまで任意に積み立てる
取 崩 基 準	出荷場の建設および機械装置の更新等が決定した場合	この積立金は、当該事業年度の共同活動にかかる費用の範囲内で、総代会の議決を得て取り崩すことができる	①経済事業施設建設等のために発生する諸費用について取り崩す ②目標達成のため、目標額に達する前の取り崩しも可能とする ③目標額に達する前に取り崩しがあった場合には、目標額から控除する ④取り崩しに関する事項は、理事会に一任する
当 期 末 残 高	200,000千円	90,000千円	75,000千円
備 考			

名 称	教育基金積立金	信用次期システム積立金	遊休資産の処分及び取壊し費用にかかる積立金
積 立 目 的	組合員教育ならびに役職員教育の資金を安定的に確保する為の教育資金	信用次期オンラインシステム導入に伴う積立	第12期総代会決議による(コスマス)
積 立 目 標 額	任意	70,000千円	20,000千円
積 立 基 準	総代会決議による	第13期総代会決議による(コスマス)	第12期総代会決議による(コスマス)
取 崩 基 準	・組合員教育のための経費 ・役職員の特別（長期）教育を実施する資金 ・組合員の子弟の育成資金 ・その他理事会において目的達成のため必要と認めた資金	信用次期オンラインシステム（端末機更新、ATM次期システム対応）導入後に発生する費用（リース費用、減価償却費等）について取り崩す	遊休資産の処分および取り壊しに要した費用について取り崩す
当 期 末 残 高	72,000千円	21,378千円	20,000千円
備 考			

名 称	固定資産(レンタル)の処分及び取壊し費用にかかる積立金	茶加工施設更新積立金	ICキャッシュカード切替に伴う積立金
積 立 目 的	第12期総代会決議による(コスマス)	茶加工施設更新のための積立金	第12期総代会決議による(コスマス)
積 立 目 標 額	20,000千円	更新必要額	20,000千円
積 立 基 準	第12期総代会決議による(コスマス)	生茶1kg当たり75円	第12期総代会決議による(コスマス)
取 崩 基 準	固定資産(レンタル)の処分及び取り壊しに要した費用について取り崩す	減価償却費およびリース料に応じた金額を毎年取り崩す	ICキャッシュカード切替に要した費用について取り崩す
当 期 末 残 高	20,000千円	17,294千円	15,599千円
備 考			

名 称	肥料協同購入積立金	信用端末更新積立金	給油所施設改修等にかかる積立金
積 立 目 的	肥料協同購入積立規程による	次期信用事業オンラインシステムの移行に係る諸費用の積立金	第15期総代会決議による(コスマス)
積 立 目 標 額	肥料協同購入積立金に定める額	100,000千円	15,000千円
積 立 基 準	肥料協同購入積立金の定めによる	平成19年度ならびに平成20年度の剩余金から積立てる	第15期総代会決議による(コスマス)
取 崩 基 準	肥料協同購入積立規程の定めにより取り崩す	端末機更新、システム移行費用、移行に際して発生する費用について取り崩す	給油所施設改修等に要した費用について取り崩す
当 期 末 残 高	12,791千円	11,847千円	10,176千円
備 考			

名 称	重油事故積立金	給油所POSシステム更新積立金	経済施設改修等にかかる積立金
積 立 目 的	重油施設の保守管理の経費ならびに重油漏れ事故発生の場合の回収および補償にかかる損失の発生に備えて、園芸農家の経営安定に資することを目的とする	第13期総代会決議による(コスマス)	第17期総代会決議による(コスマス)
積 立 目 標 額	20,000千円	15,000千円	50,000千円
積 立 基 準	重油供給1ℓあたり50銭を超えない金額を総会（総代会）において承認された金額を積み立てる	第13期総代会決議による(コスマス)	第17期総代会決議による(コスマス)
取 崩 基 準	JAが設置したタンクの塗装とタンク内スラッジ除去ならびにクリーニングに要する費用を年次計画的に支出する金額。事故による損失のうち理事会が査定した金額	給油所POSシステム更新に要した費用について取り崩す	経済施設改修等に要した費用について取り崩す
当 期 末 残 高	8,048千円	7,380千円	1,131千円
備 考			

(2) 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円、%)

種類		当期首高	当期増加額	当期減少額	期末高	当期償却額	減価償却累計額	償却累計率
有形固定資産	建物	26,626,890	132,536	1,193,601 (374,549)	25,565,825	290,951	21,206,376	82.9
	構築物	2,554,817	38,618	204,531 (2,178)	2,388,905	35,187	2,102,927	88.0
	機械装置	9,517,706	364,109	221,206 (5,812)	9,660,609	227,653	8,661,267	89.7
	車両運搬具	210,977	2,150	3,386 (435)	209,741	7,999	201,942	96.3
	工具器具備品	2,729,396	143,964	117,585 (7,927)	2,755,774	84,216	2,521,061	91.5
	土地	8,287,264	—	214,370 (63,758)	8,072,893			
	リース資産	404,966	307,760	364,498 (230,237)	348,229	79,303	214,153	61.5
	建設仮勘定	946	32,164	27,599 (—)	5,511			
	計	50,332,965	1,021,304	2,346,779 (684,899)	49,007,490	725,311	34,907,728	
無形固定資産	借地権	42,538	—	— (—)	42,538	—		
	地上権	0	—	— (—)	0	—		
	商標権	100	—	42 (—)	58	42		
	ソフトウェア	25,313	10,850	9,838 (—)	26,325	9,838		
	電話加入権	13,119	—	72 (—)	13,047	—		
	電気通信施設利用権	52	—	11 (—)	40	11		
	水道施設利用権	382	—	23 (—)	358	23		
	印版代	3,224	—	2,993 (—)	230	2,993		
	計	84,730	10,850	12,981 (—)	82,598	12,909		
合計		50,417,696	1,032,154	2,359,760 (684,899)	49,090,089	738,221		

注1 当期増加額の主な内容は次のとおりです。

- 建物 とさのさと 精肉加工室改修 23,700千円
 建物 掃精工場 BG無洗米室増設工事 25,090千円
 構築物 五台山流通センター 職員駐車場整備工事 18,000千円
 機械装置 安芸ライスセンター 粉摺り機 21,500千円
 機械装置 中山ユズ加工場 ゆず搾汁ライン高度化工事 29,771千円
 機械装置 グリーンはるの きゅうり選果機P C関連更新 40,500千円
 機械装置 カントリーエレベーター粗選機2基 36,300千円
 機械装置 四万十野菜集出荷場 機械一式 124,284千円
 機械装置 宿毛販売 文旦選果機 38,000千円
 工具器具備品 あき地区本部 空調機 15,000千円
 リース動産 掃精工場 BG加工機他機械一式 245,538千円

注2 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です。

注3 建物には、資産除去債務に係る固定資産が含まれています。

注4 当期償却費のうち、賃貸資産及び売電設備に係る減価償却費は雑損失（事業外費用）に含まれています。

(3) 外部出資の明細

(単位：千円)

出 資 先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系 統 出 資	高知県信用農業協同組合連合会	18,837,780	—	—	18,837,780
	高知県厚生農業協同組合連合会	418,980	—	—	418,980
	高知県農業教育基会	272,303	—	—	272,303
	農業振興基金	69,145	—	—	69,145
	合中央会経営強化基金	193,087	—	—	193,087
	全国農業協同組合連合会	1,431,800	—	—	1,431,800
	全国共済農業協同組合連合会	6,219,400	—	—	6,219,400
	農林中央金庫	106,300	—	—	106,300
	全国酪農業協同組合連合会	9,550	—	—	9,550
	全国新聞情報農業協同組合連合会	3,550	—	—	3,550
系 統 外 資 式 そ の 他	高知県施設農業協同組合連合会	26,100	—	—	26,100
	日本園芸農業協同組合連合会	1,000	—	—	1,000
	日本養鶏農業協同組合連合会	100	—	—	100
	四国生乳販売農業協同組合連合会	20,430	—	—	20,430
	計	27,609,525	—	—	27,609,525
	株式会社阿佐海岸鉄道	80	—	—	80
	四国乳業株式会社	1,178	—	—	1,178
	株式会社四国電力	33,644	19,905	—	53,550
	株式会社きたがわジャルダン	118	—	—	118
	株式会社日本農業新聞	650	—	—	650
子 会 社 等 出 資	株式会社赤岡青果市場	1,000	—	—	1,000
	大豊ゆとりファーム株式会社	3,000	—	—	3,000
	株式会社むらびと本舗	24	—	—	24
	高知空港ビル株式会社	13,000	—	—	13,000
	株式会社道の駅南国	1,350	—	—	1,350
	株式会社ながおか	138	—	—	138
	アプロス株式会社	2,000	—	—	2,000
	有限公司むささびの里	1,500	—	—	1,500
	株式会社あぐり窪川	3,700	—	—	3,700
	株式会社SEAプロジェクト	100	—	—	100
子 会 社 等 そ の 他	ゆすはらペレット株式会社	50	—	—	50
	株式会社四万十ドーラマ	100	—	—	100
	土佐清水食品株式会社	973	—	—	973
	株式会社なぶら土佐佐賀	1,000	—	—	1,000
	株式会社高知青果市場	34,307	—	—	34,307
	高知ビニール株式会社	9,112	—	—	9,112
	株式会社テレビ高知	19,637	—	—	19,637
	高知フーズ株式会社	13,152	—	—	13,152
	土佐くろしお鉄道株式会社	553	—	—	553
	株式会社エフエム高知	1,906	—	—	1,906
子 会 社 等 合 計	J A全農くみあい飼料ホールディングス株式会社	88,043	—	—	88,043
	株式会社土佐花き園芸市場	3,750	—	—	3,750
	高知県農業信用基金協会	1,351,280	85,540	—	1,436,820
	安芸郡酒類卸商業協同組合	780	—	—	780
	芸東森林組合	17	—	—	17
	高知県自動車整備商工組合	1	—	—	1
	南国酒販協同組合	100	—	—	100
	大豊町森林組合	72	—	—	72
	本山町森林組合	21	—	—	21
	土佐町森林組合	23	—	—	23
子 会 社 等 そ の 他	高知県食品外販協同組合	100	—	—	100
	仁淀川森林組合	251	—	—	251
	高岡郡酒類卸商業協同組合	582	—	—	582
	津野町森林組合	543	—	—	543
	梼原町森林組合	1,500	—	—	1,500
	宿毛市森林組合	96	2	—	98
	高知中央市場鮮魚買受人協同組合	410	—	—	410
	赤岡青果商業協同組合	13	—	—	13
	高知中央青果買受人協同組合	60	—	—	60
	幡多公設地方卸売市場青果部買受人協同組合	15	—	—	15
子 会 社 等 合 計	計	1,589,934	105,447	—	1,695,381
	株式会社アグリード土佐あま	9,000	—	—	9,000
	営農支援センター四万十株式会社	1,500	—	—	1,500
	株式会社J Aメモリアルこうち	1,338,905	—	—	1,338,905
	株式会社協同プロセスこうち	13,920	—	1,920	12,000
	高知県くみあい運輸株式会社	42,350	—	—	42,350
	株式会社J Aエナジーこうち	177,100	—	—	177,100
	株式会社高知県農協電算センター	39,290	—	—	39,290
	協同キラメックス室戸有限会社	3,000	—	—	3,000
	有限会社芸西青果市場	2,500	—	—	2,500
子 会 社 等 合 計	有限会社十市パークステーション管理組合	91,550	—	47,177	44,372
	株式会社ヤシイ	8,000	—	—	8,000
	高知県食肉センター株式会社	33,000	—	—	33,000
	株式会社れいほく未来	94,000	—	—	94,000
	計	1,854,115	—	49,097	1,805,017
合計		31,053,575	105,447	49,097	31,109,924

(注) 株式会社協同プロセスこうち、有限会社十市パークステーション管理組合の減少額については、減損処理を行ったことによるものです。

(4) 引当金等の明細

(単位：千円)

種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	2,983,215	2,477,630	108,973	2,874,241	2,477,630
一般貸倒引当金	847,450	472,311	—	847,450	472,311
うち信用事業	577,345	203,063	—	577,345	203,063
うち購買事業	232,462	227,525	—	232,462	227,525
うち販売事業	29,610	26,371	—	29,610	26,371
うち加工事業	3,941	10,537	—	3,941	10,537
うち利用事業	1,004	1,272	—	1,004	1,272
うちその他事業	25	147	—	25	147
うち事業外	3,060	3,393	—	3,060	3,393
個別貸倒引当金	2,135,765	2,005,318	108,973	2,026,791	2,005,318
うち信用事業	1,203,944	1,251,034	10,953	1,192,991	1,251,034
うち購買事業	658,282	603,425	11,699	646,582	603,425
うち販売事業	18,110	13,967	—	18,110	13,967
うち加工事業	1,575	2,471	181	1,394	2,471
うち利用事業	159,391	38,092	86,140	73,251	38,092
うちその他事業	465	610	—	465	610
うち事業外	93,996	95,715	—	93,996	95,715
賞与引当金	535,113	546,848	535,113	—	546,848
退職給付引当金	605,780	298,865	605,681	—	298,964
役員退職慰労引当金	78,329	18,547	—	—	96,877
特例業務負担金引当金	1,352,216	—	138,024	63,078	1,151,113
外部出資等損失引当金	5,845	—	—	5,845	—
子会社等支援引当金	39,185	—	12,800	26,384	—
債務保証損失引当金	46,892	—	—	6,208	40,683
合計	5,646,577	3,341,892	1,400,593	2,975,758	4,612,117

注1 当期減少額（その他）欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。

一般貸倒引当金 洗替による減少額

個別貸倒引当金 洗替による減少額

上記以外の引当金 将来の損失見積額の見直しによる戻入額

注2 賞与引当金の当期増加額欄には出向者にかかる負担分等が含まれております。

注3 子会社等支援引当金の当期減少額（目的使用）欄に記載の金額は子会社（株式会社コスモスアグリサポート）の解散によるものです。

(5) 子会社等との間の取引並びに子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の明細

(単位：千円)

①子会社等との取引の明細

会社名	取引内容	収益総額	費用総額	摘要
株式会社 高知県農協電算センター	うち信用事業	—	0	
	うちその他事業	185	389,644	事務委託手数料
	計	185	389,645	
株式会社 ときのさと	うち信用事業	5,025	42	貸付金利息
	うち共済事業	418	—	
	うち購買事業	292,961	276,350	食品、生活用品他
	うち販売事業	72,433	69,635	販売手数料他
	うち加工事業	29,740	26,795	お茶、ユズ加工品他
	うちその他事業	39,172	14,192	賃料他
	計	439,752	387,016	
株式会社 JAメモリアルこうち	うち信用事業	3,945	20	貸付金利息
	うち共済事業	1,091	423	共済掛金、代理店手数料他
	うち購買事業	12,572	109,449	ルビナス商品・墓石仕入他
	うち販売事業	—	200	
	うち加工事業	14,886	13,397	返礼品(茶製品)他
	うち利用事業	88,455	194	葬儀手数料他
	うちその他事業	21,181	4,294	運営経費他
株式会社 JAエナジーこうち	計	142,132	127,981	
	うち信用事業	—	455	
	うち共済事業	1,342	—	代理店手数料他
	うち購買事業	345,463	17,250	燃料手数料他
	うち販売事業	2	786	
	うち加工事業	48	11,428	廃ボリ回収費他
	うち利用事業	—	1,757	
高知県くみあい運輸 株式会社	うちその他事業	17,635	61,580	賃貸料、水道光熱費、車両費他
	計	364,492	93,258	
	うち信用事業	—	0	
	うち購買事業	3,665	252,001	賃貸料、運賃他
	うち販売事業	—	16,155	運賃他
株式会社 協同プロセスこうち	うち加工事業	—	52,959	運賃等
	うちその他事業	2,058	77	受取配当金、賃貸料他
	計	5,723	321,194	
	計	2,987	834	
	うち信用事業	—	0	
協同キラメッセ室戸 有限会社	うち購買事業	4,526	4,320	食品他
	うち販売事業	4,747	4,272	産直他
	計	9,273	8,594	
	うち信用事業	—	0	
株式会社 アグリード土佐あき	うち購買事業	4,339	3,700	農薬・資材他
	うち販売事業	568	511	
	うち利用事業	180	—	
	うちその他事業	—	900	
	計	5,089	5,113	
有限会社 芸西青果市場	うち信用事業	155	—	
	計	155	—	
株式会社 れいほく未来	うち信用事業	0	0	
	うち共済事業	239	—	
	うち購買事業	79,353	75,056	飼料他
	うちその他事業	—	15,300	業務委託料
	計	79,592	90,356	
有限会社 天然の湯 ながおか温泉	うち信用事業	—	0	
	うち購買事業	12,248	10,521	重油他
	うち利用事業	28,005	—	利用料
	計	40,253	10,521	
株式会社 南国スタイル	うち信用事業	277	0	
	うち購買事業	42,395	35,330	農薬・資材他
	うち販売事業	2,151	190	米販等販売手数料
	うち利用事業	5,019	10,500	育苗・ライスセンター利用料、育苗・ライスセンター委託料
	うちその他事業	—	22,661	業務委託料(農家レストラン、直販)
	計	49,843	68,683	
株式会社 ヤ・シイ	うち信用事業	—	0	
	計	—	0	
有限会社 十市パーク ステーション管理組合	うち信用事業	—	0	
	うち購買事業	9	8	
	うちその他事業	577	857	事務委託手数料・賃借料
	計	586	865	
営農支援センター 四万十株式会社	うち信用事業	71	0	
	うち購買事業	46,177	34,205	農薬・資材他
	うち販売事業	695	—	
	計	46,943	34,206	
高知県食肉センター 株式会社	うち信用事業	2,684	0	貸付金利息
	うち購買事業	—	13,174	食品他
	うち販売事業	23,815	21,442	移管商品他
	うち加工事業	13	11	
	うちその他事業	552	15,712	精肉他
	計	27,066	50,341	
合計		1,214,078	1,588,612	

②子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の明細

(単位：千円)

会 社 名	取引内容	金 銭 債 権			金 銭 債 務		
		当期首残高	当期末残高	当期増減額	当期首残高	当期末残高	当期増減額
株式会社 高知県農協 電算センター	未収金	31	31	—	—	—	—
	未払金	—	—	—	35,857	30,902	△ 4,955
	計	31	31	—	35,857	30,902	△ 4,955
株式会社 とさのさと	貯金	—	—	—	30,022	21,547	△ 8,475
	貸付金	500,000	477,190	△ 22,809	—	—	—
	購買未収金	25,358	26,129	770	—	—	—
	販売未収金	6,037	4,227	△ 1,810	—	—	—
	販売未払金	—	—	—	47	28	△ 18
	加工未収金	1,551	2,454	903	—	—	—
	未収金	5,113	4,141	△ 971	—	—	—
	未払金	—	—	—	28	—	△ 28
	計	538,061	514,144	△ 23,917	30,097	21,575	△ 8,522
	貯金	—	—	—	394,612	347,219	△ 47,393
株式会社 JAメモリアルこうち	貸付金	400,000	375,000	△ 25,000	—	—	—
	購買未収金	757	1,406	648	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	12,213	5,578	△ 6,635
	販売未収金	—	—	—	—	4	4
	加工未収金	1,143	1,184	41	—	—	—
	未収金	15,310	15,516	206	—	—	—
	未払金	—	—	—	—	5	5
	計	417,211	393,108	△ 24,103	406,825	352,807	△ 54,018
株式会社 JAエナジーこうち	貯金	—	—	—	56,046	34,248	△ 21,798
	購買未収金	1,231,602	1,254,605	23,003	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	503	485	△ 17
	販売未払金	—	—	—	—	134	134
	加工未収金	—	2	2	—	—	—
	加工未払金	—	—	—	—	6	6
	利用未払金	—	—	—	—	13	13
	未収金	21,141	15,513	△ 5,628	—	—	—
	未払金	—	—	—	12,229	10,324	△ 1,905
	仮受金	—	—	—	69,418	72,487	3,068
高知県くみあい運輸 株式会社	計	1,252,744	1,270,121	17,377	138,198	117,699	△ 20,498
	貯金	—	—	—	41,786	39,110	△ 2,675
	購買未収金	344	590	245	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	148	74	△ 73
	加工未収金	3	—	△ 3	—	—	—
	未収金	—	261	261	—	—	—
株式会社 協同プロセスこうち	未払金	—	—	—	32,421	27,400	△ 5,020
	計	348	851	503	74,357	66,586	△ 7,770
	貯金	—	—	—	24	36	12
	貸付金	800	400	△ 400	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	70	65	△ 5
	販売未収金	15,249	—	△ 15,249	—	—	—
協同キラメッセ室戸 有限会社	販売未払金	—	—	—	17	—	△ 17
	加工未収金	—	7	7	—	—	—
株式会社 アグリード土佐あき	計	16,049	407	△ 15,641	112	102	△ 10
	貯金	—	—	—	190,130	197,976	7,845
有限会社 芸西青果市場	計	—	—	—	190,130	197,976	7,845
	貯金	—	—	—	17,882	23,879	5,997
株式会社 天然の湯 ながおか温泉	購買未収金	220	545	324	—	—	—
	販売未払金	—	—	—	698	1,514	816
	リース投資資産	1,195	1,027	△ 167	—	—	—
	計	1,415	1,572	156	18,581	25,394	6,813
株式会社 れいほく未来	貯金	—	—	—	—	6,973	6,973
	貸付金	3,246	—	△ 3,246	—	—	—
	計	3,246	—	△ 3,246	—	6,973	6,973
有限会社 南天然の湯 ながおか温泉	貯金	—	—	—	77,346	88,206	10,859
	貸付金	70,000	70,000	—	—	—	—
	購買未収金	7,425	7,951	526	—	—	—
株式会社 南国スタイル	計	77,425	77,951	526	77,346	88,206	10,859
	貯金	—	—	—	23,183	32,087	8,904
	利用未収金	31,350	31,350	—	—	—	—
	購買未収金	865	1,169	303	—	—	—
株式会社 ヤ・シイ	計	32,215	32,519	303	23,183	32,087	8,904
	貯金	—	—	—	30,262	31,274	1,011
株式会社 十市パーク ステーション管理組合	貸付金	70,823	60,877	△ 9,946	—	—	—
	購買未収金	14,004	13,091	△ 912	—	—	—
株式会社 コスマス アグリサポート	利用未収金	1,732	2,028	296	—	—	—
	直販未収金	193	87	△ 106	—	—	—
株式会社 ヤ・シイ	計	86,753	76,085	△ 10,668	30,262	31,274	1,011
	貯金	—	—	—	1,514	1,909	395
有限会社 十市パーク ステーション管理組合	計	—	—	—	1,514	1,909	395
	貯金	—	—	—	14,038	14,945	906
株式会社 コスマス アグリサポート	計	—	—	—	14,038	14,945	906
	貯金	—	—	—	13,621	—	△ 13,621
	購買未収金	628	—	△ 628	—	—	—
	利用未収金	93,594	—	△ 93,594	—	—	—
株式会社 四万十株式会社	計	94,223	—	△ 94,223	13,621	—	△ 13,621
	貯金	—	—	—	102,166	134,064	31,898
	貸付金	18,600	14,780	△ 3,820	—	—	—
	購買未収金	16,683	16,323	△ 360	—	—	—
高知県食肉センター 株式会社	計	35,283	31,103	△ 4,180	102,166	134,064	31,898
	貯金	—	—	—	1,591,972	354,702	△ 1,237,270
	貸付金	—	200,000	200,000	—	—	—
	加工未収金	4	—	△ 4	—	—	—
合計	未払金	—	—	—	—	1,457	1,457
	計	4	200,000	199,995	1,591,972	356,159	△ 1,235,813
	貯金	4	2,597,896	42,882	2,748,268	1,478,666	△ 1,269,601

(注) 株式会社コスマスアグリサポートの金銭債権および金銭債務の減少は、解散に伴う処理によるものです。

(6) 事業管理費の明細

(単位：千円)

損益計算書科目	内訳科目	金額
人件費	役員報酬	200,917
	給料手当	7,370,197
	うち賞与引当金繰入額	544,916
	福利厚生費	1,317,524
	退職給付費用	278,790
	役員退職慰労引当金繰入額	18,547
計		9,185,978
業務費	会議費	45,691
	接待交際費	2,632
	宣伝広告費	37,604
	通信費	121,091
	印刷・消耗備品費	65,682
	図書・研修費	30,012
	業務委託費	1,290,326
	旅費	26,687
	計	1,619,729
諸税負担金	租税公課	305,157
	支払賦課金	77,035
	分担金	42,105
	計	424,298
施設費	減価償却費	634,174
	保守修繕費	444,643
	保険料	78,076
	水道光熱費	416,445
	賃借料	384,726
	消耗備品費	74,003
	車両費	105,522
	施設管理費	137,870
	その他施設費	371
計		2,275,834
その他事業管理費		92,113
合計		13,597,953

剰余金処分案 (第6期)

(単位：円)

科 目	金 額
1. 当期末処分剰余金	666,264,128
2. 剰余金処分額	393,704,324
(1) 利益準備金	100,000,000
(2) 任意積立金	200,000,000
當農振興積立金	100,000,000
経営安定対策積立金	100,000,000
(3) 出資配当金	93,704,324
普通出資に対する配当金	93,704,324
3. 次期繰越剰余金	272,559,804

1 出資配当は年1%の割合です。

- 2 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準等は、附属明細書の目的積立金の明細のとおりです。
- 3 次期繰越剰余金には、當農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額40,000,000円が含まれています。

独立監査人の監査報告書

令和6年6月3日

高知県農業協同組合
理事会 御中

みのり監査法人	
東京都港区	
指定社員	公認会計士 北川健二
業務執行社員	
指定社員	公認会計士 松木克史
業務執行社員	

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、高知県農業協同組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第6期の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、部門別損益計算書並びに事業別の明細である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、高知県農業協同組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第6期の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第6期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、当事業年度の監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査室その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、統括本部・事業本部・地区本部・支所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する理事会決議の内容について、理事会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は、認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は、相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「みのり監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年6月5日

高知県農業協同組合

(代表監事) 常勤監事

北添 和明 

常勤監事

武井 隆一 

監 事

山岡 さか 

監 事

村田 弘文 

監 事

山崎 誠一 

(注) 監事 村田 弘文 山崎 誠一 は農協法第30条第14項に定める員外監事です。

○第6期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで） 部門別損益計算書

(単位：千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	35,326,590	4,500,288	3,365,164	23,946,157	3,374,971	140,007	
事業費用②	21,340,440	442,483	192,583	18,250,191	2,306,845	148,336	
事業総利益③ (①-②)	13,986,150	4,057,805	3,172,581	5,695,965	1,068,126	△ 8,328	
事業管理費④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑤ [△])	13,597,953 (634,174) (9,185,978)	3,185,552 (74,873) (1,850,491)	2,495,292 (55,824) (2,108,316)	5,915,375 (452,698) (3,668,734)	1,196,031 (38,229) (876,173)	805,701 (12,547) (682,261)	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦ [△])		629,944 (31,320) (276,841)	452,269 (19,485) (229,864)	936,738 (20,394) (480,640)	161,687 (2,403) (97,061)	94,247 (1,017) (67,152)	△ 2,274,886 (△ 74,621) (△ 1,151,560)
事業利益⑧ (③-④)	388,197	872,252	677,288	△ 219,409	△ 127,904	△ 814,029	
事業外収益⑨	878,951	126,442	80,929	555,769	92,488	23,320	
※うち共通分⑩		121,498	80,494	408,470	61,884	20,047	△ 692,395
事業外費用⑪	139,015	75,486	6,584	49,961	4,520	2,462	
※うち共通分⑫		11,243	6,045	22,837	3,262	1,176	△ 44,565
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	1,128,132	923,209	751,633	286,398	△ 39,936	△ 793,171	
特別利益⑭	1,186,210	49,826	39,178	1,012,511	68,655	16,038	
※うち共通分⑮		38,620	26,028	145,427	11,238	5,088	△ 226,403
特別損失⑯	1,779,379	75,983	41,660	1,580,963	65,185	15,587	
※うち共通分⑰		71,762	41,215	146,496	24,121	8,377	△ 291,973
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	534,963	897,052	749,151	△ 282,053	△ 36,465	△ 792,719	
営農指導事業分配賦額⑲		125,974	87,846	512,839	66,059	△ 792,719	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	534,963	771,077	661,304	△ 794,892	△ 102,525		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

人頭割・人件費を除いた事業管理費割・事業収益・事業費用の平均

(2) 営農指導事業

人頭割・人件費を除いた事業管理費割・事業収益・事業費用の平均

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦割合）

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	28%	20%	41%	7%	4%	100%
営農指導	16%	11%	65%	8%		100%

○第6期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）事業別の明細

1. 信用事業

(1) 貯金

(単位：千円)

種類	当期末残高
当座性貯金	283,674,872
定期貯金	400,307,326
定期積金	3,992,189
計	687,974,387

(2) 貸出金

(単位：千円)

種類	当期末残高
手形貸付金	109,101
証書貸付金	103,960,310
当座貸越	2,596,943
計	106,666,356

(3) 預金

(単位：千円)

種類	当期末残高
系統預金	547,758,471
系統外預金	88,864
計	547,847,335

(4) 有価証券

(単位：千円)

種類	当期末残高
国債	4,420,454
地方債	7,278,590
政府保証債	3,807,860
社債	3,600,000
計	19,106,904

2. 共済事業

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種類		件数	金額
生命系	終身共済	55,395	508,361,144
	定期生命共済	1,266	14,174,400
	養老生命共済	19,058	103,194,266
	こども共済	11,026	45,756,360
	医療共済	50,428	10,929,200
	がん共済	15,357	1,842,500
	定期医療共済	1,638	1,787,400
	介護共済	8,246	9,995,448
	認知症共済	293	
	生活障害共済	2,504	
	特定重度疾病共済	2,563	
	年金共済	22,719	2,455,800
建物系	建物更生共済	102,176	1,245,514,523
合計		281,643	1,898,254,683

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種類		件数	金額
医療共済		50,428	270,543 2,012,224
がん共済		15,357	94,622
定期医療共済		1,638	8,224
合計		67,423	373,389 2,012,224

(注) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済および定期医療共済の金額は入院共済金額です。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種類		件数	金額
介護共済		8,246	17,297,849
認知症共済		293	470,600
生活障害共済（一時金型）		2,123	9,922,100
生活障害共済（定期年金型）		381	287,340
特定重度疾病共済		2,563	3,129,400

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種類		件数	金額
年金開始前		16,654	6,860,101
年金開始後		6,065	2,903,864
合計		22,719	9,763,965

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種類		件数	金額	掛金
火災共済		5,570	56,566,040	61,052
自動車共済		84,117		3,111,345
傷害共済		44,487	192,503,500	22,185
賠償責任共済		1,498		3,155
自賠責共済		46,206		768,197
合計		181,878		3,965,936

3. 購買事業

(単位：千円)

品 目		当期供給高
生 産 資 材	肥 料	2,795,974
	農 薬	2,411,606
	飼 料	521,127
	農 業 機 械	703,060
	生 产 资 材	2,138,980
	自 動 车	151,938
	燃 料	2,845,468
	計	11,568,156
生 活 物 資	米	162,113
	食 品 生 鮮 食 品	1,092,902
	一 般 食 品	708,236
	衣 料 品	31,152
	耐 久 消 費 財	66,314
	日 用 保 健 雜 貨	148,357
	家 庭 燃 料	15,507
	そ の 他	33,536
	計	2,258,120
	合 計	13,826,276

4. 販売事業

(1) 受託販売品

(単位：千円)

品 目		当期取扱高
米		1,765,088
豆	・ 雜 穀	580
野	菜	47,067,277
果	実	2,779,437
花 卉	・ 花 木	3,525,354
畜 産	物	3,736,569
林 産	物	455,882
特 産	物	1,264,330
そ の	他	47,448
合 計		60,641,968

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しております。

(2) 買取販売品

(単位：千円)

品 目		当期販売高
米		452,016
豆	・ 雜 穀	778
野	菜	3,960,231
畜 産	物	33,147
特 産	物 等	93,426
合 計		4,539,601

5. 保管事業

(単位：千円)

項 目	金額
収 益	466
費 用	302
差 引	163

6. 加工事業

(単位：千円)

項目	金額
収益	3,256,612
費用	2,862,536
差引	394,075

7. 利用事業

(単位：千円)

項目	金額
ライスセンター	収益
	費用
	差引
育苗センター	収益
	費用
	差引
レンタルハウス	収益
	費用
	差引
その他	収益
	費用
	差引
合計	収益
	費用
	差引

8. 直販事業

(単位：千円)

項目	金額
収益	353,317
費用	283,767
差引	69,550

9. その他の事業

(単位：千円)

項目	金額
収益	470,894
費用	387,744
差引	83,149

10. 指導事業

(単位：千円)

項目	金額
収入	137,653
支出	174,164
差引	△ 36,510

第2号議案 第7期（令和6年度）事業計画の設定について

「不断の自己改革」に引き続き邁進し、「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」に向けて事業活動に取組んでまいります。

総合事業の強みをいかしながら取組を進め、担い手サポート「県域企画応援事業」を活用した新規就農者の支援や生産拡大に向けた対応、集出荷場再編構想に基づく集出荷場の再編、無料職業紹介所と職業紹介サイト「あぐりマッチこうち」を中心とした労働者不足への対応などを進めます。品目別営農指導員を中心とした営農指導体制の強化にも努め、栽培技術の高位平準化を目指すとともに、品目別の農業振興計画の進捗管理や行政と連携した地域計画の策定等に向けて地域・産地の課題解決に取組みます。

また、農畜産物の安全・安心を確保する管理体制を強化し、消費者・取引先の信頼向上を図るとともに、県域一元出荷と県共計に基づく園芸販売の販路拡大と販売促進にも引き続き取組むほか、生産資材の銘柄集約や低コスト商品の普及拡大などにより、資材価格の低減にも取組みます。事業間連携を図りながら融資専任担当者を配置し、農業融資などの融資強化に取組み、3Q訪問活動を軸とした寄り添い活動を継続し、事業活動を通じて組合員等の地域の皆様に「安全」と「安心」をお届けしていきます。

持続可能な収益性、将来にわたる健全性を確保できる経営基盤の実現に向けては、収支実績や事業環境の変化等を踏まえた経営シミュレーション結果および経営分析結果に基づき、将来を見据えた施設体制の再構築も含めた次期3か年計画の策定に取組みます。遊休資産の流動化も図りながら将来的なコスト削減につなげていくとともに、拠点の改修の必要性の検討も進め、将来にわたり地域から信頼され必要とされる地域に根差した協同組合の実現に向けて取組を進めてまいります。

これまでの不祥事を繰り返すことのないよう、「ガバナンス体制の強化」「コンプライアンス遵守の取組強化」「内部監査機能の強化」「リスク管理体制の整備」「内部けん制体制の強化」を柱とする不祥事再発防止策の徹底に引き続き取組みます。

1. 農業所得増大対策

「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の実現に向けて、各事業の取組が進むよう事業間連携を図り、各種対策に取組みます。

また、農業者や集出荷場の労働力不足に対する支援に取組みます。

(1) 農業者の所得増大・農業生産の拡大に向けた支援の実施

J A グループ高知が実施する県域担い手サポート連絡協議会の「県域企画応援事業」を有効活用し、新規就農者の支援や生産拡大に向けた取組、新品種や新技術導入に向けた研究や栽培における課題解決に向けた試験研究等の支援をします。

また、農業者の所得確保に向け資材高騰対策として「施設園芸セーフティーネット構築事業」への加入支援やハウス整備事業、環境測定機器等、農業者の反収向上や省力化・省エネ化につながるよう各種補助事業の有効活用に向けた情報提供や導入を支援します。

(2) 計画的な集出荷場の再編に向けた取組および集出荷場の効率的な運営

集出荷場再編構想に基づき、再編効果をさらに発揮できるよう集出荷場の効率的な利用に向けて、再編を進めます。

外部コンサルタント等と連携し、集出荷場の業務改善・効率化に引き続き取組むとともに、出荷資材等の競争入札の取組を拡大できるように取組みます。

(3) 農業者や集出荷場の労働力不足に対する支援

農作業の労働力確保に向け、無料職業紹介所と職業紹介サイト「あぐりマッチこうち」を中心に取組むとともに、集出荷場の作業の安定化に向け特定技能外国人の受入支援を進めます。

また、高知県や企業と連携して集出荷場の労働力不足に対応できる機械類の検討・開発を進めます。

2. 営農指導事業

品目別営農指導員を中心とした営農指導体制の強化に努め、栽培技術の高位平準化を目指すとともに、品目別（主要6品目）の農業振興計画の進捗管理や行政と連携した地域計画の策定等に向け、地域・産地の課題解決に取組みます。

また、部会組織と連携して、新規就農者の受入等多様な扱い手確保、安全・安心な農畜産物の供給、土壤診断等による環境保全型農業の実践、I o P クラウド「SWACHI」を活用した営農指導など関係機関との連携を深めながら取組みを進めます。

（1）反収および品質向上対策と営農指導の強化

①反収および品質向上対策

品目別の課題解決に向けた栽培技術の研究を進めるとともに、主要品目を中心に各地区で現地検討会や研修会を開催し、栽培の基本管理を徹底します。

②営農指導員の技術研鑽

品目担当専門営農指導員を中心とした県域の現地検討会等を開催し、産地の課題解決に向けた指導員の育成に取組みます。

③県との連携によるデータ駆動型農業の推進

高知県と連携して補助事業等を活用した環境制御機器の導入支援やデータを活用した営農支援サービスの実践に向けて、データ駆動型農業推進担当者の指導力向上に取組みます。

（2）環境に配慮した農業の推進

土壤診断を実施し、適正な施肥設計の推進による施肥量の低減、各種補助事業を活用したIPM技術や省エネ栽培技術の普及拡大に取組みます。

（3）農業経営管理支援の推進

記帳支援組織等を通じた簿記記帳研修会等を行い、農業者の記帳支援や経営分析に取組み農業者自身の経営把握を支援します。

また、「野菜価格安定事業」について、対象品目の価格差補給金の交付手続を行い、販売価格の下落を緩和し農業者所得の安定を支援します。

（4）安全・安心な農畜産物の確保対策

生産履歴記帳や飼養履歴記帳、米穀農産物検査、残留農薬検査、園芸作物のエコシステム栽培の取組を継続するとともに、全国版の農業生産工程管理

(J G A P) の検討を進め、県産農畜産物の安全・安心な生産出荷体制の強化に取組みます。

(5) 担い手の確保対策

①園芸用ハウス等の整備

国・県の補助事業を活用し、園芸用ハウス等の整備を支援します。

②新規就農者

行政や部会組織と連携し、産地提案書による新規就農者の受入確保やサポートハウスの運営等により多様な担い手の確保に取組みます。

③青壯年連盟等の活動支援

県・中国四国地区・全国の大会へ参加するなど、地域や品目を超えた若手農業者の育成支援に取組みます。

(6) つながりの強化

品目部会を中心とした集団指導に重点を置きながら、出向く機会も大切に組合員との意思の疎通に取組みます。

3. 販売事業

農畜産物の安全・安心を確保する管理体制を強化し、消費者・取引先の信頼向上に取組みます。販売事業の収支改善と併せ、農畜産物の販売高の確保、資源価格の高止まりによる生産コストの増加対応として、販売価格転嫁の要請に引き続き取組みます。

また、出荷包装規格の見直しによる労力低減に取組みます。

(1) 園芸販売

①販路拡大と販売促進対策

県域一元出荷と県共計に基づく卸売市場販売を主体に、本部や県外事務所の営業商談を活発に行い、予約相対取引や注文取引、通常取引等を組合わせ販売単価の最大化に取組みます。また、実需取引先の新規開拓による買取販売の拡大、「JAファーマーズマーケットとさのさと」との連携強化、ネット販売「とさごろ」の活用による取扱拡大に取組みます。

販売促進は、県園芸品販売拡大事業と連携した量販店等での販促活動やSNSを活用したPR強化、県事業による輸出促進に取組みます。

②再生産価格の安定的確保

県域品目部会や品目販売会議を主体として出荷販売対策を協議・共有し、再生産価格の安定確保に基づく販売に取組みます。価格転嫁について取引市場ほか流通関係先へあらゆる機会をとらえて要請し、生産費に見合う価格形成に理解、協力を求めます。

③出荷品のコスト低減対策と品質・表示管理の徹底

消費・需要に適合し、労力軽減・コスト低減につながるよう出荷包装規格の見直しを図るとともに、JRコンテナ輸送等による輸送コストの低減を図ります。出荷品の品質・表示管理はガイドライン準拠・集出荷場版GAPに取組みます。

④精算業務の効率化対策

事業本部で運用している精算システムの㈱高知県農協電算センター運用「販売システム」への移行作業を完了し、9月からの本番開始を目指します。

(2) 米穀集荷販売

①生産対策

全国的な主食用米の需要の動向を踏まえながら、引き続き主食用米と飼料用米のバランスのとれた生産を推進します。

また、産地指定米・特栽米など安定的に販売できる生産対策を進め、生産者手取りが有利になる生産を推進します。

②集荷量の確保・拡大

県域共同計算を基本とし出荷確約契約に基づき確実な集荷を進めます。

また、県内外へ「高知米」の早期販売の推進に取組み、生産者への早期精算と農業所得向上を通じて系統集荷量の拡大を図ります。

(3) 玄米・精米販売

①玄米販売の拡大

集荷部門と連携し需要に沿った高知県産の取扱いを行い、県内外の卸・米穀店への安定販売に取組みます。

②精米販売の強化

県内の量販店や学校給食、ふるさと納税などに対し、地産地消と精米ブランド「パールライス」の営業商談と宣伝・販促活動を行い、県産米の販売強化に取組みます。

また、全農パールライス(株)との連携等により新規取引先の開拓、取扱い拡大に取組みます。

(4) 農畜産販売

①土佐茶の生産振興

製品茶の企画開発と販売拡大を図り、土佐茶ブランドの強化、荒茶価格の維持、茶産地の維持と生産量の確保に努めます。

また、高知県および県内企業と連携し、県内の土佐茶消費ならびに販売拡大に努めます。

②ユズ加工販売の強化

県外業者へ販売されている県産ユズ玉（搾汁用）について、JA柚子搾汁工場の搾汁に取組み、果汁・皮の取扱量の確保・拡大を図ります。

輸出は、高知県や貿易会社と連携し、輸出先の基準（衛生基準や無農薬栽培・有機に準じた栽培など）に沿った商品を調達し、販売拡大に取組みます。

③生乳の計画生産と乳質の高位平準化

生産基盤を維持し計画的な生乳生産に努め、生産管理チェックシートの記帳・管理で乳質の高位平準化に取組むとともに、「みどりのチェックシート（畜産）」を活用して課題の改善に努め、持続可能な酪農業の構築を目指します。

(5) 食品表示・衛生管理

①食品表示・衛生管理の指導

不祥事再発防止策およびトレーサビリティの確立等の重点目標に基づき食品表示・衛生管理の法令遵守に取組みます。

また、巡回点検時の食品表示・衛生管理等の不適項目に対して、継続的にフォローアップ指導を実施します。

②関係法令の周知

食品関係法令等の役職員研修を行い、コンプライアンス意識の醸成と知識の定着に取組みます。

また、食品取扱部署職員に行政等の主催する研修会の受講を奨励し、関係法令の周知とスキルアップを図ります。

③巡回点検

食品製造・加工施設を定期的に巡回点検するとともに、食品販売施設の自主点検の月次検証、新規商品取扱前の点検・承認、食品表示・衛生管理の照会対応を行い、食品表示・衛生管理の適正化に取組みます。

【販売高目標】（内部取引含む）

＜受託販売高＞ (単位：千円)

品目	金額	品目	金額
米	1,799,634	畜産物	3,555,846
豆・雑穀		林産物	414,489
野菜	47,878,037	特産物	1,233,632
果実	3,234,084	その他	18,319
花卉・花木	3,690,809	合計	61,824,850

＜買取販売高＞

(単位：千円)

品目	金額	品目	金額
米	499,400	畜産物	19,000
豆・雑穀	490	特産物等	82,901
野菜	3,985,550	合計	4,587,341

＜加工販売高＞

(単位：千円)

品目	金額	品目	金額
加工米（精米・玄米）	2,121,163	茶加工品	150,666
ユズ加工品	1,050,248	その他	84,076
合計			3,406,153

4. 購買事業

燃油や飼料、肥料など生産資材の価格高騰が長期化しています。いずれも輸入に大きく依存するため、原料の国際需給をはじめ、為替相場にも左右されます。このような情勢の中、多様化する組合員ニーズに対応するため、営農部門との連携強化を図り、生産資材コストの低減、農業者の所得増大に取組みます。

(1) 生産資材コストの低減

生産資材コストの低減に向けて営農部門および地区と連携し、銘柄集約や低成本商品の普及拡大などに取組み、仕入コスト・不要在庫の削減や供給価格引下げに努めます。

また、通常の予約価格より安価に設定した特別推進銘柄・地区特別推進銘柄の見直しを適宜行い、予約注文書に掲載し予約率の向上を図ります。

(2) 渉外活動の取組

各営農経済センターと本部が連携し、未利用・低利用生産者や地域の多様な生産者に渉外活動を行うことにより、事業分量拡大に取組みます。

担い手農家・集落営農法人・農家法人など幅広いニーズに応えられるよう各種研修会の開催を通じて職員のスキルアップを図り、渉外活動に取組みます。

(3) 農業機械

全農との一体運営による積極的な訪問活動を通じ、農機の適正導入や効率利用等について提案を行います。

また、迅速な修理、整備業務対応に努めるとともに、中古農機の流通拡大やレンタル農機の利用を促進し、組合員の生産コストの低減を支援します。

(4) 燃料

営農用A重油における仕入先との価格交渉を強化するとともに、物量確保と安定供給に努め、組合員等の生産資材コストの低減に向けて取組みます。

また、供給先の重油タンクの漏洩対策として、行政の「燃料タンク対策整備事業」を活用して流出防止装置付き燃料タンクの普及拡大と併せて、計画的に進めている残油監視システムを重油タンクに導入することで、人件費等の配送コストの抑制ならびに配送の効率化に取組みます。

(5) 生活

地区独自の展示会や生活用品の販売促進など、本部・地区と連携しながら地

域の組合員ニーズに応えられる事業展開を図ります。

また、女性部組織との連携を強化し、Aコープマーク品を中心に「JAくらしの宅配便」の利用促進と生活用品の普及推進に取組みます。

【購買品供給高目標】(内部取引控除後)

(単位：千円)

品目	購買品供給高	品目	購買品供給高
肥料	3,060,694	燃料	3,008,530
農薬	2,512,026	食品	1,702,025
飼料	358,267	生活用品	220,372
農業機械	722,318	家庭用燃料	5,476
生産資材	2,249,557	その他	
自動車	202,101	合計	14,041,365

※内部取引以外にも収益認識基準における会計変更に伴う代理人取引、農機の全農との分量取消等により 11,836,026 千円を控除しています。

5. 信用事業

(1) 融資業務の強化

農業融資については、事業間連携を図り信用事業のみならず事業横断的に農業性資金F S Tならびに本部・地区に融資専任担当者を配置し、支所融資担当者と連携して資金需要調査等を展開し、組合員に対する農業金融仲介の発揮に努めます。

住宅ローンについては、利用者の生活メインバンク化に資する資金提案を行います。

(2) 非対面取引・メイン化の強化

利用者のキャッシュレス化・非対面取引の利用促進として、新たにJAバンクアプリ機能を活用した各種キャンペーン等の情報発信、本年度に導入するi DeCo（個人型確定拠出年金）への加入を展開し、利用者のライフイベントに応じたサービスの提案、取引のメイン化を促進していきます。

貯金については、非対面取引を中心とした夏・冬キャンペーンを実施し、多くの方々にご利用いただけるよう取組みます。

(3) 事務指導・管理態勢の構築

組合員・利用者からの信頼回復と経営の健全性を確保するため、不祥事再発防止の観点から、事務指導の一層の強化に引き続き取組みます。また、リスク管理・監査部門との連携により、不祥事を発生させない検証態勢を構築します。

(4) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

マネロン等対策として、信用事業管理職・職員全員の研修受講・AML（アンチ・マネー・ローンダリング）資格取得に取組み、職員の気づきによる優良事例展開等、マネロン等の未然防止・専門的スキルの向上に努めます。

【貯金・貸出金残高目標】		(単位：千円)
貯金		691,869,000
貸出金		106,950,000

6. 共済事業

組合員・利用者・地域の皆様に対し、「相互扶助」の精神を事業活動の原点とし、必要な方に必要な保障を提供していくため「3 Q訪問」を軸とした寄り添い活動に継続して取組み、事業活動を通じてさらなる「安心」と「満足」をお届けしていきます。

また、南海トラフ地震や豪雨などの様々な自然災害への備えや若年層への生命保障の提案など、「ひと・いえ・くるま・農業」の万全な保障を提供していけるよう、LA（ライフアドバイザー）を中心に行います。

加えて、小学校新入生への黄色い傘の寄贈や、交通安全教室・介助犬教室開催などの地域貢献活動にも引き続き取組みます。

【新契約高目標】

①長期共済

(単位：千円)

生命万一・建更	保障金額	57,230,000
生存系 ^{※1}	共済金額	5,140,000
年金	年金原資 ^{※2}	2,702,000

※1 医療、がん・特定重度、介護系共済

※2 年金開始時における積立金

②短期共済

自動車	82,390 件
自賠責	45,450 件

7. 組織・経営基盤

(1) リスク管理の強化

①コンプライアンス体制の強化

コンプライアンス研修や連続職場離脱・人事ローテーション等の不祥事再発防止策の取組を引き続き徹底し、コンプライアンス意識のさらなる向上と態勢の強化を図ります。

また、会計監査人監査に対応できる内部統制を確立するとともに、監事監査・内部監査の指摘をリスク管理部、各事業本部と共有し、不祥事の発生につながるリスクの発見と予防に引き続き徹底して取組みます。

②マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

マネー・ローンダリング・テロ資金供与（以下、マネロン等）対策について、国際的な要請が高まってきており、当組合でも、マネロン等リスクへの対応を経営戦略上の重要課題と捉え、基本規定として、マネロン等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針、マネロン等への対応に関する規則、当組合における取引のリスク評価書を制定し、金融庁のマネロン等に関するガイドラインに基づき、事業ごとの固有リスクの見直し、顧客管理の徹底等の対策強化に取組みます。

(2) 経営基盤の強化

現行の3か年計画の最終年度として、これまでの3か年の取組施策の検証や次期3か年計画の策定に向けた改善策を検討してきました。

現状、ロシアによるウクライナ侵攻などによる資源価格等の高騰問題や高齢化などを背景とする担い手確保問題、事業ごとの収支改善の対応などにくわえ、想定を上回る職員数の減少など組織を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

そのため、持続可能な収益性ならびに将来にわたる組合経営の健全性の確保は必須であり、将来を見据えた人員体制・店舗（施設）体制の再構築を含めながら、中長期的な将来ビジョンを明確にしていくよう、令和6年度を次期3か年計画の準備期間として位置付け、令和7年度からの新たな3か年計画の策定に向けて検討を進めます。また、将来を見据えて、必要な施設再編については、組合員の理解を得ながら計画的に取組を進めます。

全体的な管理運営コストを抑えるための業務の効率化に向けて、管理部門を中心とした業務の集約・合理化を進めるとともに、株式会社農協電算センターと連携を図りながら、各種システムの研究・開発を継続し、段階的なシステム導入に取組みます。

(3) JA経営の健全性の確保

①拠点別・部門別収支管理の徹底と経営分析の実施

減損リスクの把握にあたっては、費用対効果を踏まえ、システム化の検討を進めます。

また、部門別損益による経営分析を行い、組合経営の健全性を図ります。

②固定資産の取得の厳格化

毎年度多額の減損損失を計上していることを踏まえ、固定資産の取得にあたっては、取得ルールを一層厳格化し、減損リスクの抑制を図ります。

③遊休資産の流動化

遊休状態の拠点については、今後の必要性を検討し処分等を進めます。

また、流動化に向けた対応として解体や賃貸借契約の解除についても検討し、
i) 売却の目途が立っている拠点、ii) 崩壊の危険性のある拠点、iii) 借地上の建物、iv) 法令上必要なものを最優先に対応を進めていきます。

④改修等の必要性の検討

既存の建物については、旧耐震基準（昭和56年6月1日以前に建築確認申請が受理されている建物）のものが多いことから、金融店舗、経済店舗を中心に建築年や構造、過去の改修時期などの情報整理を行い、震災リスクや津波リスクも踏まえながら、改修等の必要性について検討を進めます。

(4) 組合員の加入促進・メンバーシップの強化

①「JA高知県の自己改革に関する対話運動」の実施

女性組織や青壮年組織と連携した様々な活動を通じて組織の活性化を図るとともに、女性の意思反映・運営参画を高めるため学習運動や対話運動に取組みます。

また、くらしの活動や広報誌モニター制度を通じて、准組合員の意思反映・運営参画を図ります。

②JA運営への組合員の意思反映

地域の意見を細かく採り入れ、組合員の協同活動や事業運営に生かすため、支所運営委員会、地区運営委員会、本所運営委員会を定期的に開催します。（目標120回開催、3,000人参加）

また、各運営委員会において、JAの組織運営への意見・要望等をとりまとめ、JA運営に反映していきます。

(5) くらしの活動・広報活動を通じた組合員・地域住民との関係づくり

①くらしの活動の取組

食農教育、高齢者生活支援、生活文化活動、防災活動などの活動を通じて、地域コミュニティの維持・拡大に取組みます。

また、「家の光三誌」の普及目標部数を、『家の光』2,008部、『地上』190部、『ちゃぐりん』697部として普及活用を進めます。

②広報活動の実践

J A グループ高知として統一広報活動に取り組むほか、広報誌「こうぐり」を中心とした組織内広報、トップ広報やニュースリリース、HPやSNSなどを通じて地域社会に向けた組織外広報を行うことで、「食」「農」「協同組合」にかかる県民理解の醸成を図ります。

また、日本農業新聞の普及目標部数を2,896部とし、階層別研修会等により組合員・役職員の情報共有運動を進めます。

(6) 人材育成・職場づくり

「人材育成基本方針」に基づく「活力ある職場づくり」の実現に引き続き取組むとともに、職員の基本的能力・専門性の向上のための各種研修会の実施、派遣に取組みます。

また、新人事制度の定着に向けて外部コンサルタントによる管理職のマネジメント研修を実施します。

総合収支計画

(単位 : 千円)

科 目	令和5年度実績 (A)	令和6年度計画 (B)	計画-実績 (B-A)
1. 事業総利益	13,986,150	13,838,709	△ 147,441
(1)信用事業収益	4,500,288	4,623,286	122,998
(2)信用事業費用	442,483	721,285	278,802
信用事業総利益	4,057,805	3,902,000	△ 155,805
(3)共済事業収益	3,365,164	3,246,080	△ 119,084
(4)共済事業費用	192,583	243,498	50,915
共済事業総利益	3,172,581	3,002,582	△ 169,999
(5)購買事業収益	15,304,591	15,283,869	△ 20,722
(6)購買事業費用	12,144,525	11,868,822	△ 275,703
購買事業総利益	3,160,065	3,415,047	254,982
(7)販売事業収益	7,572,589	7,700,663	128,074
(8)販売事業費用	4,811,060	4,903,893	92,833
販売事業総利益	2,761,528	2,796,770	35,242
(9)保管事業収益	466	400	△ 66
(10)保管事業費用	302	300	△ 2
保管事業総利益	163	100	△ 63
(11)加工事業収益	3,256,612	3,773,618	517,006
(12)加工事業費用	2,862,536	3,435,370	572,834
加工事業総利益	394,075	338,248	△ 55,827
(13)利用事業収益	718,329	678,702	△ 39,627
(14)利用事業費用	325,038	394,632	69,594
利用事業総利益	393,291	284,070	△ 109,221
(15)直販事業収益	353,317	372,127	18,810
(16)直販事業費用	283,767	304,314	20,547
直販事業総利益	69,550	67,813	△ 1,737
(17)福祉事業収益	3,915	4,164	249
(18)福祉事業費用	2,966	3,180	214
福祉事業総利益	949	984	35
(19)その他事業収益	113,661	109,516	△ 4,145
(20)その他事業費用	101,011	36,851	△ 64,160
その他事業総利益	12,650	72,665	60,015
(21)指導事業収入	137,653	122,834	△ 14,819
(22)指導事業費用	174,164	164,405	△ 9,759
指導事業収支差額	△ 36,510	△ 41,571	△ 5,061
2. 事業管理費	13,597,953	13,762,735	164,782
(1)人件費	9,185,978	9,175,083	△ 10,895
(2)業務費	1,619,729	1,691,121	71,392
(3)諸税負担金	424,298	419,650	△ 4,648
(4)施設費	2,275,834	2,387,974	112,140
(5)その他事業管理費	92,113	88,907	△ 3,206
事業利益 1 - 2	388,197	75,975	△ 312,222
3. 事業外収益	878,951	650,465	△ 228,486
(1)受取雑利息	26,592	180	△ 26,412
(2)受取出資配当金	457,023	457,020	△ 3
(3)賃貸料	115,520	112,136	△ 3,384
(4)償却債権取立益	6,991	604	△ 6,387
(5)雑収入	272,823	80,525	△ 192,298
4. 事業外費用	139,015	50,048	△ 88,967
(1)支払雑利息	15	-	△ 15
(2)貸倒損失	6,044	-	△ 6,044
(3)寄付金	1,846	1,596	△ 250
(4)雑損失	131,109	48,452	△ 82,657
経常利益	1,128,132	676,391	△ 451,741
5. 特別利益	1,186,210	381,072	△ 805,138
(1)固定資産処分益	287,910	-	△ 287,910
(2)一般補助金	822,323	381,072	△ 441,251
(3)子会社等支援引当金戻入益	39,185	-	△ 39,185
(4)その他の特別利益	36,790	-	△ 36,790
6. 特別損失	1,779,379	469,672	△ 1,309,707
(1)固定資産処分損	21,742	13,000	△ 8,742
(2)固定資産圧縮損	846,337	381,072	△ 465,265
(3)減損損失	684,899	-	△ 684,899
(4)その他の特別損失	226,400	75,600	△ 150,800
税引前当期利益	534,963	587,791	52,828

総合財務計画

(単位：千円)

資産の部				負債の部			
科 目	令和5年度実績 (A)	令和6年度計画 (B)	計画-実績 (B-A)	科 目	令和5年度実績 (A)	令和6年度計画 (B)	計画-実績 (B-A)
1. 信用事業資産	678,556,780	681,923,000	3,366,220	1. 信用事業負債	689,640,806	693,523,875	3,883,069
①現金	5,908,020	4,500,000	△ 1,408,020	①貯金	687,974,387	691,869,000	3,894,613
②預金	547,847,335	550,443,000	2,595,665	②借入金	24,237	12,875	△ 11,362
③有価証券	19,106,904	20,994,000	1,887,096	③その他の信用事業負債	1,642,181	1,642,000	△ 181
④貸出金	106,666,356	106,950,000	283,644	2. 共済事業資産	1,997,632	1,981,000	△ 16,632
⑤その他の信用事業資産	482,262	490,000	7,738	①共済資金	1,010,919	1,000,000	△ 10,919
⑥貸倒引当金（控除）	△ 1,454,098	△ 1,454,000	98	②未経過共済付加収入	970,189	965,000	△ 5,189
2. 共済事業資産	3,593	3,500	△ 93	③その他の共済事業負債	16,524	16,000	△ 524
①その他の共済事業資産	3,593	3,500	△ 93	3. 経済事業負債	11,760,170	11,990,000	229,830
3. 経済事業資産	18,278,031	18,686,000	407,969	①経済事業未払金	2,132,218	2,174,000	41,782
①経済事業未収金	7,607,082	7,769,000	161,918	②経済受託債務	3,850,431	3,926,000	75,569
②経済受託債権	1,402,321	1,432,000	29,679	③その他の経済事業負債	5,777,520	5,890,000	112,480
③棚卸資産	4,569,795	4,667,000	97,205	4. 雜負債	2,794,789	2,794,000	△ 789
④その他の経済事業資産	5,623,254	5,742,000	118,746	5. 諸引当金	2,134,487	2,084,143	△ 50,344
⑤貸倒引当金（控除）	△ 924,422	△ 924,000	422	①賞与引当金	546,848	535,000	△ 11,848
4. 雜資産	2,391,397	2,391,000	△ 397	②退職給付引当金	298,964	300,000	1,036
①雑資産	2,490,505	2,490,000	△ 505	③役員退職慰労引当金	96,877	58,143	△ 38,734
②貸倒引当金（控除）	△ 99,108	△ 99,000	108	④その他引当金	1,191,796	1,191,000	△ 796
5. 固定資産	14,182,361	14,629,323	446,962	6. 緯延税金負債	47	-	△ 47
①減価償却資産	40,934,595	42,081,156	1,146,561	7. 再評価に係る緯延税金負債	138,104	138,000	△ 104
(減価償却累計額 控除)	△ 34,907,728	△ 35,612,726	△ 704,998	負債の部合計	708,466,039	712,511,018	4,044,979
②土地	8,072,893	8,072,893	-	純資産の部			
③無形固定資産	82,598	88,000	5,402	1. 組合員資本	36,148,207	36,267,515	119,308
6. 外部出資	31,109,924	31,053,552	△ 56,372	①出資金	9,861,958	9,536,000	△ 325,958
7. 緯延税金資産	-	-	-	②再評価積立金	7,901	7,901	-
資産の部合計				③資本準備金	12,746	12,746	-
	744,522,088	748,686,375	4,164,287	④利益準備金	12,795,455	12,895,455	100,000
				⑤特別積立金	7,362,080	7,362,080	-
				⑥目的積立金	5,951,021	6,151,021	200,000
				⑦当期末処分剰余金	666,264	811,532	145,268
				当期剰余金	488,015	538,973	50,958
				⑧処分未済持分（控除）	△ 509,220	△ 509,220	-
				2. 評価・換算差額等	△ 92,158	△ 92,158	-
				純資産の部合計	36,056,049	36,175,357	119,308
				負債及び純資産の部合計	744,522,088	748,686,375	4,164,287

第3号議案 理事報酬について

次のとおり承認を求める。

令和6年度の理事の報酬は総額15,800万円以内とし、各理事の報酬額、支給方法などについては、その範囲内において理事会に一任する。

なお、理事は令和6年4月から6月は47名、令和6年7月から令和7年3月は36名である。

第4号議案 監事報酬について

次のとおり承認を求める。

令和6年度の監事の報酬は総額2,600万円以内とし、各監事の報酬額、支給方法などについては、その範囲内において監事会に一任する。

なお、監事は5名である。

第5号議案 退任理事の退職慰労金について

次のとおり承認を求める。

退任理事 27 名に対し、在任中の勞に報いるため、当組合における役員退職慰労金規程に基づき、総額 5,160 万円の範囲内で退職慰労金を支給することとし、その具体的な金額、支給時期および支給方法等については、理事会に一任する。

退任理事の略歴は以下のとおり。

区分	氏名	略歴
常勤理事	秦泉寺 雅一	平成31年1月～令和6年6月
常勤理事	前田 倫夫	平成31年1月～令和6年6月
常勤理事	青木 厚林	平成31年1月～令和6年6月
常勤理事	畠山 博文	平成31年1月～令和6年6月
常勤理事	安岡 憲保	平成31年1月～令和6年6月
常勤理事	森田 祐輔	平成31年1月～令和6年6月
常勤理事	葛根 学	平成31年1月～令和5年12月
常勤理事	金堂 元彦	平成31年1月～令和6年6月
常勤理事	馬場 義人	平成31年1月～令和6年6月
常勤理事	長尾 理夫	平成31年1月～令和6年6月
常勤理事	吉福 洋	平成31年1月～令和6年6月
非常勤理事	森下 智裕	平成31年1月～令和6年6月
非常勤理事	林 幸一	平成31年1月～令和6年6月
非常勤理事	野町 亜理	平成31年1月～令和6年6月
非常勤理事	齊藤 仁信	平成31年1月～令和6年6月
非常勤理事	小松 昌平	平成31年1月～令和6年6月
非常勤理事	前田 晴夫	平成31年1月～令和6年6月
非常勤理事	川井 高廣	平成31年1月～令和6年6月
非常勤理事	濱田 善久	平成31年1月～令和6年6月
非常勤理事	谷脇 健司	平成31年1月～令和6年6月
非常勤理事	明神 正和	平成31年1月～令和6年6月
非常勤理事	尾崎 文彦	令和3年6月～令和6年6月
非常勤理事	松田 哲幸	令和3年6月～令和6年6月
非常勤理事	坂本 好史	令和3年6月～令和6年6月
非常勤理事	右城 雄一	令和3年6月～令和6年6月
非常勤理事	土居 雄作	令和3年6月～令和6年6月
非常勤理事	岡村 武彦	令和3年6月～令和6年6月

第6号議案 退任監事の退職慰労金について

次のとおり承認を求める。

退任監事3名に対し、在任中の労に報いるため、当組合における役員退職慰労金規程に基づき、総額290万円の範囲内で退職慰労金を支給することとし、その具体的な金額、支給時期および支給方法等については、監事会に一任する。

退任監事の略歴は以下のとおり。

区分	氏名	略歴
非常勤監事	山岡 さか	平成31年1月～令和6年6月
非常勤監事	山崎 誠一	平成31年1月～令和6年6月
非常勤監事	村田 弘文	平成31年1月～令和6年6月

第7号議案 定款の一部変更について

定款の一部変更について、次のとおり承認を求める。

なお、定款の変更認可申請にあたり、字句その他について行政庁の指導・助言がある場合には、変更の趣旨を変えない範囲において、その修正を組合長に一任する。

1. 主な変更理由等

定款の主な変更理由等は以下のとおりとする。

(1) 「両替」の事業としての追加に伴う変更（第7条）

両替については、従来は信用事業に附帯する事業として行っていたが、今般、邦貨間の両替が拡大したため事業として明確にするため追加する。

なお、追加の箇所は全国版の定款例とあわせて、「振替業」の次号とする。それに伴い条項ずれの対応を行う。

(2) 事業の追加に伴う対応（第9条第1項、第10条第1項）

第7条で事業の加除を行ったことによる条項ずれの対応を行う。

(3) 刑法改正に伴う対応（第28条）

「刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）」により、懲役および禁錮が廃止され拘禁刑が創設された。そして「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）」により、農協法が改正されたことに伴い、定款において所要の文言変更を行う。

なお、改正法の施行日は令和7年6月1日であるため、附則により、「定款変更の効力発生日は行政庁認可日又は改正法施行日のいずれか遅い日とする」旨定める。

(4) 農業経営に関する規定の変更（第39条、第45条）

令和5年4月1日に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（法律第56号）」により、連合会が農業経営を行う場合の会員である組合における総会決議が不要となったことに伴い、定款においても所要の手当てを行う。

2. 定款新旧対照表

新	旧
<p>(事業)</p> <p>第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) ~ (36) [略]</p> <p><u>(37) 両替</u></p> <p><u>(38) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第10条の定めるところにより、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務</u></p> <p><u>(39) 前各号の事業に附帯する事業</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) ~ (36) [略]</p> <p>【新設】</p> <p><u>(37) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第10条の定めるところにより、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務</u></p> <p><u>(38) 前各号の事業に附帯する事業</u></p>
<p>(員外利用)</p> <p>第9条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第<u>38</u>号までの事業(第20号の事業を除く。)及びこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法(以下「法」という。)第10条第17項、第18項、第20項及び第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、第29号及び第31号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。</p> <p>2~3 [略]</p>	<p>(員外利用)</p> <p>第9条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第<u>37</u>号までの事業(第20号の事業を除く。)及びこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法(以下「法」という。)第10条第17項、第18項、第20項及び第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、第29号及び第31号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。</p> <p>2~3 [略]</p>
<p>(事業規程等)</p> <p>第10条 第7条第1項第2号、第3号及び第29号から第<u>38</u>号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。</p> <p>2~7 [略]</p>	<p>(事業規程等)</p> <p>第10条 第7条第1項第2号、第3号及び第29号から第<u>37</u>号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。</p> <p>2~7 [略]</p>
<p>(役員の欠格事由)</p> <p>第28条 次に掲げる者は、役員となることができ</p>	<p>(役員の欠格事由)</p> <p>第28条 次に掲げる者は、役員となることができ</p>

新	旧
<p>(1) ~ (6) [略]</p> <p>(7) 前2号に掲げる者以外の者であって、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。</p>	<p>(1) ~ (6) [略]</p> <p>(7) 前2号に掲げる者以外の者であって、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。</p>
<p>(総会の決議事項)</p> <p>第39条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならぬ。</p> <p>(1) ~ (16) [略]</p> <p>(17) この組合の行う農業経営の内容に関すること</p> <p>【削除】</p> <p>(18) • (19) [略]</p> <p>2 ~ 8 [略]</p>	<p>(総会の決議事項)</p> <p>第39条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならぬ。</p> <p>(1) ~ (16) [略]</p> <p>(17) この組合の行う農業経営の内容に関すること</p> <p><u>(17の2) 農業協同組合連合会が行う農業の經營に対して同意すること</u></p> <p>(18) • (19) [略]</p> <p>2 ~ 8 [略]</p>
<p>(総会の特別決議事項)</p> <p>第45条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。</p> <p>(1) ~ (5) [略]</p> <p>(6) この組合の行う農業経営の内容に関すること</p> <p>【削除】</p> <p>(7) • (8) [略]</p>	<p>(総会の特別決議事項)</p> <p>第45条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。</p> <p>(1) ~ (5) [略]</p> <p>(6) この組合の行う農業経営の内容に関すること</p> <p><u>(6の2) 農業協同組合連合会が行う農業の經營に対して同意すること</u></p> <p>(7) • (8) [略]</p>

附 則 [令和6年6月27日変更]

- 1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第28条の変更は、行政庁の認可を受けた日又は刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行日のいずれか遅い日から効力を生ずる。

第8号議案 定款附属書総代選挙規程の一部変更について

定款附属書総代選挙規程の一部変更について、次のとおり承認を求める。

なお、定款附属書総代選挙規程の変更認可申請にあたり、字句その他について行政
府の指導・助言がある場合には、変更の趣旨を変えない範囲において、その修正を組
合長に一任する。

1. 主な変更理由等

定款附属書総代選挙規程の主な変更理由等は以下のとおりとする。

(1) 刑法改正に伴う対応（第1条）

「刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）」により、懲役および禁錮が
廃止され拘禁刑が創設され、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律
の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）」により、農協法が改正されたことに
伴い、総代選挙規程において所要の文言変更を行う。

なお、改正法の施行日は令和7年6月1日であるため、附則により、「定款附属書
総代選挙規程変更の効力発生日は行政認可日又は改正法施行日のいずれか遅い
日とする」旨定める。

(2) 総代選挙における総代の住所掲示の簡素化（第5条、第17条、第20条）

総代選挙規程では、総代選挙に際し、総代の住所・氏名等を掲示することとして
いるが、昨今の個人情報保護意識の高まり等をふまえ、住所に代え「選挙区」を掲
示することとする変更を行う。

2. 定款附属書総代選挙規程新旧対照表

新	旧
<p>(被選挙権を有しない者)</p> <p>第1条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>(4) 前号に掲げる者以外の者であって、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りではない。</p>	<p>(被選挙権を有しない者)</p> <p>第1条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>(4) 前号に掲げる者以外の者であって、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りではない。</p>
<p>(候補者)</p> <p>第5条 正組合員でなければ、総代に立候補し、又は総代の候補者を推薦することができない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 この組合は、前2項の規定により、この組合に届け出て総代の候補者となった者（以下「総代の候補者」という。）の<u>選挙区</u>、氏名及び立候補又は被推薦の別を、選挙期日の前日までに組合の掲示場に掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。</p> <p>5・6 [略]</p>	<p>(候補者)</p> <p>第5条 正組合員でなければ、総代に立候補し、又は総代の候補者を推薦することができない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 この組合は、前2項の規定により、この組合に届け出て総代の候補者となった者（以下「総代の候補者」という。）の<u>住所</u>、氏名及び立候補又は被推薦の別を、選挙期日の前日までに組合の掲示場に掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。</p> <p>5・6 [略]</p>
<p>(無効投票)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの（職業、社会的地位、<u>選挙区</u>又は敬称の類を記入したものを除く。）</p> <p>(3) ~ (7) [略]</p>	<p>(無効投票)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの（職業、社会的地位、<u>住所</u>又は敬称の類を記入したものを除く。）</p> <p>(3) ~ (7) [略]</p>
<p>(当選の通知等)</p> <p>第20条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の<u>選挙区</u>及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。</p>	<p>(当選の通知等)</p> <p>第20条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の<u>住所</u>及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。</p>

附 則 [令和6年6月27日変更]

- 1 この定款附属書総代選挙規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1条の変更は、行政庁の認可を受けた日又は刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行日のいずれか遅い日から効力を生ずる。

第9号議案 信用事業規程の一部変更について

信用事業規程の一部変更について、次のとおり承認を求める。

なお、信用事業規程変更承認申請にあたり、字句その他について行政庁の指導・助言がある場合には、変更内容の趣旨を変えない範囲において、その変更を組合長に一任する。

1. 主な変更理由

信用事業規程の変更は以下のとおりとする。

(1) 「iDeCo（個人型確定拠出年金）」の取扱開始にかかる変更

令和6年10月にiDeCo（個人型確定拠出年金）の取扱開始を予定しており、信用事業規程において、信用事業の附帯事業として「農業法人等の事務受託」業務の実施が認められている必要があるため、条項を追加する。

(2) 「両替」の事業としての追加にかかる変更

今般、邦貨間の両替が拡大したことに伴い、事業として「両替」を追加する。

2. 新旧対照表

新	旧
<p>第1 事業の種類</p> <p>1～12 (略)</p> <p><u>13 両替</u></p> <p><u>14 上記1～13の事業に附帯する次の事業その他の事業</u></p> <p><u>農業法人等の事務受託業務</u></p>	<p>第1 事業の種類</p> <p>1～12 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>
<p>第2 事業の実施方法</p> <p>1～13 (略)</p> <p><u>14 両替</u></p> <p><u>依頼者から所定の手数料を徴することができる。</u></p> <p><u>15 その他の附帯事業</u></p> <p><u>農業法人等の事務受託業務</u></p> <p><u>契約に定めるところにより依頼者又は提携先等から所定の手数料を徴することができる。</u></p>	<p>第2 事業の実施方法</p> <p>1～13 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>
<p>第3 この規程に定めるもののほか、信用事業の実施について必要な事項は、理事会において別に定める信用事業方法書の定めるところによる。</p>	<p>第3 この規程に定めるもののほか、信用事業の実施について必要な事項は、理事会において別に定める信用事業方法書の定めるところによる。</p>
<p>附 則</p> <p>この規程は、行政庁の承認のあった日から効力を生じる。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則〔令和6年6月27日総代会変更〕</u></p> <p><u>この規程の変更は、行政庁の承認のあった日から効力を生じる。〔令和6年○月○日承認〕</u></p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、行政庁の承認のあった日から効力を生じる。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

第 10 号議案 （有）十市パークステーション管理組合の解散について

当組合の出資子会社である有限会社十市パークステーション管理組合を解散し清算することについて、以下のとおり承認を求める。

I . 提案理由

有限会社十市パークステーション管理組合（以下、パーク S 社という）は平成 18 年に旧 J A 十市が設立し、J A 高知県発足後も当組合の子会社として、当組合が営む農産物直販所「ごとおち市」がテナントとして入居する子会社所有物件の管理・運営業を営んでまいりました。

昨年当組合は、経営基盤強化に係る収支改善のため、恒常に赤字を計上していた「ごとおち市」の閉店を決定し、令和 5 年 12 月末をもって撤退を完了いたしております。当組合はグループ子会社も含め、事業運営での利活用が見込めない不動産については早期に処分するよう所管行政庁から継続的に指導を受けており、撤退後の店舗跡についても、十市パークタウンの商業区画内の好立地にあることから、当組合で継続して利活用する方策について慎重に検討を重ねておりました。

しかしながら、同店舗跡が南海トラフ地震のハザードマップにおいて浸水地域に指定されていること、また近隣に震災対策を整えた十市支所建屋もあるなかで、震災リスク軽減のための追加設備投資を行いながら、同店舗跡で当組合が事業活動を継続する合理性は低いとの結論に至りました。

こうしたことから当組合とパーク S 社では、当該物件を売却する方針に切り替え、早期売却に向け交渉を開始しております。

パーク S 社は当該物件の管理運営を主たる事業としており、今般の所有物件の売却をもってパーク S 社の役割は終了することが見込まれることから、定款の規定により同社の解散を附議し、ご承認を願うものであります。

II. 有限会社十市パークステーション管理組合の概要（令和6年4月1日現在）

項目	内 容	
(1) 名称	有限会社十市パークステーション管理組合	
(2) 所在地	高知県南国市十市 3535 番地	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 金堂 元彦	
(4) 事業内容(※)	当組合が事業を営む不動産の管理・運営	
(5) 資本金	9,155万円	
(6) 設立年月日	平成18年1月4日	
(7) 大株主及び持株比率	高知県農業協同組合(100%)	
(8) 当組合と当該会社の関係	資本関係	当組合が100%を出資する子会社であります。
	人的関係	当組合常勤理事が当該子会社の代表取締役を兼務しておりますほか、当組合職員が当該子会社の取締役及び監査役を兼務しております。
	取引関係	当組合の運営する直販所が、子会社が所有し管理する物件にテナントとして入居していましたが、令和5年12月に撤退しており、現在の取引はございません。
	関連当事者への該当状況	当組合の子会社であり、当組合の関連当事者に該当します。

※定款上は、十市農業協同組合所有施設の管理・運営・受託事業と記載されています。

III. 最近 3 年間の財務成績

決算期	令和 3 年 12 月期	令和 4 年 12 月期	令和 5 年 12 月期
純資産（千円）	94,060	94,241	93,612
総資産（千円）	95,637	95,411	94,513
1 株当たり純資産（千円）	51	51	51
売上高（千円）	4,437	4,437	4,158
営業利益（千円）	1,711	1,621	838
経常利益（千円）	1,712	1,621	840
税引後当期利益（千円）	1,109	1,075	338
1 株当たり当期純利益（円）	605	587	185
1 株当たり配当金（円）	488	528	0

IV. 解散および清算の日程（予定）

令和 6 年 6 月 27 日	本日の通常総代会で解散承認（予定）
令和 6 年 6 月 29 日	当該物件に係る売却先選定済の場合には売買契約を締結（予定）
令和 6 年 7 月 1 日（予定）	当該子会社の株主総会で決議、解散
令和 6 年 12 月末日（予定）	清算結了

V. 今後の見通し

パーク S 社解散に伴う当組合の損失は約 47,000 千円を見込んでおり、令和 5 年度決算にて計上済です。

第 11 号議案 赤岡青果商業協同組合からの脱退について

赤岡青果商業協同組合からの脱退について、以下のとおり承認を求める。

1. 提案理由

赤岡青果商業協同組合は、旧 A コープかがみの仕入れ先として利用する目的で加入したもの。

しかしながら、令和 5 年 3 月末で同店舗が廃止となったことに伴い、利用する目的が無くなつたため脱退するものである。

2. 赤岡青果商業協同組合の概要

(1) 住 所 高知県香南市赤岡町 1365 番地

(2) 出資金 金額 13,000 円 (13 口)

第12号議案 役員の選任について

役員の任期満了に伴い、定款附属書役員選任規程第2条第1項に基づき役員の選任について承認を求める。なお、監事の議案については監事の過半数の同意を得ている。

1. 理事候補者（36名）

推 薦 地 域 等	氏 名	生 年 月 日
全 域	島 田 信 行	昭 和 40 年 3 月 9 日
全 域	大 原 光 鶴	昭 和 38 年 2 月 5 日
全 域	川 竹 壽 栄	昭 和 35 年 3 月 27 日
全 域	上 澤 哲 猪	昭 和 33 年 2 月 27 日
全 域	垣 内 育 男	昭 和 38 年 3 月 20 日
全 域	山 下 文 広	昭 和 38 年 11 月 10 日
全 域	井 澤 三 男	昭 和 37 年 7 月 27 日
全 域	尾 原 誠 治	昭 和 40 年 4 月 28 日
全 域	今 村 篤 志	昭 和 45 年 10 月 22 日
全 域	小 松 藤 雄	昭 和 32 年 7 月 27 日
全 域	谷 脇 奎 二	昭 和 39 年 12 月 29 日
全 域	竹 吉 功	昭 和 37 年 12 月 27 日
全 域	久 岡 隆	昭 和 31 年 1 月 10 日
全 域	澤 田 宗 佑	昭 和 62 年 3 月 31 日
青 壮 年	野 村 光 広	昭 和 61 年 1 月 8 日
青 壮 年	小 畑 尚 義	昭 和 60 年 1 月 11 日
安 芸	徳 広 勇 一	昭 和 32 年 8 月 3 日
安 芸	山 本 真	昭 和 36 年 3 月 24 日
安 芸	清 遠 み か	昭 和 39 年 8 月 6 日
香 美	佐 々 木 啓 明	昭 和 33 年 5 月 7 日
香 美	廣 岡 勉	昭 和 51 年 6 月 27 日
香 美	田 村 裕 美	昭 和 47 年 10 月 17 日
土 長	澤 本 誠	昭 和 49 年 8 月 28 日
土 長	美 濃 明 男	昭 和 38 年 2 月 1 日
土 長	川 井 由 紀	昭 和 38 年 8 月 22 日
高 知	片 山 一 也	昭 和 33 年 1 月 2 日
高 知	中 村 富 貴	昭 和 34 年 9 月 2 日
仁 淀 川	山 本 倫 弘	昭 和 33 年 11 月 19 日
仁 淀 川	水 田 実	昭 和 32 年 9 月 25 日
仁 淀 川	宮 地 幸	昭 和 41 年 5 月 18 日
高 西	山 本 道 雄	昭 和 32 年 11 月 13 日
高 西	伊 藤 一 博	昭 和 31 年 12 月 14 日
高 西	武 市 由 美	昭 和 32 年 11 月 11 日
幡 多	下 村 昌 幸	昭 和 39 年 10 月 19 日
幡 多	浦 田 久 永	昭 和 34 年 3 月 30 日
幡 多	竹 吉 春 美	昭 和 38 年 3 月 21 日

2. 監事候補者（5名）

推 薦 地 域 等	氏 名	生 年 月 日
全 域	北 添 和 明	昭 和 33 年 1 月 23 日
全 域	川 久 保 園 賀	昭 和 37 年 11 月 29 日
全 域	熊 田 妙	昭 和 45 年 10 月 2 日
全 域	武 井 隆 一	昭 和 31 年 11 月 7 日
全 域	仙 波 昭 司	昭 和 37 年 4 月 17 日

(注) 理事・監事候補者と当組合との間における特別の利害関係はありません。

(注) 員外監事候補者に関する施行規則165条2項に関する報告

員外監事候補者（2名）

熊田 妙 仙波 昭司

員外監事候補である両氏は、当組合の監事候補となるまではそれぞれが外部の機関に在籍され、深い見識の基、活躍してこられました。

このような実績を踏まえて、次期の員外監事候補として相応しいと判断し両氏を推挙するものです。

報告事項（2） 「JAバンク基本方針」の変更について

定款第40条第2号の定めにより、信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める「JAバンク基本方針」の内容（概要）を以下のとおり報告いたします。

1 「JAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心なJAバンクをご利用いただくため、「JAバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取組とJAバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取組（以下「JAバンクシステム」という）を定めています。
- (2) 一体的事業運営の取組として、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- (3) また、破綻未然防止の取組として、JA・信連（以下「JA等」という）が農林中央金庫（以下「農林中金」という）に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- (4) なお、JA等による経営改善に向けた取組を支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

2 令和6年6月21日変更の主な内容

令和6年6月21日開催の農林中金通常総代会において、基本方針の変更が承認され、同日より実施されました。

共済監督指針改正等を踏まえ、全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という）は共済不祥事件が発生した場合の対処方法を定めた「JA共済不祥事件措置基準」を変更するなど、実効性ある指導の枠組みを整備しています。

こうしたことを踏まえ、JAバンク会員が、厳しさを増す経営環境のなかで、経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、主に以下のとおり変更されました。

（1）共済系統との連携強化に向けた対応

JAバンクシステムの健全性を維持する観点から共済系統との連携を強化するため、以下のとおりJAバンク基本方針に定める。

- a 「JAバンク会員の役割等」に、必要があるときは、全共連と連携を図る旨を定める。
- b レベル格付指定基準（業務執行体制）「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合」について、「共済事業のみの不祥事件であって、JAバンク基本方針に基づく指導と同等の指導が行われる場合にはレベル格付の指定対象外とする」旨を追加する。

（添付資料）

JAバンク基本方針（変更後）

以上

平成 14 年 1 月 1 日	制定
平成 14 年 9 月 18 日	変更
平成 15 年 6 月 26 日	変更
平成 16 年 6 月 25 日	変更
平成 17 年 6 月 24 日	変更
平成 18 年 6 月 27 日	変更
平成 19 年 6 月 26 日	変更
平成 20 年 6 月 25 日	変更
平成 22 年 3 月 26 日	変更
平成 23 年 9 月 16 日	変更
平成 25 年 3 月 22 日	変更
平成 26 年 6 月 25 日	変更
平成 28 年 3 月 16 日	変更
平成 30 年 3 月 16 日	変更
平成 31 年 3 月 14 日	変更
令和 3 年 3 月 18 日	変更
令和 4 年 3 月 17 日	変更
令和 5 年 3 月 16 日	変更
令和 6 年 6 月 21 日	変更

J A バンク 基本方針

〔 系統信用事業の再編と強化にかかる
基 本 方 針 〕

農林中央金庫

J Aバンク基本方針：目 次

J Aバンク基本方針	1
基本方針別紙体系図	7
別紙 1－1 J A・信連の経営状況に関する報告等	8
2 J A・信連の業務執行体制に関する報告等	9
別紙 2－1 指定基準と経営改善取組内容（財務）	10
2 指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）	11
別紙 3 資金運用制限の内容	13
別紙 4 指定支援法人によるレベル格付 J A・信連にかかる 支援策と支援の前提条件	14
別紙 5－1 会計監査人監査に代わる調査	16
2 事業再編選択 J Aにかかる本方針の適用ならびに指定支援法人 による支援策と支援の前提条件	17
別紙 6 指定支援法人による再編成希望 J Aにかかる支援策と支援 の前提条件	18
別紙 7 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）	19
別表 特定承継会社にかかる本方針の適用	20

J Aバンク基本方針

I 「J Aバンクシステム」の基本的方向

「J Aバンク会員」（農林中金の会員のうち信用事業を行うJ Aと信連、および農林中金）は、本方針を遵守し、以下の事項について一体的に取組むことにより、「J Aバンクシステム」を確立する。

（以下、本方針において、特に注記のない限り、「J A」には1県1J Aを含み、「信連」には農林中金へ一部事業譲渡を行った信連を含むものとする。農林中金が信用事業を譲り受ける際に設置する特定承継会社については、別表のとおり本方針を適用する。）

- 1 J A・信連・農林中金の総合力を結集し、全体として実質的に一つの金融機関として機能するような運営システムを確立する。
- 2 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行う。
- 3 J Aバンク全体として、資金を安全かつ効率的に運用・活用し、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止する。
- 4 将来にわたり健全な経営を持続するため、自ら経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善に取組む。
- 5 経営改善が困難な場合には、経営破綻を未然に防止するため、速やかに組織統合を行う。
- 6 指定支援法人に基金を設定し財源を予め確保するとともに、経営改善や組織統合に必要な支援を行う。

II 「J Aバンク会員」の役割等

1 農林中金の役割

- (1) 農林中金は、J Aバンクの総合的戦略および内部管理態勢の構築にかかる指針（以下「総合的戦略等」という。）を樹立するとともに、本方針に基づき、信連・J Aに対して必要な指導を行う。
- (2) 農林中金は、J Aバンクシステムの適切な運営を行うため、経営管理委員会の下に信連・J Aの代表者等からなる「J Aバンク中央本部」（以下「中央本部」という。）を設置する。
本方針に基づく個別指導の発動、指定支援法人への支援要請、本方針を遵守しない会員に対するペナルティー措置の発動等に関しては、必ず中央本部に付議する。
- (3) 農林中金は、特定承継会社を適切に運営する。
- (4) 農林中金は、(1) の役割を的確かつ効率的に果たすため、Ⅲの3の報告等にかかるわらず、なお必要がある場合、J A・信連が会計監査を受ける会計監査人との間で情報連携を図る。
- (5) 農林中金は、J A・信連の経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

2 J A・信連の役割

- (1) J A・信連は、本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守する。
- (2) 信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）は「J Aバンク県本部」を設置し、管内J Aが本方針を遵守するよう指導し、J Aは信連の指導を遵守する。なお、管内J Aの合意が得られる場合は、本方針より厳しい基準に基づいて指導することができる。
ただし、信連によるJ Aの指導に著しい困難が生じた場合には、信連が常態に復するまでの間、農林中金がJ Aに対し必要な指導を行う。
(注) 信連によるJ Aの指導に著しい困難が生じた場合等については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。
- (3) 信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金、1県1J A県域においてはJ A。）は、J Aバンクの総合的戦略に基づく県域戦略を策定し、一体的な事業運営に取組む。
- (4) 信連は、J Aの経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

3 中央会・全共連との連携

- (1) 農林中金は、IIの1の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、全国農協中央会、都道府県農協中央会および全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）と連携を図る。
- (2) 信連は、IIの2の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、都道府県農協中央会および全共連と連携を図る。
- (3) 農林中金は、(1)の一環として、IIIの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、全国農協中央会、都道府県農協中央会および全共連との間で情報連携を図る。
- (4) 信連は、(2)の一環として、IIIの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、都道府県農協中央会および全共連との間で情報連携を図る。

III 「JAバンク会員」の責務

1 JAバンクの一体的な事業運営

- JA・信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金）は、次のとおり、JAバンクの総合的戦略等に基づいて、一体的な事業運営を行う。
- (1) JA・信連は、JAバンクにおいて基本とするシステム（JASTEM、系統決済データ通信システム）・事務により、全国どこでも統一された金融商品・サービスの提供を行う。
 - (2) JA・信連は、災害等の発生により業務継続に支障が生じた場合であっても、利用者に必要な金融サービスが全国どこでも提供できるよう、別途定めるJAバンク業務継続基本要綱を遵守する。
 - (3) (1)および(2)の前提として、JA・信連は法令等を遵守のうえ、金融機関として必要な内部管理態勢を全国どこでも統一的な水準で確保する。

2 JAバンク全体の安全・効率運用の確保

- JA・信連は、JAバンク全体での安全・効率運用の確保を図るため、次のとおり、信連・農林中金に対する資金の預入等を行う。
- (1) JAは信連・農林中金に、信連は農林中金に貯金の相当割合を預け入れることとし、この割合は、原則として、2分の1を下限とする。
ただし、JAは信連に、余裕金の相当割合を預け入れすることも可能とし、この割合は、原則として、3分の2を下限とする。
 - (2) JA・信連は、別途定める相互援助預金預託基準を遵守する。
 - (3) JA・信連は、別途定める余裕金運用にかかる自主ルールを遵守する。

3 経営状況の報告等

- (1) JA・信連は、JAバンクシステム運営の基礎として、経営管理資料、体制整備状況、検査・監査の指摘事項等、その他経営状況に関する事項等について、JAは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金に報告を行うほか、農林中金が求める調査に応じる。
- (2) 本方針に定める基準に該当するJAは、農林中金が信連と連携して行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンラインモニタリング）に応じる。
- (3) 本方針に定める基準に該当する信連は、農林中金が行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンラインモニタリング）に応じる。
(注) (1)の経営状況に関する報告および(2)(3)の資産精査・実査の基準については、別紙1-1および1-2に定める。

4 資金運用制限ルールの遵守

資金運用（貸出・有価証券等）が体制と能力を超えて行われることを防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準、業務執行体制にかかる基準に該当するJA・信連は、資金運用範囲の制限を行い、体制、体力に応じた資金運用とし、リスク抑制による損失拡大を防止する。

(注) 資金運用制限ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、資金運用制限の内容は、別紙3に定める。

5 経営改善ルールの遵守

- (1) 経営悪化や破綻を未然に防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準に該当するJA・信連は、経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強、信用事業の再編（以下「事業再編」という。）等の経営改善策を実行する。また、業務執行体制にかかる基準に該当するJA・信連は、体制の見直し等の業務執行体制の改善を実行する。
- (2) この場合、JA・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
(注) (1) の経営改善ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2) の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。

6 組織統合ルールの遵守

- (1) JAバンクシステムの信頼性と金融機能の維持を図るため、JA・信連は、経営継続上の重大な問題が生じた場合に、6か月以内（経営破綻の場合直ちに）に、JAは信連・農林中金に、信連は農林中金に信用事業譲渡等を行う。
- (2) この場合、JA・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
- (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったJAは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。
(注) (1) の組織統合ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2) の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。

7 会計監査人監査等への適切な対応

- (1) 法令または定款により会計監査人を置くべきJA・信連は、内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人による会計監査（以下「会計監査人監査」という。）に基づいて経営の透明性および信頼性を確保する。
 - (2) (1) に該当しないJAは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該JAは、内部統制を適切に確立したうえで、当該定款の定めを設けるまでの間農林中金が求める会計監査人監査に代わる調査に応じる。
- (注) (2) の調査の実施基準および内容は、別紙5-1に定める。

8 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守

- (1) 営農・経済事業に注力することを目的として信連・農林中金への信用事業譲渡による信用事業運営体制の再編成を希望するJA（以下「再編成希望JA」という。）は、信用事業譲渡を含めた信用事業再編成計画を策定し、実践する。
 - (2) この場合、JAが指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
 - (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったJAは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。
- (注) (2) の支援策および支援の前提条件は、別紙6に定める。

9 指定支援法人への財源拠出

- (1) JA・信連・農林中金は、指定支援法人に対して、別途定める基準（負担割合等）に基づき、毎年度必要な財源拠出等を行う。
- (2) この拠出負担金割合は、各県における問題発生の有無等に応じて、格差をつけるものとする。

IV 「JAバンク会員」が享受するメリット

本方針を遵守する「JAバンク会員」は次のメリットを享受することができる。

- 1 「JAバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知。
- 2 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い。
- 3 農林中金がサービスマーク登録を行っている「JAバンク」商標、およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用。
- 4 指定支援法人の支援。

V 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

JAバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、JAバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。

(注) 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）は、別紙7に定める。

VI 基準等の変更

本方針の内容・基準については、金融情勢の変化、JAバンク会員の経営状況等を踏まえ、JAバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

(附 則)

- 1 平成16年6月25日付一部変更に伴う別紙2の基準の適用については、平成15事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 2 平成17年6月24日付一部変更に伴う別紙2の基準の適用については、平成16事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 3 平成17年6月24日付一部変更に伴う、別紙3-1、3-3の自力再建型資本注入を受けたJAにかかる基準、別紙4の組織統合型・自力再建型資本注入の支援実施の前提条件については、平成17年6月24日以降のJAバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入案件より適用する。
- 4 平成18年6月27日付一部変更に伴う、別紙2の資産精査の実施基準の適用については、平成17事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 5 平成19年6月26日付一部変更に伴う、別紙4の組織統合型・自力再建型資本注入および資金贈与の支援実施の前提条件については、平成19年6月26日以降のJAバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入および資金贈与の案件より適用する。
- 6 平成20年6月25日付一部変更に伴う、別紙2の資産精査・業務執行体制にかかる実査の実施基準の適用については、平成19事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査・実査より適用する。
- 7 平成22年3月26日付一部変更に伴う基準等の適用については、平成21年12月期決算にかかるJA・信連の経営状況の報告より適用する。

- 8 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 1-2**の新たな業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング）については、平成 25 事業年度の「業務執行体制に関する報告」より適用する。
- 9 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 2-2**の要改善 JA（体制整備基準）および体制整備の指定基準によるレベル格付については、平成 24・25・26 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、改善に向けた取組みが行われている場合には指定を行わない。
- 10 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 2-2**の要改善 JA（体制整備基準）の指定にあたっては、平成 27 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、猶予期間を設けない。
- 11 平成 26 年 6 月 25 日付一部変更に伴う、**別紙 2-1**の要改善 JA（経営点検基準）にかかるレベル格付基準については、平成 27 年 1 月 1 日より適用する。なお、指定後経過期間については、平成 26 年 1 月 1 日時点で既に要改善 JA（経営点検基準）に指定を受けている JAには「指定後 2 年経過」を「1 年経過」に短縮のうえ適用する。
- 12 平成 26 年 6 月 25 日付一部変更に伴う、**別紙 2-2**の「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事が発生した場合」の基準については、平成 27 年 1 月 1 日より適用する。
- 13 平成 28 年 3 月 16 日付一部変更については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）の施行日（平成 28 年 4 月 1 日）より適用する。
- 14 平成 30 年 3 月 16 日付一部変更に伴う、III の 7、**別紙 1-1**の会計監査報告の写しの提出、**別紙 1-2**の会計監査人の退任にかかる報告および業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、**別紙 2-2**の指定基準ならびに**別紙 5-1**については、平成 31 事業年度より適用する。
- 15 平成 30 年 3 月 16 日付一部変更に伴う、**別紙 4**の資本注入（事業再編型）および資金贈与（財務支援・事業再編型）にかかる支援の前提条件は、平成 30 年 3 月 16 日時点で既にレベル 1、2 の指定を受けている JAには「指定後 1 年以内」を「平成 31 年 3 月 16 日まで」と読み替えて適用する。
- 16 平成 30 事業年度または平成 31 事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第 22 条第 1 項に定める規模に達しておらず、かつ、事業再編による経営基盤の強化を選択することを理事会、経営管理委員会または総会等で決定したうえで、その旨を平成 31 年 5 月 31 日までに農林中金に報告した JA（レベル格付の指定を受けている JA を除く。以下「事業再編選択 JA」という。）にかかる本方針の適用ならびに支援策と支援の前提条件は、**別紙 5-2**による。
- 17 **別紙 2-2**にかかわらず、平成 31 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において資金運用体制（貸出・審査体制）の未整備が確認された JA のレベル格付指定までの猶予期間は、JA バンク健全化要綱において定める。
- 18 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、II の 3、III の 3、**別紙 1-1**、**別紙 1-2**の中央会等との連携および JA 全国監査機構監査にかかる報告等については平成 31 年 9 月 30 日より適用する。ただし、当該日より前に組織変更を行った都道府県農協中央会については、当該組織変更を行った時より適用する。

19 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1-2**の会計監査人にかかる業務執行体制に関する報告、業務執行体制にかかる実査（オンラインモニタリング）の実施基準、**別紙2-2**のレベル格付（会計監査）の指定基準については、平成31事業年度より適用する。

20 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1-1**の資産精査の実施基準、**別紙2-1**の要改善JA（経営点検基準）の指定基準については、平成31事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告より適用する。

21 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1-2**の不祥事等が発生・発覚した場合の対応、**別紙2-2**のレベル格付（不祥事点検）および要改善JA（不祥事点検基準）の指定基準等については、平成31年9月30日より適用する。

以上

基本方針別紙体系図



別紙 1－1

J A・信連の経営状況に関する報告等

1 財務に関する報告（財務モニタリング）

J A・信連は、経営状況に関する事項として、以下の資料等について、J Aは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

経営管理資料	
通期実績	<input type="radio"/> 通期決算実績および事業計画にかかる基礎情報 <input type="radio"/> 事業量・B/S・P/L・自己資本比率・余裕金運用の状況等の基礎情報 <input type="radio"/> 会計関連資料：減損損失、繰延税金資産等（J A） <input type="radio"/> 決算速報（信連）
上半期実績（仮決算）	<input type="radio"/> 事業量・損益にかかる基礎情報
期末の決算見込	<input type="radio"/> 損益・自己資本比率による基礎情報（J A）
その他経営状況に関する事項	
早期警戒制度に基づく行政庁命令を受けた場合、その旨を速やかに報告する。 その他、指導業務の遂行上必要な場合、求められた報告を行う。	
系統B I Sシステムを使用した経営状況に関する報告	
J A・信連は系統B I Sシステムを使用して報告を行い、農林中金・信連は、指導業務の遂行上必要な場合、系統B I Sシステムによるモニタリングを行う。	

- ・報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）
- ・上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 資産精査の実施基準

「財務に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が精査対象として決定したJ A・信連は、農林中金が信連と連携して行う（精査対象が信連の場合、農林中金が行う）資産の精査に応じる。

➤ 「財務に関する報告」をもとに算定した数値が以下に該当する場合

- 別紙2－1に定めるレベル格付の指定基準に該当する場合
- 別紙2－1に定める要改善J Aの指定基準のうち、「ストレステスト後自己資本比率8%未満」に該当する場合
- 以下の項目が指定基準に該当する場合

貸出等 信用供与	(1) 分類債権比率	対信用供与額 20%以上
	(2) 貯貸率	70%以上
	(3) 特定業種への与信	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準
	(4) 大口与信先への与信（J Aに限り適用）	（J Aについての具体的な基準は、J Aバンク健全化要綱で定める）
	(5) 非保全債権（大口与信先のうち要管理先以下）考慮後自己資本比率	15%以上 (J Aバンク健全化要綱で定める場合には資産精査を省略できる)
有価証券	(1) 貯証率（J Aに限り適用）	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準 (J Aについての具体的な基準は、J Aバンク健全化要綱で定める)
固定資産等	(1) 事業利益赤字	
	(2) 他部門運用（J Aに限り適用）	

- 信用事業にかかる残高・損益・経営指標・資産の健全性に大きな変化が明らかである場合

- 行政検査・会計監査人監査における指摘や、事故・不祥事等があり、「財務に関する報告」の信頼を失うような事態が生じた場合
- 行政検査を拒否した場合

J A・信連の業務執行体制に関する報告等

1 業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング等）

J A・信連は、業務執行体制の整備状況に関する事項として、以下の資料等について、J Aは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

体制整備状況

- 内部監査体制、事務リスク管理体制、貸出・審査体制、余裕金運用体制、リスク管理体制、法令等遵守状況 等に関するもの。
※ J Aにおいては、J Aバンク健全化要綱に定める体制整備基準にかかる体制整備計画・整備状況について、信連等の実査結果を踏まえ報告する。

行政検査・会計監査人の指摘事項等

- 行政庁命令または以下の指摘事項等があった場合、その旨を速やかに報告する。
- ・ 資金運用体制やリスク管理体制等の体制上の問題に関するもの
 - ・ 法令等遵守状況に関するもの
 - ・ 自己査定の適正性に関するもの

不祥事等

- 不祥事等（重大な係争案件を含む）が発生・発覚した場合は、レベル格付・要改善J A制度（不祥事点検基準）への該当有無を含め、その旨を速やかに報告する。
※ J Aにおいては、J Aバンク健全化要綱に定める不祥事点検基準にかかる再発防止策・取組状況について報告する。

会計監査人

- 会計監査人が退任する場合、退任時期、退任理由および後任の会計監査人等※の選任の状況を速やかに報告する。
 - 会計監査人からの会計監査報告を速やかに報告する。限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合は、その要因等についても報告する。
- ※ 農業協同組合法に定める一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。
- ・ 報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）
 - ・ 上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 業務執行体制にかかる実査（オンラインモニタリング等）

(1) 「業務執行体制に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が実査対象として決定したJ A・信連は、農林中金が信連と連携して行う（実査対象が信連の場合、農林中金が行う）実査に応じる。

- 不祥事等が発生・発覚した場合
- 行政検査・会計監査で重大な指摘を受ける等、「業務執行体制に関する報告」の内容に後日疑義が生じた場合
- 法令または定款により会計監査人を置くべきJ A・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合
- 会計監査人から限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合

- ・ 業務執行体制にかかる実査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）
- (2) J Aは、信連等が「業務執行体制に関する報告」の点検・判定のため行う毎年度の常例の実査に応じる。

別紙2－1

指定基準と経営改善取組内容（財務）

1 レベル格付

別紙1－1の報告をもとに、以下の基準に該当するJA・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	改善目標期間
レベル1	要改善JA（経営点検基準）指定後2年経過しても改善の目処が立たない場合	2年内に、要改善JA指定を受けるに至った指定基準に該当しない状態に改善
	行政庁から早期警戒制度（持続可能な収益性と将来にわたる健全性）に基づく業務改善命令を受けた場合	業務改善計画において定める期間
	実質自己資本比率※ 6%以上～8%未満	2年内に、格付を解消する水準に改善
レベル2	当該事業年度の末日の自己資本比率が8%未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いJA	1年内に、事業再編にかかる契約についてJA総会決議により承認を受ける
	実質自己資本比率 4%以上～6%未満	1年内に、レベル1の水準に改善
レベル3	レベル1・2指定JAが改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合	組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を6か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行
	実質自己資本比率 4%未満	

※実質自己資本比率は、農業協同組合法に基づく最終事業年度の末日の自己資本の額から中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した項目を控除して算定する。資産精査実施先については資産精査の結果を踏まえた実質自己資本比率を採用する。

- ・ レベル格付の指定を受けたJA・信連は、別紙3により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ 指定を受けたJA・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、以下の経営改善策に取り組む。

<経営改善取組内容>

 - 経営管理の強化
 - 増資・内部留保積上げ等の自己資本増強
 - 不良資産の処理等の財務健全化
 - 経費削減等による収支改善 等
- ・ 指定を受けたJA・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、JA・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中心本部に対し要請することができる。

2 要改善JA（経営点検基準）

別紙1－1の報告をもとに、以下の基準に該当するJAは経営改善に取り組む。

指定基準	改善目標期間
○ ストレステスト後自己資本比率8%未満 (JAにかかるストレステストの具体的な基準については、JAバンク健全化要綱で定める)	経営改善計画において定める期間

- ・ 要改善JAの指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けたJAは、経営改善計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

（共通）

- ・ 当該事業年度の末日に上記の実質自己資本比率にかかるレベル1・2指定基準または要改善JAの指定基準に該当する蓋然性が高いJAについて、農林中金は指定を行い、早期に指導を行うことができる。
- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。(JAについては、JAバンク健全化要綱において定める。)
- ・ 農林中金は、JAバンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

別紙2－2

指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）

1 レベル格付

別紙1－2の報告により以下の指定基準に該当するJA・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付		指定基準
レベル1	資金運用体制	<input type="radio"/> 体制整備基準のうち資金運用体制の項目が未整備 <input type="radio"/> 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制）を受けた場合
	不祥事点検	<input type="radio"/> 「要改善JA（不祥事点検基準）」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 <input type="radio"/> 「要改善JA（不祥事点検基準）」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 <input type="radio"/> 役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合 ※ただし、共済事業のみの不祥事件であって、JAバンク基本方針に基づく指導と同等の指導が行われる場合にはレベル格付の指定対象外とする。（注1） <input type="radio"/> JA・信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合（注2）
	体制整備	<input type="radio"/> 「要改善JA（体制整備基準）」指定後に策定される体制整備計画で定める期間において改善の目処が立たない場合
	会計監査	<input type="radio"/> 法令または定款により会計監査人を置くべきJA・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 <input type="radio"/> 会計監査人から、不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合
レベル2	<input type="radio"/> レベル1指定後2年経過しても、格付解除の目処が立たない場合	
レベル3	<input type="radio"/> 経営継続に支障を来す重大な問題あり	

（注1） JAバンク基本方針に基づく指導と同等の指導とは「JA共済不祥事件措置基準」に基づく指導とする。レベル格付の指定対象外としたものは要改善JAに指定する。

（注2） JA・信連に関連する業務は、JA・信連の業務またはその役職員であることを前提に就任する関連団体の業務をいう。関連団体は、JA・信連が出資を行うまたは会費を支出する法人とし、その子会社も含める。金融商品取引法に違反した場合とは、刑事罰・過料・課徴金が科された場合をいう。

- ・ レベル格付の指定を受けたJA・信連は、別紙3により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ レベル3の指定を受けたJA・信連は、組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を6か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行する。
- ・ 指定を受けたJA・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、農林中金との協議により、以下の経営改善策を策定し取り組む。

<経営改善取組内容>

- 相互けん制機能強化等、資金運用体制の整備・見直し、会計監査人から無限定適正意見の会計監査報告を受ける 等
- ・ 指定を受けたJA・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、JA・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

2 要改善JA（不祥事点検基準・体制整備基準）

別紙1－2の報告により、以下の基準に該当したJAは、経営改善に取り組む。

指定基準	
要改善JA (不祥事点検基準)	<input type="radio"/> 不祥事が発生し以下の不祥事点検基準に該当 ・組織性、隠蔽、長期間、反復、多額等 <input type="radio"/> 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制以外）を受けた場合
要改善JA (体制整備基準)	<input type="radio"/> 体制整備基準（資金運用体制以外）の項目が未整備

- ・要改善JAの指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- ・指定を受けたJAは、要改善JA（不祥事点検基準）にあっては再発防止策、要改善JA（体制整備基準）にあっては体制整備計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

※ レベル格付および要改善JAの指定にあたり、別紙1-2の報告（体制整備モニタリング）において体制整備基準項目の未整備が確認された場合、指定まで6か月間の猶予期間を設ける。この間、該当JAは速やかに体制整備に取り組む。

(共通)

- ・上記の指定基準、経営改善取組内容、経過措置等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（JAについては、JAバンク健全化要綱において定める。）
- ・農林中金は、JAバンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

別紙 3

資金運用制限の内容

別紙2-1・2-2により、レベル格付に指定されたJA・信連は、原則以下の資金運用制限を行い、信連・農林中金と月次資金協議を行って運用する。

1 JA

		運用対象
レベル1	貸出	<ul style="list-style-type: none">・地公体向け貸出・地公体外郭団体（地公体が保証あるいは損失補償を行う先）に対する貸出・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む）・自組合貯金担保、共済担保、有価証券担保貸出・その他JAバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	<ul style="list-style-type: none">・国債 地方債 政府保証債・農林債券・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。
レベル2 レベル3	貸出	<ul style="list-style-type: none">・新規資金運用は信連・農林中金への預け金に限定する。 ※ただし、以下を除く<ul style="list-style-type: none">・自組合貯金担保貸出・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む）・その他JAバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	<ul style="list-style-type: none">・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。

2 信連

		運用対象
レベル1		<ul style="list-style-type: none">○ 新規運用は、正常先または優良担保保証付案件への貸出や、公共債等の低リスク銘柄への投資に限定。○ 運用総枠、業種別・格付別シーリング、与信期間等の設定。○ ロスカットルールの厳格化。
レベル2 レベル3		<ul style="list-style-type: none">○ 新規与信行為の停止。

(共通)

- ・ 次期決算期までに、事業再編または組織統合を行うこと、経営改善・資本注入により当該レベル区分以上に自己資本比率が改善すること、資金運用体制にかかる体制整備基準に基づく問題解消が確実な場合、または再発防止策（体制整備計画）の着実な実践により問題解消が確実な場合、特定の地域・事業に限定されたガバナンスに問題ある不祥事件の場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の一部または全部の適用を、一時留保・修正することができる。
- ・ 係争案件等を抱えるケースで、十分な対策が事前に用意できている場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の適用を一時留保することができる。
- ・ その他、JAにおいて、資金運用制限の適用を留保することができる場合の取扱い等については、JAバンク健全化要綱で定める。
- ・ 資金運用制限適用の一時留保・修正については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

別紙4

指定支援法人によるレベル格付JA・信連にかかる 支援策と支援の前提条件

レベル格付の指定を受けたJA・信連が、経営改善を実施するうえで、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

レベル格付と 活用可能な支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎 に中央本部で審議)	支援の前提条件
利子補給 (レベル1~3)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる借入れ：貯払い資金または事業再編もしくは組織統合に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：10年以内 ○利子補給率：1%以内 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営責任の明確化を行うこと ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
債務保証 (レベル1~3)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10年以内 ○保証割合：100%以内 ○保証料率：0.1%以内 	<ul style="list-style-type: none"> ○利子補給と同じ
資本注入	事業再編型 (レベル1~3)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額
	緊急支援型 (レベル2)	<ul style="list-style-type: none"> ○一次支援：経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援：事業再編を行うために必要かつ相当な金額
	自力再建型 (レベル1~2)	<ul style="list-style-type: none"> ○自己資本比率4%超10%までの範囲内

資金贈与	費用助成 (レベル1~3)	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象: JA信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は5年間を上限） ○利子補給と同じ
	財務支援・事業再編型 (レベル1~3)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額 ○レベル1、2 JAについては、JAの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後1年以内に決定すること ○破綻処理3原則（減資、経営責任の追及、組織の消滅）に準じた対応を行うこと（貯保法を適用する破綻処理の場合には破綻処理3原則を遵守） ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	財務支援・緊急支援型 (レベル2)	<ul style="list-style-type: none"> ○一次支援: 経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援: 事業再編を行うために必要かつ相当な金額 ○「当該事業年度の末日の自己資本比率が8%未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いJA」としてレベル2の指定を受けること ○一次支援を行う場合: JAの理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約についてJA総会決議による承認を指定後1年以内に受ける方針および破綻処理3原則に準じた対応を行う方針を決定すること ○二次支援を行う場合: <ul style="list-style-type: none"> ・事業再編にかかる契約についてJA総会決議による承認を指定後1年以内に受けること ・破綻処理3原則に準じた対応を行うこと ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
損害担保	事業譲渡型 (レベル1~3)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象債権: JA信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○利子補給と同じ
	一部事業譲渡型※ (レベル1~2)	<ul style="list-style-type: none"> ○補償額: 譲受時の残元本の毀損額の50%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その50%以上を指定支援法人に納付 ○期間: 10年以内 ○責任ある事業運営体制を確立すること ○事業譲渡による抜本処理が最適であると判断されること

※ 一部事業譲渡型: JAにおける農業者向け取引の一部を信連・農林中金に譲渡し、地域農業基盤の維持・強化の観点から、一定の時間をかけながら債務者管理・経営改善支援をより適切に行う場合

- ・ 支援の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。(JAについてはJAバンク健全化要綱において定める。)
- ・ 中央本部の審議を経る計画には、具体的な経営改善策または組織統合の内容を盛り込む。
- ・ 農水産業協同組合貯金保険法に基づく資金援助を補完するため、債務保証、資本注入（事業再編型）、資金贈与（財務支援・事業再編型）を活用することができる。
- ・ JAバンク全体の信用秩序を維持する上で緊急かつ必要やむを得ないと認めた場合には、例外的な取扱いができるものとし、その実施については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

別紙5－1

会計監査人監査に代わる調査

以下の実施基準に該当し、かつ農林中金が調査対象として決定したJAは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるまでの間、以下の調査に応じる。

- 各事業年度の開始の時において農業協同組合法施行令第22条第1項に定める規模に達しておらず、かつ当該事業年度に開催される通常総会の時点では会計監査人を置く旨の定款の定めを設けていないJA

<調査の内容>

- 計算書類等の正確性の検証
 - 内部管理態勢の有効性の検証
 - 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についてのJA代表理事との協議
- ・調査の具体的な内容等については、JAバンク健全化要綱において定める。

別紙5－2

事業再編選択JAにかかる本方針の適用ならびに 指定支援法人による支援策と支援の前提条件

1 本方針の適用

(1) 事業再編選択JAについては、IIIの7(2)および別紙5－1を下表のとおり読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
IIIの7(2)	(1) に該当しないJAは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該JAは、 当該定款の定めを設けるまでの間	(1) に該当しない事業再編選択JAは、 事業再編が完了するまでの間
	<調査の内容> ➢ 計算書類等の正確性の検証 ➢ 内部管理態勢の有効性の検証 ➢ 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についてのJA代表理事との協議	<調査の内容> ➢ 計算書類等の正確性の検証 ➢ 事業再編の進捗状況の確認
別紙5－1		

(2) 別紙2－2にかかわらず、事業再編選択JAについては、別紙1－2の報告において内部監査体制または資金運用体制（貸出・審査体制）のうちJAバンク健全化要綱において定める項目が未整備であっても、事業再編が完了するまでの間指定を行わない。

2 活用可能な支援策と支援の前提条件等

事業再編選択JAが、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

活用可能な支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：事業再編による経営基盤強化を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は3年間を上限）	○事業再編にかかる契約についてJA総会決議による承認を受けること ○事業再編による経営基盤強化の計画を策定し実践すること

- 支援の具体的な内容については、JAバンク健全化要綱において定める。
- 事業再編選択JAが再編成希望JAに該当しつつ再編成希望JAにかかる支援の前提条件等を充足する場合、この支援策と重複して再編成希望JAにかかる支援を受けることができる。

別紙6

指定支援法人による再編成希望JAにかかる 支援策と支援の前提条件

再編成希望JAが、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

1 支援対象と活用可能な支援策

支援対象	活用可能な支援策
レベル格付の指定を受けていない再編成希望JA	利子補給、債務保証、資金贈与(費用助成)、損害担保

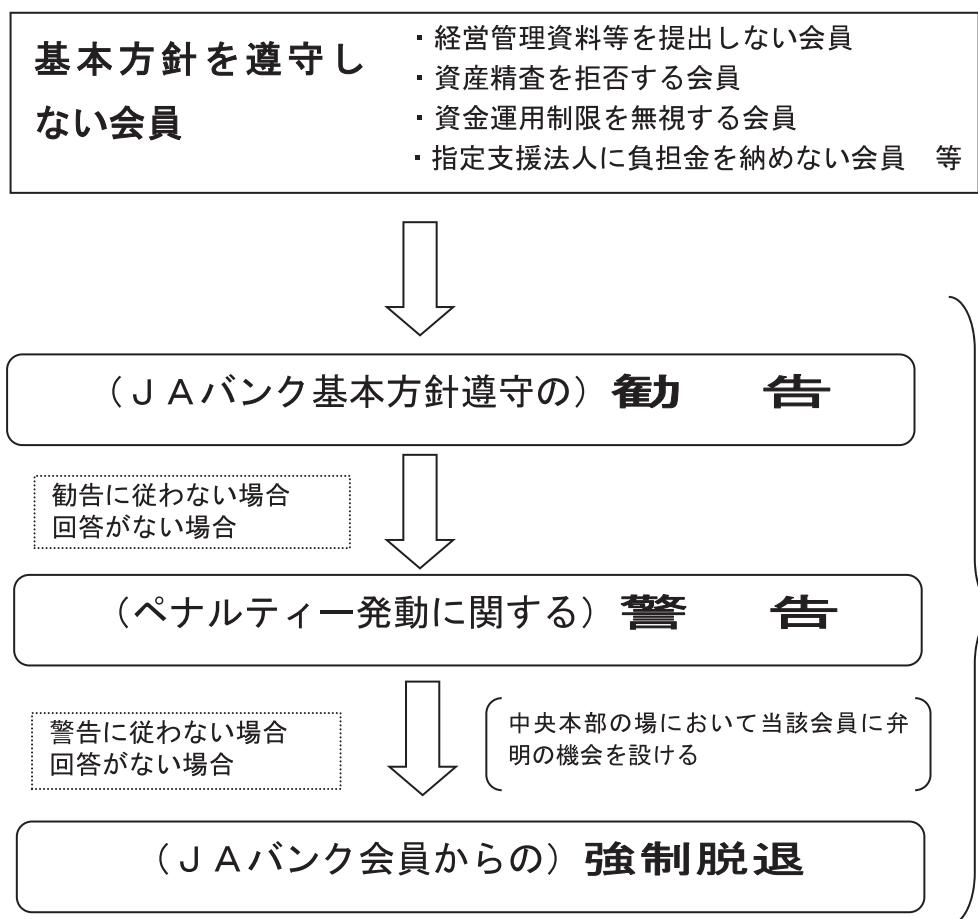
2 支援の前提条件等

支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
利子 補給	○対象となる借入れ：JA信用事業譲渡に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：10年以内 ○利子補給率：1%以内	
債務 保証	○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10年以内 ○保証割合：100%以内 ○保証料率：0.1%以内	
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：JA信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は5年間を上限）	○営農・経済事業に注力することを目的としたJA信用事業譲渡の計画を策定し実践すること
損害 担保	○対象債権：JA信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の80%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その80%以上を指定支援法人に納付 ○期間：10年以内	

・支援の具体的な内容については、JAバンク健全化要綱において定める。

基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

J Aバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、以下のとおり、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、J Aバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。



別表

特定承継会社にかかる本方針の適用

特定承継会社については、以下のとおり本方針を適用する。

本方針の規定	特定承継会社への適用
<input type="radio"/> Iの1、2、4、5および6 <input type="radio"/> IIIの1 <input type="radio"/> IIIの5および6、別紙2－1、別紙2－2 ならびに別紙4 <input type="radio"/> IIIの8および別紙6 <input type="radio"/> IIIの9 <input type="radio"/> 附則16および別紙5－2	農林中金とみなして適用する。
<input type="radio"/> Iの3 <input type="radio"/> IIIの2(3)を除く)	信連とみなして適用する。
<input type="radio"/> IV	J A バンク会員とみなして適用する。

J A 高知県　自己改革等の取組状況（令和3～5年度）成果と課題

当JAは、令和3年6月の第3期通常総代会で、「不断の自己改革」取組宣言を行い、農業者の所得の増大・農業生産の拡大、地域の活性化に向けた自己改革の実践、自己改革の実践に向けた組合員の意思反映、自己改革を支える「経営基盤の確立・強化」に向けた取組を自己改革工程表として具体化し、各種施策に取組んでおります。

農業者の所得の増大・農業生産の拡大に向けては、主要な品目を中心に、より具体的な取組目標を設定し、品目部会との対話を通じて取組を進めてきました。

また、組合員の意思反映については、運営委員会の開催などを通じて組合への意思反映を行い、「経営基盤の確立・強化」に向けては、効率的な集出荷施設の運営や金融・経済店舗の集約、機能の見直しを行い、将来にわたって組合員の営農や暮らしに根差した組織づくりに取組んでまいりました。

取組内容によっては、一定の成果が表れているもの、取組が遅れているもの、様々となっています。取組状況の進捗管理を徹底し、今後も「不断の自己改革」を着実に進めてまいります。

I. 自己改革の実践状況

● 「農業者の所得増大」「農業生産の実現」に向けて、主要品目についての現状と課題、今後の目指すべき方向を明らかにした振興計画を策定し、対応内容を明確化しました。

品目別の目標達成に向けて、引き続き取組を進めていく必要があります。

● 生産量の拡大・品質の向上対策については、反収の向上に向けて、行政とも連携し、研修会等の開催および環境制御技術の普及拡大を図り、環境測定装置の普及率は主要品目で64%となりました。

反収向上・品質向上は農業者の所得に直結する内容であり、引き続き、取組を進めていく必要があります。

● 労働力の確保対策については、各地区に開設した無料職業紹介所および農業求人サイト「あぐりマッチ高知」を中心に、農業者と求職者を結び付ける取組を進め、3年間で延べ835件のマッチングを行うことができました。また、行政機関や企業と連携し、労働力不足に対応できる機械類の開発を進めるとともに、集出荷場を中心に外国人材の活用を進めてきました。

しかしながら、地域の労働力不足は一段と進んでいる状況にあり、様々な媒体を活用した求職者の確保、他県・他地区との連携、出荷包装規格の見直しなど、様々な手法を組み合わせての労働力確保対策が必要です。

● 品目部会員の所得向上対策として、園芸品目については、販売単価の向上に向けて、計画的な事前値決め販売の実施、取引先・実需者との価格転嫁要請を含めた営業商談の拡大、販売促進活動を中心に取組を進め、受託販売品取扱高については、令和3年度と比較して2.7%向上し、606億円となりました。

また、出荷コストの低減として、集出荷場施設の再編、広域利用、JRコンテナや貸切トラックの活用による出荷単位の大型化、フィルムの見直しなどを進めてきました。

ピーマンやキュウリ、ナスなどの品目で、集出荷場での広域利用が進むとともに、出荷単位の大型化では3年間累計で10,807万円、資材の見直し対応では、年間3,283万円の削減効果につながりました。

その他、米穀、畜産、茶、ユズ関係についても、販売単価の向上に向けて、高知県ブランドとして、付加価値を付けた販売拡大に取組みました。

販売単価を向上させていくためには、計画的かつ継続的な出荷による取引先との信頼関係の強化、消費宣伝、取引拡大に向けた個別商談などに継続して取組む必要があります。

また、施設の広域利用や、輸送対応の大型化、資材の見直しなどの出荷コスト低減対策も継続して取組む必要があります。

●生産資材コストの低減対策については、低コスト資材の普及拡大を進めました。独自対策として特別推進銘柄を設定し、年間約5,900万円の肥料価格の低減対策を実施するとともに、土壌分析結果に基づく適正施肥の推進として、年間約6,000件程度の土壌分析を行いました。

また、肥料価格の高騰や燃油価格の高騰に対応するため、国や県などの行政機関に対し、補助事業の創設等の働きかけを実施するとともに、肥料価格高騰対策や燃油価格高騰対策関連の補助事業申請支援を行いました。

しかしながら、生産資材価格の高騰は継続しており、価格を少しでも引き下げができるよう、銘柄集約や低コスト資材などの取組を継続するとともに、生産資材高騰に対応できる補助事業の創設・継続、価格転嫁対策を働きかけていく必要があります。

II. 自己改革の実践に向けた組合員の意思反映

正組合員をはじめとした担い手訪問や集落座談会、各種部会活動、青壮年部・女性部との意見交換会等による対話をを行うとともに、広報誌を通じた准組合員モニター制度を通じて准組合員の意向などの把握に努めました。

また、地域コミュニティの活性化やJA活動の理解促進に向けて、あぐりスクールなどの食農教育活動に取組みました。

今後も、様々な場を通じて、広く組合員の意見を収集し、事業活動にいかしていく取組を進めていく必要があります。

III. 自己改革を支える「経営基盤の確立・強化」に向けた取組

健全で持続性のある組織を維持していくため、組合員の理解をいただきながら、金融店舗、経済施設の店舗再編等の取組を進めるとともに、業務の合理化・効率化を進め、3年間で約14億円の事業管理費の削減を進めました。

今後も、将来を見据え、引き続き業務の効率化を進めるとともに、事業の運営方法の見直し、総合的な利便性を考慮した関連施設の機能再編等に取組みます。

J A 高知県 自己改革工程表（農業者の所得増大・農業生産の拡大・地域の活性化）

1. 営農指導

戦略	戦術	具体的な施策
生産量の拡大・品質の向上対策	反収・品質の向上	研修会の開催 主要 6 品目の反当出荷量の拡大
	つながり強化	出向く機会の増大
	経営管理支援	青色申告会の拡大 個別経営指導の実施
	土壌診断の実施	土壌分析実施農家数の拡大
	データを活用した営農指導強化	品目数の拡大
	無料職業紹介所の運営強化 外国人材の活用	求人・求職者の募集対応強化 関連業者の調査、情報収集
労働力の確保		

2. 園芸販売

戦略	戦術	具体的な施策
品目部会員の所得向上	販売力の強化	顧客と販売単価の確保・向上をはかる計画的な事前値決め販売の実施
		取引先・実需者との営業商談の実施
		実需者との商談による規格外品等の買取販売の実施 生産者およびマネキン派遣に替わる高知県産品の認知向上への取組実施
	宣伝・販促活動の実施	量販店での J A グループ高知フェアの実施
		輸出の定着・拡大に向けた営業・商談の実施
		適切な作業管理と異物混入等の防止をはかるガイドライン準拠・集出荷場版 G A P の実施
	出荷品の安全・品質の確保、信頼の向上	出荷包装規格の見直し検討
		出荷単位の大型化
		青果物薄い個包装フィルムへの変更による低コスト化
販売代金の精算・決済期間の短縮	計精算システムの整備	照合・確認業務等の見直しによる新システムの構築

3. 米穀販売

戦略	戦術	具体的な施策
県域共同計算を主とした集荷販売	主食用米と非主食米のバランスの取れた生産の推進	県内外の需要に合った生産と集荷販売 県と連携した新品種、新規需要米の生産拡大 県外卸向けの産地指定米や特栽米の集荷販売
	酒米の生産・供給の実施	酒造組合、県など関連組織との連携による酒米需給のマッチングの取組
パールライスブランドの販売強化	県産米の地産地消および県外への推進	米穀卸および量販店への積極的な推進、県内外への販売実施
	食と農の体験の場の提供	大手量販店と生産地をつなぐ田植え、稲刈りイベントの実施

業績評価指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	
研修会開催数	1,431回	1,440回	1,759回	1,450回	2,001回	1,920回	
主要6品目の反当出荷量がR3園芸年度に対して、R4(2%増)R5(4%増)R6(5%増)の目標に達した品目数	—	3品目	5品目	4品目	4品目	6品目	
訪問件数	54,164件	54,200件	36,740件	54,400件	60,951件	60,910件	
会員数	1,546人	1,550人	1,570人	1,560人	1,545人	1,563人	
実施戸数	308戸	310戸	392戸	312戸	462戸	423戸	
土壤分析実施農家数	2,235件	2,240件	2,024件	2,245件	2,133件	2,230件	
活用できる品目数	—	3品目	8品目	10品目	8品目	14品目	
マッチング数	322件	360件	250件	380件	263件	265件	
集出荷場での導入	3地区4出荷場	4か所	3地区4出荷場	5か所	5地区7出荷場	8か所	

業績評価指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	
値決め販売量の割合	26%	25%	26%	25%	25%	24%	
県外6事務所を主体とした個別商談回数	248回	200回	260回	200回	635回	650回	
実需者との交流商談会による新規取引件数	5件	3件	10件	3件	20件	10件	
取扱高	22.2億円	22億円	37.8億円	22.5億円	42.6億円	42.9億円	
量販店等へのモニターの設置店舗数	1店舗	2店舗	16店舗	2店舗	3店舗	2店舗	
フェアの実施店数	5,300店	4,000店	4,845店	4,300店	4,960店	5,000店	
新規取引件数	0件	2件	2件	2件	2件	2件	
出荷場版GAPの実施状況の巡回点検回数	地区40回 本所7回	地区・本所各2回以上	地区54回 本所19回	地区・本所各2回以上	本所15回 地区66回	本所15回以上 地区60回以上	
実施件数	2件	2件	2件	2件	3件	3件	
JRコンテナ・貸切トラック台数	982台	1,000台	938台	1,000台	1,579台	1,600台	
実施数量	700㌧	6,000㌧	7,203㌧	7,000㌧	8,552㌧	10,000㌧	
新システムの構築と移行	システム構築	詳細設計 システム構築	詳細設計 システム構築	システム構築 単体テスト	システム構築中	システム9月開始予定	

業績評価指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	
主食米(酒米除く)の集荷販売数量	9,713㌧	8,200㌧	9,240㌧	8,300㌧	8,035㌧	8,100㌧	
非主食米の集荷販売数量	4,050㌧	4,600㌧	4,291㌧	4,800 taraf	4,435 taraf	4,500 taraf	
酒米の集荷販売計画数量	372 taraf	370 taraf	354 taraf	400 taraf	397 taraf	382 taraf	
精米搾精数量	3,476 taraf	3,700 taraf	3,100 taraf	3,800 taraf	2,982 taraf	3,700 taraf	
参加人数 精米販売数量	コロナ禍で開催できず 1,000袋/5kg	20人 294袋/5kg	21人 1,100袋/5kg	20人 1,071袋/5kg	32人 1,100袋/5kg	35人	

4. 畜産販売

戦略	戦術	具体的な施策
畜産・酪農生産者の所得向上 担い手農業者の所得向上	販売力強化による高知県ブランドの確立・強化 酪農生産基盤の維持	地域団体商標の有効活用による土佐あかうしの更なるブランド力の強化と有利販売
		行政や生産者、四国生乳販連との連携強化による酪農生産基盤の維持と計画的な生乳生産
新食肉センターの整備による食肉事業の総合的な取組強化	川上から川下まで一気通貫の取組による収支改善	新たに取込む事業（セリ・部分肉加工・内臓販売など）、新規に取組む事業（廃用牛の集荷・JA直売所への供給）で安定的な経営

5. 農産販売

戦略	戦術	具体的な施策
高付加価値商品	高付加価値商品の販売による所得増大	高付加価値商品を製造することによる荒茶単価の維持
		茶・ユズ製品の新商品開発による販売拡大
営業力強化	営業力強化による所得増大	加工品の営業訪問活動による販売高拡大

6. 生産資材購買

戦略	戦術	具体的な施策
生産資材コストの低減	営農指導との連携	銘柄集約によるコスト低減
	国内地域資源の活用	土壤分析に基づく適正施肥
組合員サービスの向上	出向く体制の強化	営農経済渉外担当者の配置
		集落営農法人・農業生産法人への訪問活動
組合員ニーズへの対応	円滑な情報連携	情報端末機の普及

7. 農業機械購買

戦略	戦術	具体的な施策
組合員サービスの向上	出向く体制の強化	調子伺い推進訪問実施
	共同利用によるコスト低減	農機レンタル、作業請負の件数拡大

8. 燃料購買

戦略	戦術	具体的な施策
生産資材コストの低減	農業者の営農支援	仕入機能強化および安定供給
石油中継基地の防災対策	石油中継基地の適正な配置	石油中継基地の移設および集約
戸配送コストの引下げ	戸配送の効率化	残油計システムの普及拡大

9. 農業融資

戦略	戦術	具体的な施策
農業の成長支援	事業間連携による出向く体制の整備	事業間連携による資金需要調査の実施
	農業者の課題に対する相談機能の構築	メイン強化先および新規就農者への訪問

業績評価指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
市場出荷の平均枝肉単価の向上・集荷頭数の確保	平均枝肉単価 (去勢・税抜) 2,221円/kg	平均枝肉単価 (去勢・税抜) 2,250円/kg	平均枝肉単価 (去勢・税抜) 2,322円/kg	—	—	—	—	—
	集荷頭数 461頭	集荷頭数 500頭	集荷頭数 517頭	—	—	—	—	—
生乳生産量の確保と後継牛確保の取組み	18,696㌧	19,000㌧	18,396㌧	20,000㌧	17,436㌧	18,000㌧	—	—
	388本	性別別精液取扱 500本	544本	性別別精液取扱 500本	性別別精液取扱 448本	性別別精液取扱 500本	—	—
整備に向けての計画の進捗	I期工事完了 II期工事中	整備工事	II期工事完了	令和5年4月より 操業開始	令和5年4月より 操業開始	—	—	—

業績評価指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
二番茶の平均単価820円/kgと比較した、高付加価値商品（紅茶、半発酵茶、釜炒茶）の販売単価	二番茶平均販売価格 859円/kg	高付加価値商品の販売単価 1,500円/kg	高付加価値商品の販売単価 1,500円/kg	高付加価値商品の販売単価 1,500円/kg	単価1,500円/kgで 紅茶等を販売	高付加価値商品の販売単価 1,500円/kg	—	—
新商品開発	6アイテム	2アイテム	2アイテム	2アイテム	4アイテム	2アイテム	—	—
訪問件数	6,222件/年	6,200件/年	6,291件/年	6,225件/年	6,427件/年	6,500件/年	—	—

業績評価指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
肥料銘柄集約	4銘柄	5銘柄	5銘柄	5銘柄	6銘柄	6銘柄	—	—
低コスト資材（全農集中銘柄）の普及拡大	75%	75%	79%	80%	87%	88%	—	—
土壤分析件数	5,808件	5,900件	5,835件	5,900件	6,055件	5,900件	—	—
専任担当者配置数	24人	29人	21人	35人	15人	15人	—	—
訪問件数	4件	45件	47件	50件	51件	55件	—	—
携帯タブレット導入	47台	47台	43台	50台	42台	42台	—	—

業績評価指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
訪問推進件数	7,909件	8,500件	8,072件	9,000件	7,344件	9,000件	—	—
利用件数	712件	750件	778件	800件	652件	800件	—	—

業績評価指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
重油取扱数量拡大	35,415kℓ	35,500kℓ	29,913kℓ	36,000kℓ	27,551kℓ	26,217kℓ	—	—
浸水区域における基地廃止数	検討	検討	検討	検討	検討	4基集約	—	—
残油計システムの設置数	113基	113基	113基	400基	437基	687基	—	—

業績評価指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
地区別実施件数	639件	恒常化	710件	恒常化	685件	恒常化	—	—
訪問件数	493件	320件	341件	320件	309件	292件	—	—

10. 経営基盤の強化

戦略	戦術	具体的な施策
出荷コストの低減	集出荷場等施設配置の見直し	集出荷場の再編・出荷作業の集約等の見直しによる出荷コストの削減
	集出荷場の運営方式の見直し	運営方式の見直しによるコストの削減

11. 地域の活性化

戦略	戦術	具体的な施策
地域コミュニティの活性化	食と農の体験の場の提供	食農教育活動(あぐりスクール)

12. 対話・意思反映

戦略	戦術	具体的な施策
組合員のメンバーシップの強化	組織の活性化	集落座談会等の実施
		青壮年部・女性部との意見交換会
		広報誌モニター制の実施

業績評価指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	目標
再編計画に基づく施設等の整備、広域出荷体制の実践	2集出荷場	2集出荷場	集約に向けた検討 3集出荷場	2集出荷場	再編1集出荷場 実践に向けた検討 (3出荷場)	実践に向けた検討 (3出荷場)	
集出荷場の運営見直し実践 集出荷場数	8か所	7集出荷場	7集出荷場	7集出荷場	9集出荷場等	10集出荷場	

業績評価指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	目標
実施地区数	1地区	3地区	4地区	5地区	5地区	7地区	

業績評価指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	目標
実施回数・人数	119回・2,826人	120回・3,000人	194回・3,595人	120回・3,000人	207回・4,133人	120回・3,000人	
実施回数	7回	7回	8回	7回	10回	7回	
意見提出人数	11人	20人	10人	30人	11人	30人	

×モ



令和5年度「ごはん・お米とわたし」 作文・図画高知県コンクール



図画の部

©みんなのよい食プロジェクト



『今年も豊作になりますように』

高知市立一つ橋小学校 石河 亮介さん（6年生）



※全国コンクール「全国農業協同組合中央会 会長賞」受賞

『わたしのすきなごはんのおとも』

香南市立香我美小学校 石川 七海さん（3年生）



『せつぶんのなが~いのりまき』

安芸市立土居小学校 萩迫 杏奈さん（1年生）



『お米を運ぶ私』

安芸市立清水ヶ丘中学校 川竹 美桜さん（1年生）



『おいしいお米で育つ私』

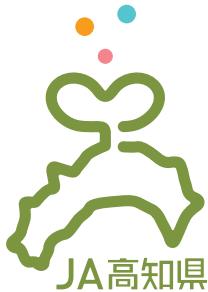
中土佐町立大野見小学校 平岡 叶望さん（6年生）



『お米と私たち』

高知市立朝倉中学校 本久 颯真さん（1年生）





高知県内のJA職員と農家がともに支え合い、農家・消費者の暮らしを豊かにし、高知の農業を発展させることを目的として制作したロゴマークです。

マークは、高知県のみどりの大地から新しい芽（作物・情報）が成長している状態を表し、またその芽は、全国・未来へと繋げる「発信の象徴」でもあります。

水色のドットは清らかで豊かな高知の水を、オレンジのドットは大地に降りそそぐ太陽、ピンクのドットは人々のつながりを育む愛情を表しています。これら3つのドットは新しい芽に栄養を与え育てる養分の役割を持っていきます。

高知県農業協同組合

〒781-8510 高知県高知市五台山5015番地1
TEL 088-821-6091 FAX 088-856-6980
<https://ja-kochi.or.jp/>



マスコットキャラクター
コチット

JA 高知県の広報宣伝部長で、種の妖精。
モチーフは「種」と「ウサギ」。
JA 高知県のロゴマークと同様、3色のドットが示す「水」・
「太陽」・「愛情」から作られており、高知のあぐり（農業）
の神様に仕え、県内各地の農業と暮らしが豊かになる「幸
せの種」として駆け巡ります。
「コチット」はウサギのように駆け巡る高知（コウチ）の
ラビットから名付けられました。